

姫路市中心市街地活性化基本計画

令和2年4月

- 令和2年3月30日 認定
- 令和3年3月12日 変更
- 令和3年8月6日 変更
- 令和5年3月13日 変更
- 令和6年3月7日 変更

兵庫県 姫路市

姫路市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
1-1 姫路市の概況	1
(1)概要	1
(2)位置・地形等	2
(3)沿革	3
1-2 前計画の取組み・検証	5
(1)前計画の概要	5
(2)事業の実施状況	7
(3)前計画の目標積算事業の評価	10
1-3 中心市街地の現状分析	15
(1)中心市街地の既存ストックの状況分析と有効活用の検討	15
(2)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	19
1-4 地域住民等のニーズ把握	43
(1)中心市街地活性化に関する市民アンケート	43
(2)まちなか来街者調査	51
(3)中心市街地マンション居住者意識調査	57
1-5 中心市街地における課題の整理	62
1-6 中心市街地活性化基本方針	67
(1)中心市街地活性化の基本テーマ	67
(2)中心市街地活性化の基本的な方針	67
(3)エリア設定	69
2. 中心市街地の位置及び区域	
2-1 位 置	72
2-2 区 域	74
2-3 中心市街地の要件に適合していることの説明	77
3. 中心市街地の活性化の目標	
3-1 目標設定	85
3-2 計画期間	85
3-3 数値目標の設定の考え方	86
(1)数値目標指標の設定の考え方	86
(2)数値目標の設定	88
(3)数値目標設定の理由	89

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
4-1 市街地の整備改善の必要性	99
4-2 具体的事業の内容	100
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
5-1 都市福利施設の整備の必要性	105
5-2 具体的事業の内容	106
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	
6-1 まちなか居住の推進の必要性.....	109
6-2 具体的事業の内容	110
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
7-1 経済活力の向上の必要性	113
7-2 具体的事業の内容等	114
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
8-1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	126
8-2 具体的事業の内容	127
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
9-1 市町村の推進体制の整備等	132
9-2 中心市街地活性化協議会に関する事項	134
9-3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	141
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
10-1 都市機能の集積の促進の考え方	142
10-2 都市計画手法の活用	146
10-3 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	147
10-4 都市機能の集積のための事業等	148
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
11-1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	149
11-2 都市計画等との調和	152
12. 認定基準に適合していることの説明	153

○基本計画の名称:姫路市中心市街地活性化基本計画

○作成主体:兵庫県姫路市

○計画期間:令和2年4月から令和7年3月まで(5年)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1-1 姫路市の概況

(1) 概要

本市は、人口約53万人、面積約534km²を擁する中核市であり、人口は兵庫県下で神戸市に次ぐ規模で、面積は神戸市にほぼ匹敵する大きさとなっている。

市域の中心部にわが国で初めて世界文化遺産に登録された姫路城を擁し、戦国時代以降、城下町として今日の発展の基礎を築いてきた。明治初期の一時期には、姫路県、飾磨県の県都となり、その後、周辺市町村との合併を行いながら発展を続け、戦災からの復興や臨海部での工業地帯の形成等により、常に播磨地域の中核都市としての役割を担い、平成8年4月には中核市に移行した。

国際観光都市として、姫路城をはじめ、西の比叡山と呼ばれる書写山円教寺、灘のけんか祭りで名高い播州の秋祭り等の観光資源により、国内はもとより海外からの観光客も多い。

さらに、臨海部をはじめとする高い技術力を有する産業が集積し、播磨科学公園都市の母都市である等産業都市としての性格も併せ持つ。



●姫路市中心部

(2)位置・地形等

本市は、兵庫県西部に拡がる播磨平野の中央に位置し、神戸市から西へ約50km、岡山市から東へ約70kmの距離にある。東京～大阪～九州を結ぶ国土軸上に位置し、南は播磨灘に面し、中央の平野部を経て市域北部は中国山地の東端にあたる山地になっている。

市内を南北方向に市川、夢前川が縦断し、両河川に挟まれた平野部に主要な都市機能が集積している。交通施設は、国土軸上に位置することから、東西方向にわが国の根幹をなす山陽自動車道、中国縦貫自動車道、JR山陽新幹線・山陽本線をはじめ、国道2号等が市域を横断している。



●姫路市の位置

(3)沿革

姫路が播磨地域の中心になったのは、大化の改新の後(7世紀)に播磨国の国府が置かれたことに始まり、さらに8世紀中ごろに聖武天皇の勅命で国分寺が建立され、また、広峯神社や増位山隨願寺等もこの時代に創建された。

室町時代になって播磨の豪族赤松氏によって姫山に砦が築かれ、その後、羽柴秀吉が三層の天守を持つ姫路城を築城し、関ヶ原の合戦後に、池田輝政が現在の連立式の天守を持つ姫路城を築き上げた。

この築城は、戦国期が完全に終息していない中、西日本の外様大名の反乱に備えるとともに、大坂城を牽制するために防御機能を重視した城郭・城下町構造をとったものである。これは、城郭のみではなく、城下町全体を防御施設と捉え、内曲輪、中曲輪、外曲輪を配し、城下町全体を堀で囲う「総構」の構造をとったもので、江戸城、大坂城、小田原城、伏見城にもみられる。



●江戸時代の姫路城(内曲輪)



●姫路城の内曲輪、中曲輪、外曲輪

明治期の廃藩置県により設置された姫路県や、その後の飾磨県時代においては県庁所在地となっていたが、明治9年に兵庫県に編入された。明治21年には現在のJR山陽本線である山陽鉄道姫路駅が開業し、翌22年にはわが国の市制施行とともに姫路市が誕生した。その後、周辺市町村との合併を行いながら発展を続けてきたが、太平洋戦争による空襲を受け、姫路城は被害を免れたものの、市街地の大部分を焼失する壊滅的な打撃を受けた。

戦後、周辺市町村との合併を繰り返しつつ戦災からの復興を図り、昭和30年には戦災復興土地区画整理事業によって大手前通りをはじめとする現在の中心市街地の姿が形成され、昭和43年には人口が40万人を突破した。その後、昭和47年の山陽新幹線開通、平成5年12月の姫路城世界文化遺産登録、平成8年の中核市移行等を経て、平成18年3月に家島町、夢前町、香寺町、安富町との合併を行い、人口約53万人の現在の姫路市となり、播磨地域における中枢性がより高まった。



●明治30年代の姫路市中心部



●昭和36年の姫路市中心部

平成26年度に制度化された「地方中枢拠点都市」制度は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「連携中枢都市」制度に引き継がれたが、平成27年度からの制度の本格実施に向けて、本市は国から選定された連携中枢都市のモデル都市として、播磨圏域の市町や関係団体と協力し、播磨圏域経済成長戦略の策定や連携事業を実施している。その後も毎年、播磨圏域成長戦略会議を姫路市が開催しており、近隣の7市8町との連携を深めている。

このように、本市は、県下有数の都市機能及び、交通の大結節点である姫路駅、世界文化遺産・姫路城という2つの核を有し、播磨地域の経済的、社会的な中心としての役割を果たしている。中心市街地の活性化は、本市のみならず播磨圏域の持続的発展に必要な施策ということができる。

1-2 前計画の取組み・検証

(1) 前計画の概要

本市は、姫路駅を中心とするエリア約222haを対象区域に、平成27年4月から令和2年3月までを計画期間とする「姫路市中心市街地活性化基本計画」(以下、「前計画」)を策定した。

ここでは、新たな「姫路市中心市街地活性化基本計画」(以下、「新計画」)策定にあたり、前計画の評価・検証を行う。

前計画では「人々が行き交いまちの鼓動が聞こえる城下(まち)～高質なストックを活かした、街なかの「にぎわい」と「活力」の増大～」を基本テーマに掲げ、この実現に向けて4つの基本方針と4つの目標を設定し、目標に沿った事業展開を実施することにより活性化を図った。

中心市街地活性化の基本テーマ

人々が行き交いまちの鼓動が聞こえる城下^{まち}

～高質なストックを活かした、街なかの「にぎわい」と「活力」の増大～

基本テーマ実現に向けた4つの基本的な方針

行きたい城下^{まち}

にぎわう城下^{まち}

住みたい城下^{まち}

市民が主役の城下^{まち}

国内外の人々が
訪れるまちづくり

人々が集い、回遊
するまちづくり

人々が暮らしたく
なるまちづくり

市民が躍動できる
まちづくり

中心市街地活性化の目標

目標①

新たな魅力の創出と移動環境の向上による来訪者数の増加

目標②

新陳代謝の促進による街なか(商店街)の活性化

目標③

多世代が快適・便利に暮らせる居住環境の向上

目標④

市民が躍動できる仕組み・体制の構築

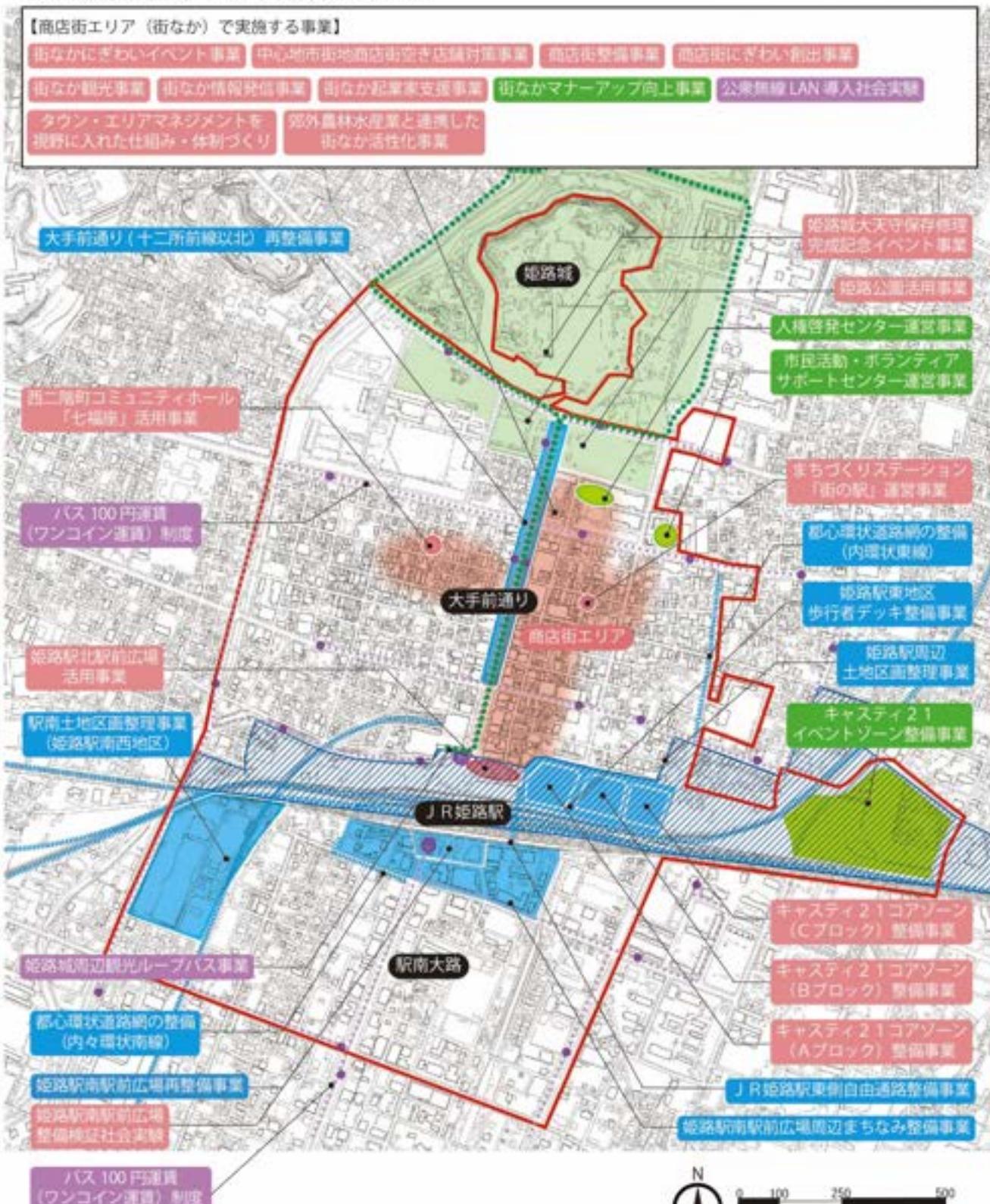
高質な公共空間に加え、新たな魅力ある施設の整備や、まちなかでのにぎわい創出を図るとともに、公共交通、自転車等の移動環境向上により来訪者数の増加を目指す

空き店舗対策の継続的実施に加え、商店街等が自ら考え行動する活性化施策を適切な官民連携で推進する等、新陳代謝を図ることでまちなかの活性化を目指す

前計画期間中に飛躍的に向上した居住魅力を継続的に高め、多世代が安全・安心に快適・便利に暮らすことができる居住環境のさらなる向上を目指す

駅前広場等で芽ばえた市民主体によるまちづくりをタウン・エリアマネジメントに高めることを目的に、官民連携を視野に入れた仕組み・体制の構築を目指す

事業実施箇所図 基本計画区域：約 222ha



【位置が特定できない事業】

- 観光ボランティアの充実 電線地中化事業 垂直建築物看板設置事業
- 公共交通バリアフリー化促進事業（バス） 姫路城と調和した景観の形成 案内サイン強化事業 自転車利用環境整備事業
- コミュニティサイクル社会実験事業 コミュニティサイクル事業 バスロケーションシステムの活用

(2)事業の実施状況

前計画では市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、経済活力の向上、公共交通機関の利便増進等を目的とする計43事業に取り組んだ。

このうち、平成30年度までに完了した事業は8事業、実施中は35事業、中止事業と未実施事業はない。

完了した主な事業は、「キャスティ21コアゾーン(Aブロック)整備事業」「キャスティ21コアゾーン(Bブロック)整備事業」「キャスティ21コアゾーン(Cブロック)整備事業」「姫路駅南駅前広場再整備事業」「姫路城大天守閣保存修理完成記念イベント事業」等である。

実施中の35事業のうち、ソフト事業に関しては現在も継続して実施しており、ハード事業に関しては予定通り進捗している。

■前計画記載事業の主な分類別進捗状況

	記載 事業数	進捗状況			
		完了	実施中	中止	未実施
市街地の整備改善	10	3	7	0	0
都市福利施設の整備	5	1	4	0	0
まちなか居住の推進	1	0	1	0	0
経済活力の向上	18	3	15	0	0
公共交通機関の利便増進等	9	1	8	0	0
計	43	8	35	0	0

■前計画記載事業の進捗状況

	事業名	事業主体	事業期間	進捗状況
市街地の整備改善				
1	駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)	姫路市	H19～R3	実施中
2	姫路駅東地区歩行者デッキ整備事業	姫路市	H26～H30	完了
3	大手前通り(十二所前線以北)再整備事業	姫路市	H27～R1	実施中
4	姫路駅南駅前広場再整備事業	姫路市	H27～H30	完了
5	姫路駅周辺土地区画整理事業	姫路市	H1～R3	実施中
6	都心環状道路網の整備	姫路市	H21～R3	実施中
7	JR姫路駅東側自由通路整備事業	姫路市	H15～H30	実施中
8	電線類地中化事業	姫路市	H21～R3	実施中
9	姫路駅南駅前広場整備検証社会実験	姫路市	H27	完了
10	姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業	姫路市	R1～R3	実施中
都市福利施設の整備				
11	キャスティ21イベントゾーン整備事業	姫路市	H27～R2	実施中
12	キャスティ21コアゾーン(Cブロック)整備事業	(学)神戸滋慶学園	H26～H30	完了
13	街なかマナーアップ向上事業	姫路市	H27～R1	実施中
14	市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業	姫路市	H27～R1	実施中
15	人権啓発センター運営事業	姫路市	H27～R1	実施中
まちなか居住の推進				
16	優良建築物等整備事業	民間	H27～R1	実施中
経済活力の向上				
17	キャスティ21コアゾーン(Bブロック)整備事業	エミス(株)	H26～H27	完了
18	中心市街地商店街空き店舗対策事業	姫路市、姫路商工会議所、商店街等	H13～R1	実施中
19	商店街にぎわい創出事業	姫路市、商店街、民間等	H27～R1	実施中
20	姫路公園活用事業	姫路市	H27～R1	実施中
21	街なか起業家支援事業	姫路市	H27～R1	実施中
22	タウン・エリアマネジメントを視野に入れた仕組み・体制づくり	姫路市	H27～R1	実施中
23	キャスティ21コアゾーン(Aブロック)整備事業	マルイト(株)	H26～H29	完了
24	街なかにぎわいイベント事業	姫路市、商店街、市民団体等	H27～R1	実施中
25	姫路駅北駅前広場活用事業	姫路市、市民団体、商店街等	H27～R1	実施中
26	西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業	西二階町商店街振興組合	H21～R1	実施中
27	まちづくりステーション「街の駅」運営事業	姫路商工会議所	H27～R1	実施中
28	街なか情報発信事業	商店街、民間、市民団体等	H27～R1	実施中
29	観光ボランティアの充実	姫路市、姫路観光コンベンションビューロー等	H27～R1	実施中

	事業名	事業主体	事業期間	進捗状況
30	商店街整備事業	姫路市、姫路商工会議所等	H27～R1	実施中
31	姫路城大天守保存修理完成記念イベント事業	姫路市	H27	完了
32	街なか観光事業	姫路市、姫路観光コンベンションビューロー、市民団体等	H27～R1	実施中
33	郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業	姫路市、民間等	H27～R1	実施中
34	公衆無線 LAN 導入社会実験	姫路市	H26～R1	実施中
公共交通機関の利便増進				
35	コミュニティサイクル社会実験事業	姫路市	H26～H27	完了
36	コミュニティサイクル事業	姫路市	H28～R1	実施中
37	姫路城周辺観光ループバス事業	神姫バス(株)	H10～R1	実施中
38	バス 100 円運賃(ワンコイン運賃)制度	神姫バス(株)	H13～R1	実施中
39	公共交通バリアフリー化促進事業(バス)	姫路市	H6～R1	実施中
40	自転車利用環境整備事業	姫路市	H20～R1	実施中
41	案内サイン強化事業	姫路市	H27～R1	実施中
42	姫路城と調和した景観の形成	姫路市	H9～R1	実施中
43	バスロケーションシステムの活用	神姫バス(株)	H26～R1	実施中

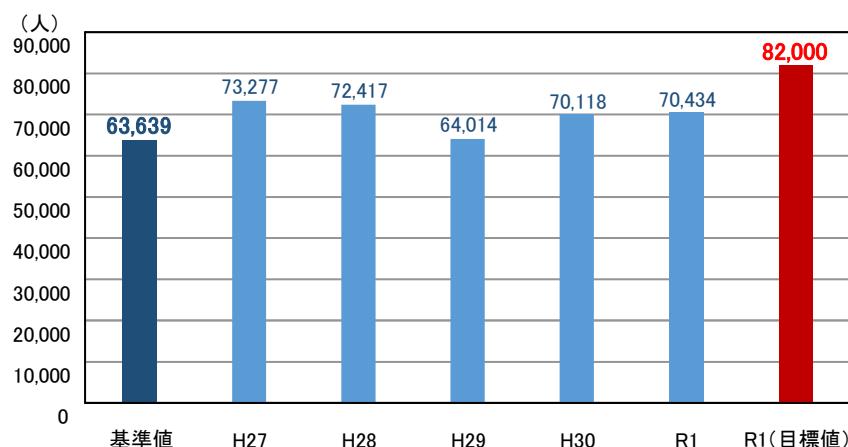
(3) 前計画の目標積算事業の評価

前計画の目標値積算に関わる事業の達成状況について、以下に評価・分析を行う。

①歩行者・自転車通行量

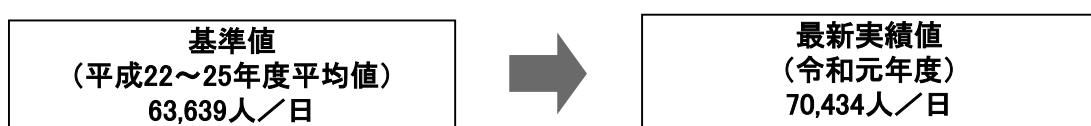
◆数値目標の達成状況

前計画は、基準値63,639人／日（平成22～25年度平均値）に対し、目標値を82,000人／日（令和元年度）と設定している。令和元年度（平成31年4月29日）は70,434人／日で、基準値に対して約11%の増加となり、目標値に対して85.9%の達成値となっている。



●歩行者・自転車通行量の実績値・数値目標

■歩行者・自動車通行量の達成状況



6,795人／日(約11%)増加

◆前計画の目標積算事業の評価

基準値より約11%増加した要因として、姫路城大天守保存修理事業完了後の登閣者数の増加、キャスティ21コアゾーン整備事業による姫路駅周辺の新しい商業施設の開店に伴う集客効果のほか、コミュニティサイクル事業、姫路駅北駅前広場活用事業等の主要事業が順調に進捗していることによる増加が考えられる。

平成31年4月29日（休日）の歩行者・自転車通行量調査によると、大手通り・東（みずほ銀行西）で、平成30年4月29日から30%の増加、西二階町商店街では18%の増加となっており、こうした大幅な増加地点が全体の歩行者・自転車通行量を増加させている。

目標値を達成できなかった要因として、御幸通商店街（カフェ・ド・クリエ西）と二階町商店街（POSH CLUB南）で減少しており、この地点に近いヤマトヤシキ姫路店が平成30年2月に閉店した影響が考えられる。

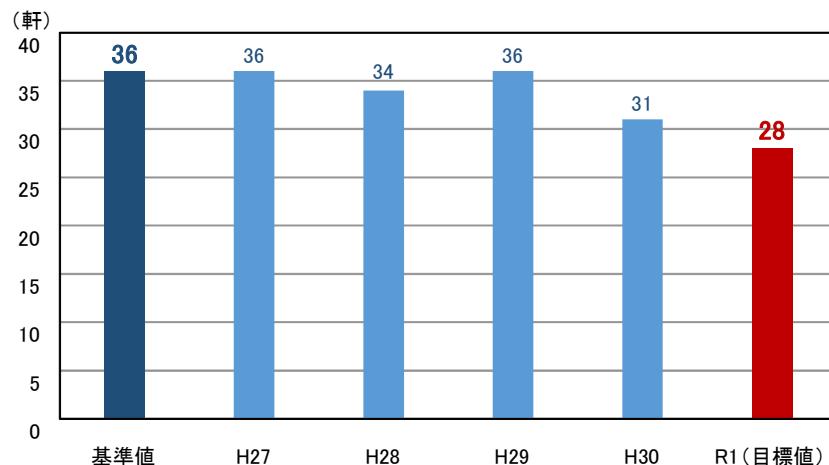
また、平成27年3月27日にグランドオープンした姫路城による集客効果が落ち着きつつあり、継続的な増加につながらなかったことが考えられる。

以上から、駅周辺のキャスティ21コアゾーン整備事業等により増加した来街者や居住者を、商店街へ誘引する等回遊性の向上につなげることができなかつたことが要因と推察され、回遊性の創出に向けて、引き続き取り組んでいくことが求められる。

②空き店舗数

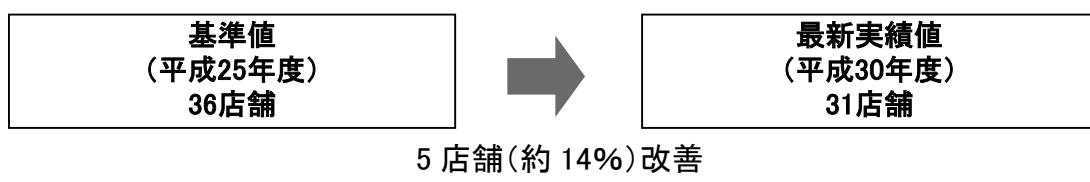
◆数値目標の達成状況

前計画では、基準値36店舗に対し、目標値を28店舗(令和元年度)と設定している。平成30年度は31店舗となっており、基準値に対して5店舗減少し、目標値に対して90.3%となっている。



●空き店舗数の実績値・数値目標

■空き店舗数の達成状況



◆前計画の目標積算事業の評価

空き店舗数の目標積算に関わる事業において、中心市街地商店街空き店舗対策事業により、創業者に対する家賃等の一部を支援しており、制度を活用した新規出店数は平成27年度8店舗、平成28年度9店舗、平成29年度5店舗、平成30年度11店舗と、毎年一定数の店舗が立地している。

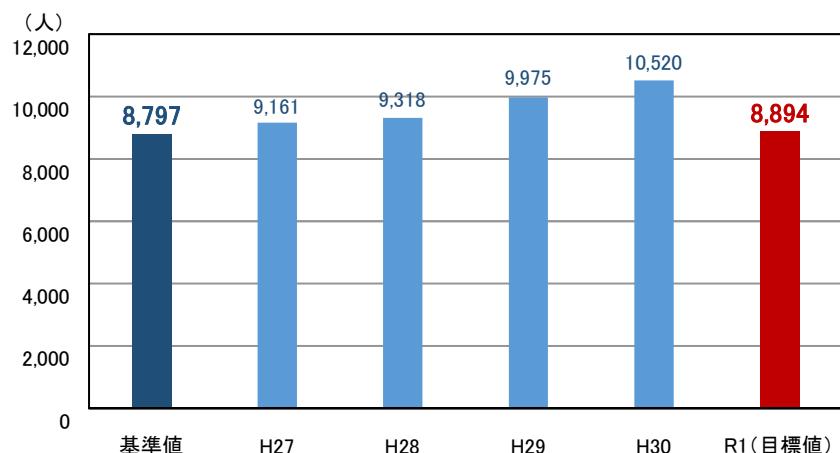
さらに、街なか起業家支援事業による商店街の魅力づくりに向けた取組みにより、平成27年度2名、平成28年度3名、平成29年度3名、平成30年度4名の創業者に対して支援を実施している。これらにより、平成30年度の空き店舗は、31店舗にまで減少したと考えられる。

一方、空き店舗数は改善しているが、退店数が新規出店数を上回る年度もあることから、目標値に届いていないと考えられる。

③居住者数

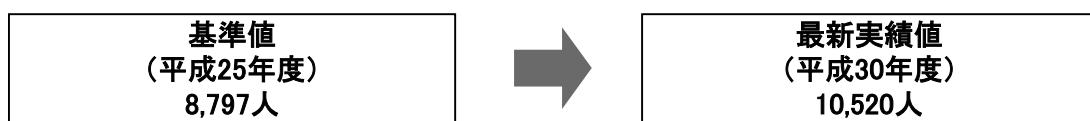
◆数値目標の達成状況

前計画では、基準値8,797人(平成25年度)に対し、目標値を8,894人(令和元年度)と設定している。平成30年度は10,520人となっており、平成27年度には目標値を達成し、その後も引き続き増加している。



●居住者数の実績値・数値目標

■居住者数の達成状況



1,723人(約20%)増加

◆前計画目標積算事業の評価

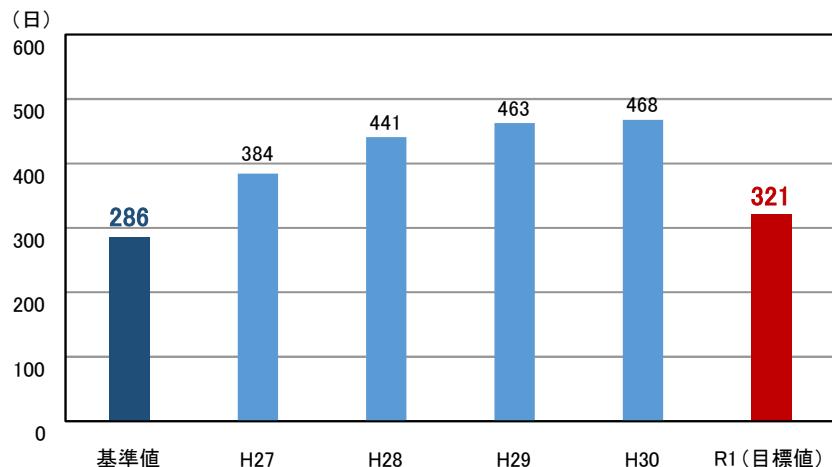
目標値達成の要因として、姫路駅周辺土地区画整理事業のほか、キャスティ21コアゾーン整備事業等の姫路駅周辺整備事業の進捗により、中心市街地の魅力が向上することで、民間マンションの建設が増加していることが考えられる。

民間マンションの建設については、平成30年度に実施した中心市街地マンション居住者意識調査から、子育て世帯や夫婦のみの世帯が多く、「生活利便性の充実」や「仕事上の都合」、「姫路駅が近い」ことを理由にあげる割合が高くなっている。これは、前計画記載事業の成果による公共交通の利便性向上や生活利便性の高い商業施設の整備等、中心市街地の魅力の高まりが多世代居住者の流入の要因と考えられる。

④公共空間利活用のルールのもとで行われるイベント実施日数

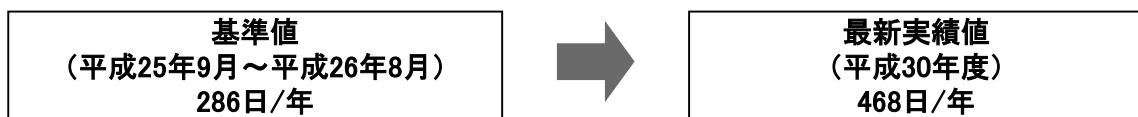
◆数値目標の達成状況

前計画では、基準値286日/年に対し、目標値を321日/年(令和元年度)と設定している。平成30年度で468日/年となっており、既に目標値を達成している。



●公共空間利活用のルールのもとで行われるイベント実施日数の実績値・数値目標

■公共空間利活用のルールのもとで行われるイベント実施日数の達成状況



182日/年(約64%)増加

◆前計画の目標積算事業の評価

目標値達成の要因として、姫路駅北駅前広場の利活用が定着し、週末だけでなく平日においても、多彩なイベントが行われ、高い稼働率で広場の活用が図られていることが考えられる。

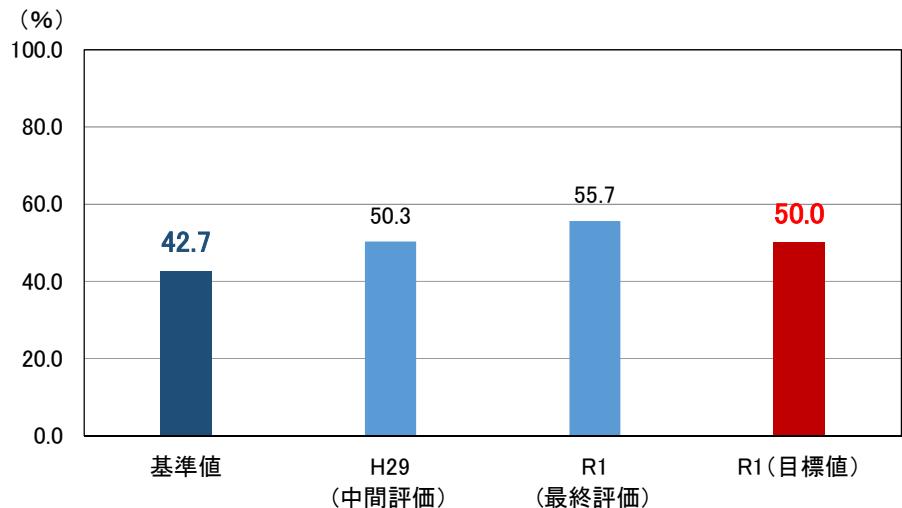
姫路駅北駅前広場は、市民・観光客の憩いとくつろぎの場であるとともに、イベント等で活用できる空間であることが広く周知されてきている。また、第3回全国まちなか広場賞で「大賞」を受賞し、知名度も高くなったことで、年間を通じて多彩なイベントが行われ、平成28年度304日、平成29年度317日、平成30年度324日と、高い稼働率で広場の活用が図られている。その他、商店街や大手前公園も順調に活用がされている。

また、大手前通り(十二所前線以北)再整備事業では、南工区は平成30年9月に完成し、北工区は、令和元年度の事業完了に向け工事を進めている。南工区の工事完了後、整備された歩道空間における利活用を進めるべくその仕組みづくりが進んでおり、今後のさらなる公共空間の利活用が期待されている。

⑤補完目標：中心市街地に対する市民の評価

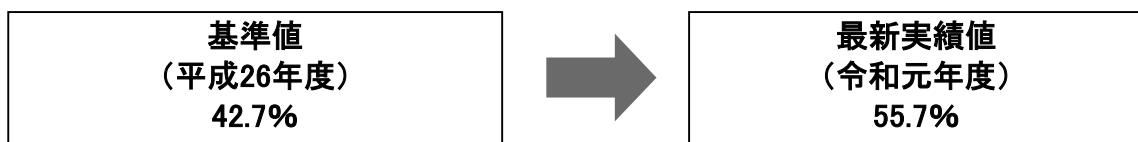
◆数値目標の達成状況

前計画では、中心市街地活性化に関するアンケートから「中心市街地に対する市民の満足度」を数値目標として定めており、基準値42.7%に対し、目標値を50.0%（令和元年度）と設定している。令和元年度は、55.7%となっており、目標値を達成している。



●中心市街地に対する市民の評価の実績値・数値目標

■中心市街地に対する市民の評価の達成状況



13ポイント(約30%)増加

◆前計画の目標積算事業の評価

目標達成の要因として、キャスティ21コアゾーン整備事業等の姫路駅周辺整備事業のほか、大手前通りの再整備等の進捗により、中心市街地の魅力が向上することで、市民の満足度が増加していることが考えられる。

市民の満足度については、令和元年度に実施した中心市街地活性化に関するアンケートから、満足している理由について、「食料品や日用品の買い物の利便性」「緑や道路・街並みの美しさ」「交通の利便性」の割合が高くなっている。これは、前計画記載事業の生活利便性の高い商業施設の整備、大手前通りの再整備、公共交通の利便性向上等の成果と考えられる。

1-3 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の既存ストックの状況分析と有効活用の検討

①歴史的・文化的資源

中心市街地には、姫路はもとよりわが国を代表する歴史的・文化的資源である世界文化遺産・姫路城が存在し、登閣者は年間約159万人(平成30年度)となっている。姫路城大天守保存修理工事が完了した平成27年度以降は、登閣者数が大幅に増加したが、その後減少傾向となっている。しかし、姫路城の外国人観光客数は近年大幅に増加しており、平成30年度には年間約38万7千人に達し過去最高を記録している。中でも台湾からの観光客が最も多く、欧米からの観光客も増えている。

姫路城の周辺には、姫路城西御屋敷跡庭園・好古園や、兵庫県立歴史博物館、姫路市立美術館、姫路市立動物園、日本城郭研究センター等が立地しており、姫路城周辺の主要観光施設における入込客数は年間約262万人(平成30年度)となっている。

このほかにも中心市街地とその周辺には、多くの神社仏閣等多様な歴史的・文化的資源が存在し、観光資源としてだけではなく、祭りや年中行事によって地域住民等の交流の場として活用されているものが多く、中心市街地への集客や地域の活性化に寄与している。

これらの豊かな歴史的・文化的資源を活用し、観光集客はもとより、商業とのタイアップによる新たな観光産業の創出や回遊性の向上を図り、これまで中心市街地を単に通過していた来街者や外国人観光客をまちなかに呼び込み、滞留してもらう仕掛けづくりが重要となっている。



●姫路城



●好古園



●兵庫県立歴史博物館



●姫路市立美術館



●姫路文学館



●姫路市立動物園



●観桜会



●お城まつり

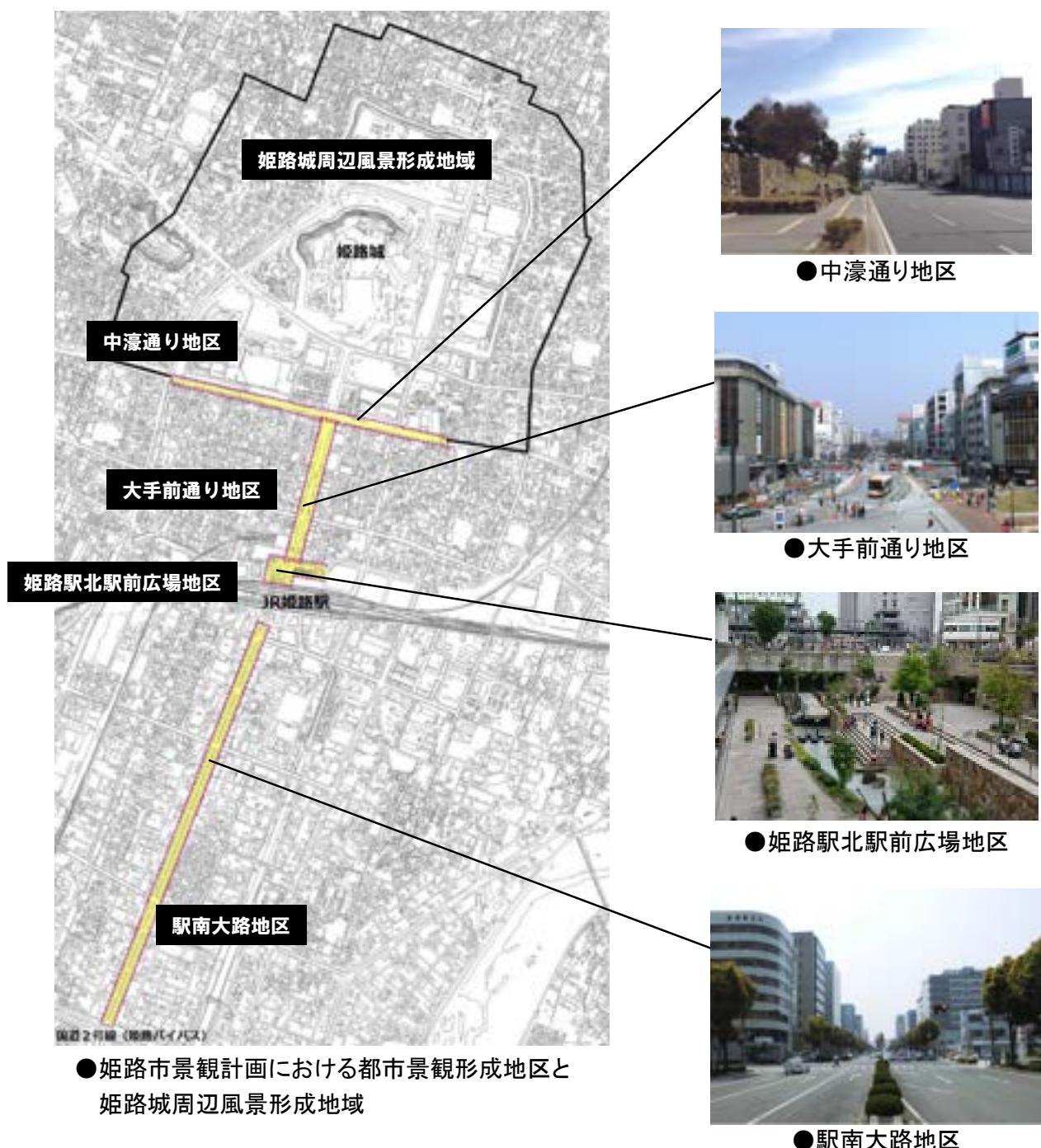


●姫路ゆかた祭り

②景観資源

本市では、まちのシンボルであり資産でもある姫路城を中心とした都市景観の保全や良好な景観形成に向けて、昭和62年3月に「姫路市都市景観条例」を制定した。その後、平成17年6月の「景観法」の全面施行により、法的な裏づけが付与されたことを受けて、平成19年に「姫路市景観計画」を策定し、平成20年4月1日より施行した。

景観計画の策定によって、これまで条例に規定していた大手前通り等の3つの道路沿道地区に加え、姫路駅北駅前広場地区を都市景観形成地区に追加指定したほか、姫路城周辺を新たに「風景形成地域」に位置付け、建築物や工作物の新築・増築等に対して、色彩や形態・意匠に関わる基準が厳格化されることとなった。



③社会资本

本市の中心市街地は、かつて姫路城の曲輪内に位置したことから、古くから碁盤の目状に道路が整備されていたが、太平洋戦争による戦災で大部分の市街地が焼失し、昭和20年代の大規模な戦災復興土地区画整理事業によって現在の姿となっている。同事業によって、当時としては先進的な広幅員街路である大手前通りが整備された。

大手前通りは「日本の道百選」にも選出され、本市のシンボルロードとしての重要な役割を担っている。沿道は業務機能等を中心とした利用がなされていたが、大手前通りの再整備を機に、人が滞留し、にぎわう魅力ある空間づくりに向けて、公共空間利活用に関する法制度等を活用した公民連携による、大手前通りのエリア価値の向上に取り組んでいる。

JR山陽本線南側では、同じく土地区画整理事業によって整然とした街区が形成されており、近年でも姫路駅南西地区や姫路駅周辺における土地区画整理事業が行われ、近代的なまちなみを呈している。姫路駅周辺の再開発事業に伴い、民間企業によるマンション建設が増加し、特に若い世代を含む居住人口が増加する等中心市街地の魅力が向上している。また、平成30年度には姫路駅南駅前広場再整備事業により、交通機能の利便性や景観が向上しており、今後はこれらを踏まえた姫路駅南駅前広場周辺のまちなみ整備事業により、新都市拠点としてふさわしい街区の形成が期待される。

中心市街地内の公園は、土地区画整理事業等によって計画的に配置・整備されており、居住人口の増加に伴い、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園となっている。

公共交通は、本市の中心駅となるJR姫路駅及び山陽電鉄姫路駅が存在し、市周辺部や他都市からの玄関口となっている。中心市街地内の移動はバスが中心となるが、利用者数は近年横ばいでいた。このため、JRとバスの連絡定期券等に加え、姫路駅を中心とした1km圏内での路線バス「100円運賃制度」、100円で乗車できる「姫路城周辺観光ループバス」の運行等を実施している。

鉄道とバスの交通結節点となる姫路駅前では、前々計画でのJR山陽本線等連続立体交差事業、キャスティ21エントランスゾーン整備事業（駅前広場整備事業）、前計画での姫路駅南駅前広場再整備事業により、南北の一体利用が図られるとともに、公共交通によるアクセス性や利便性が飛躍的に向上した。

おもてなし空間としての役割を果たす姫路駅北駅前広場の整備、大手前通りの再整備等によって、市民のにぎわいや利活用の活性化に向けた環境が整い、多くのイベントが継続的に行われている。

こうして創出された高質なストックは、市民レベルでの自主的なまちづくりへの参加やまちなかの活性化を考えようとする動きにつながっている。今後はこうした取組みをエリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりへつなげ、回遊や滞在を促し、民間活力を活用した持続的なまちづくりにつなげることが重要となっている。



●姫路駅南駅前広場

④産業資本

本市では、長い歴史を経て多くの地場産業・伝統工芸が形成され、皮革、乾麺、鎖、ボルト・ナット、菓子、明珍火箸等が特に有名であるが、主な生産拠点は中心市街地外となっている。

中心市街地とその外縁部には、播磨地域の中核都市として業務機能が集積し、信用金庫3社の本店をはじめ、大手企業の支店・営業所、全国紙の支局が置かれている。また近年では、本市の西に位置するたつの市、上郡町、佐用町で整備されている播磨科学公園都市の母都市として、先端科学技術に関連する産業集積を進めている。臨海部をはじめとする産業や播磨科学公園都市の研究開発機能の集積を背景に、キャスティ21イベントゾーンでも姫路市文化コンベンションセンターが建設され、これらの製品の展示や交流機能の具体化が検討されている。

さらに中心市街地では、「郊外農林水産物と連携した街なか活性化事業」が実施されており、郊外で営まれている農林水産業事業者と連携し、まちなかでの新たな交流とにぎわいを創出することを目的に、ひめじマルシェやえきまえ「御結び市」を開催している。



●姫革細工



●明珍火箸



●播磨科学公園都市

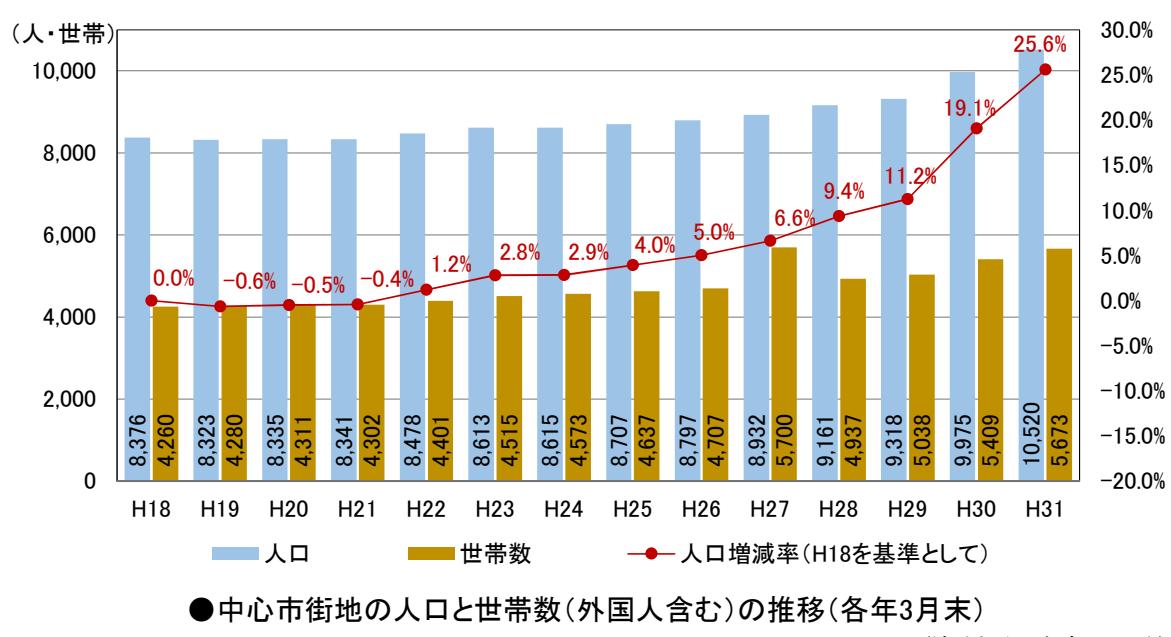
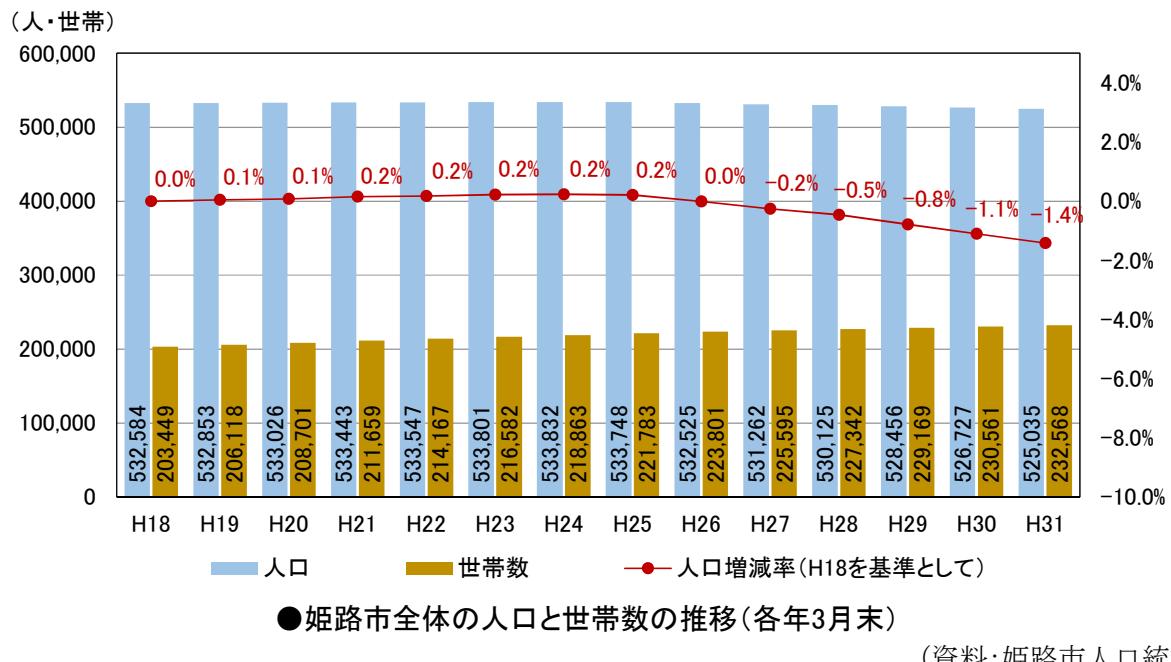
(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①人口動態に関する状況

1) 中心市街地の人口

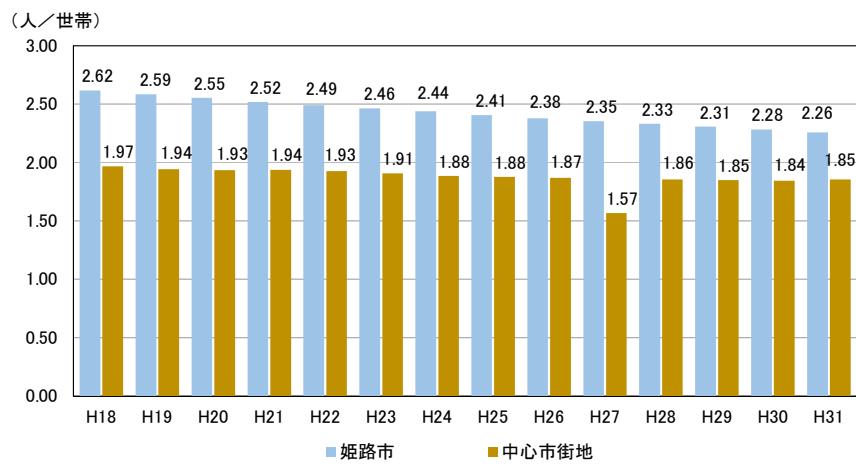
本市全体の人口は、平成31年3月末時点で525,035人であり、平成24年3月末時点をピークに減少傾向が続いている。中心市街地の人口は、平成31年3月末時点で10,520人であり、増加傾向にある。平成18年3月末を基準とした人口の増減率を比較すると、本市全体は緩やかに減少しているのに対し、中心市街地は平成22年以降から、次第に大幅な伸び率となり、平成31年3月末時点では、約26%の増加となっている。

世帯数は、本市全体で232,568世帯、中心市街地で5,673世帯となっており、ともに増加傾向にある。



2) 中心市街地の世帯人員

世帯人員は、本市全体と中心市街地ともに減少傾向にある。平成31年3月末時点で本市全体の2.26人/世帯に対して、中心市街地は1.85人/世帯となっており、中心市街地における世帯の小規模化が進行している。



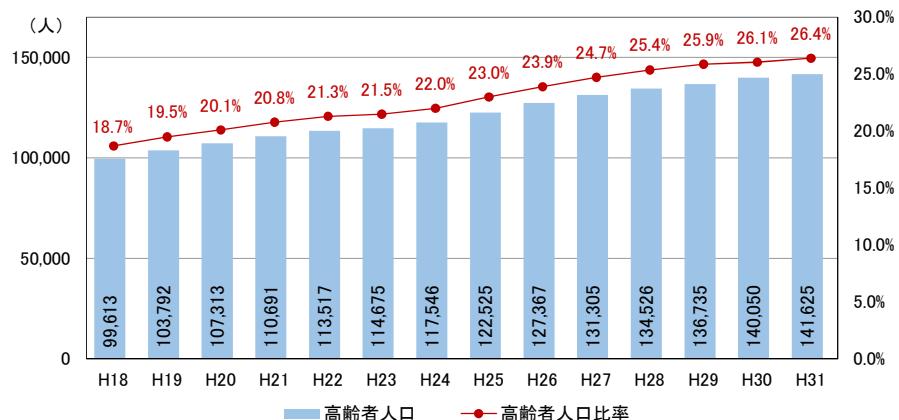
●姫路市全体と中心市街地の世帯人員(各年3月末)

(資料:姫路市人口統計)

3) 中心市街地の高齢化率

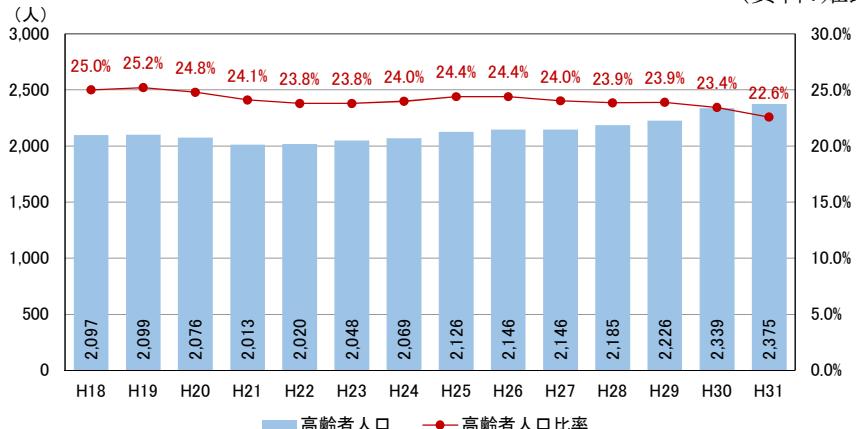
平成31年3月末時点の高齢者人口は、本市全体と中心市街地ともに、増加傾向にある。

高齢者人口比率をみると、平成31年3月末時点で、本市全体で26.4%、中心市街地で22.6%となっている。平成27年以降、中心市街地の高齢者人口比率が低下していることから、中心市街地への若い世代の流入がうかがえる。



●姫路市の高齢者人口と同比率(各年3月末)

(資料:姫路市人口統計)



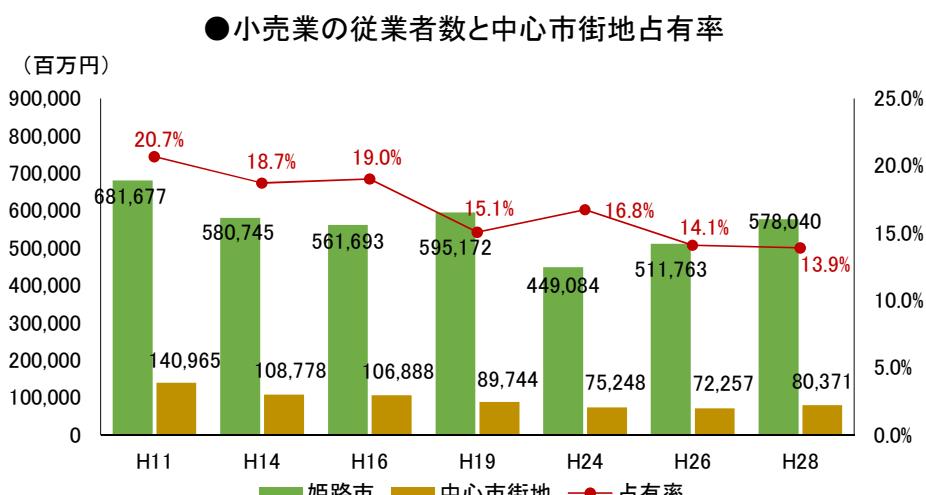
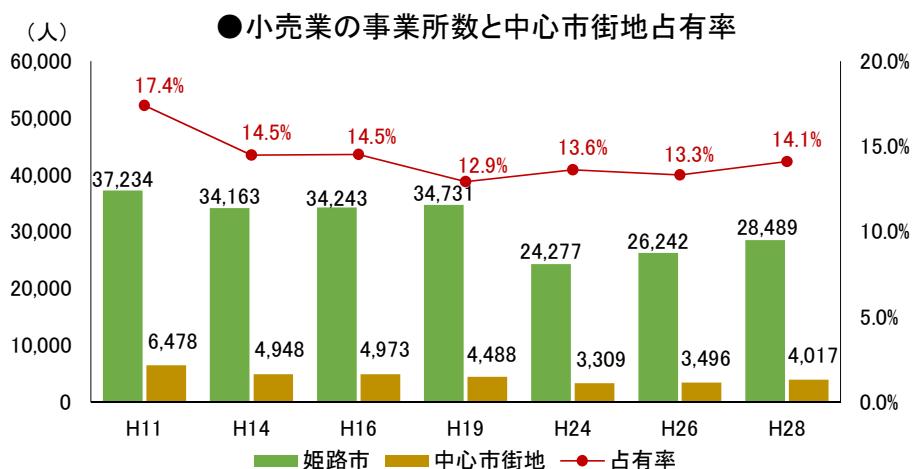
●中心市街地の高齢者人口と同比率(各年3月末)

(資料:姫路市人口統計)

②商業に関する状況

1) 中心市街地の小売業

小売業の事業所数と従業者数は、本市全体と中心市街地とともに、平成11年度から減少傾向にあったが、平成26年度から増加に転じており、中心市街地の本市全体に対する占有率は年々高まっている。中心市街地の年間商品販売額は、平成26年度から増加しているが、中心市街地の本市全体に対する占有率は微減となっている。



●小売業の年間商品販売額と中心市街地占有率

(資料:H11～19,H26商業統計調査 H24,H28経済センサス活動調査)

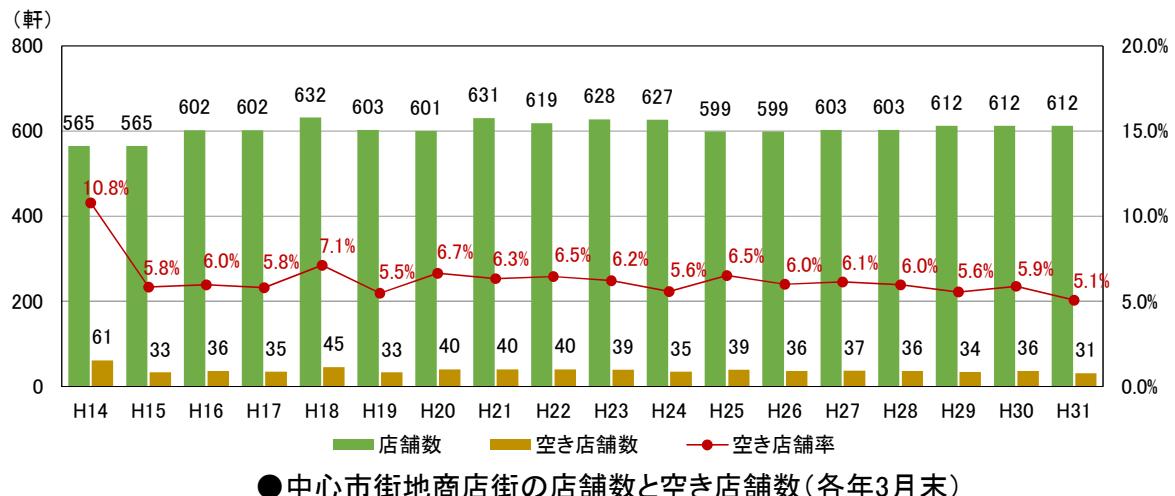
※中心市街地は、H19までは城南小学校校区・城巽小学校校区内の合計、H26以降は白鷺小学校校区内の数値を採用
※平成26年調査は日本標準産業分類の改定及び調査設計の大幅変更に伴い、平成19年調査と接続しない。

また、平成24年経済センサス活動調査も平成26年調査と集計対象範囲が異なる。

2) 中心市街地の空き店舗数

中心市街地商店街の店舗数は、平成31年3月末で612軒あり、そのうち空き店舗数は31軒で空き店舗率は5.1%となっている。空き店舗数は、平成26年3月末から平成31年3月末の5年間で5軒減少している。

商店街別にみると、「西二階町商店街」では、5年間で最も多い7軒の減少となっている。一方、「本町商店街」、「姫路御幸通商店街」では、3軒ずつ増加している。

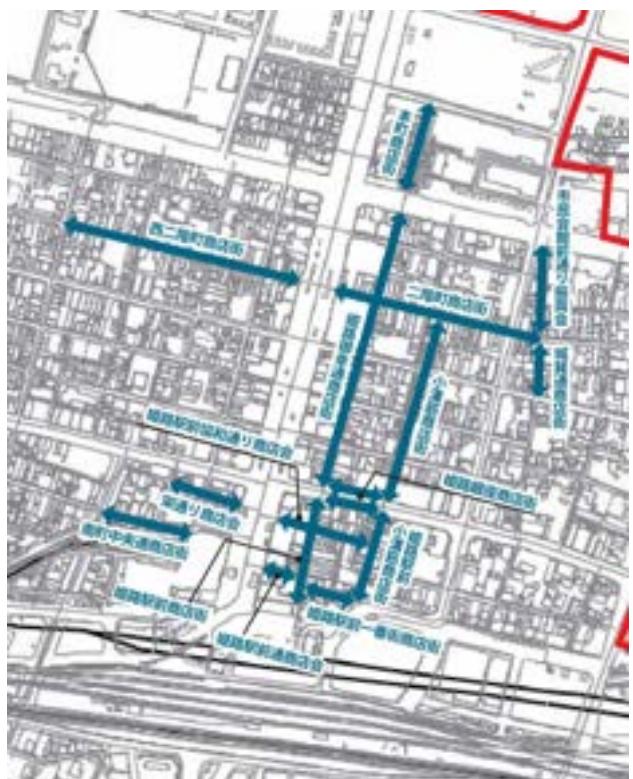


●中心市街地商店街の店舗数と空き店舗数(各年3月末)

(資料:店舗数-兵庫県団体名簿等、空き店舗数-姫路商工会議所・姫路市調査)

■商店街別の空き店舗数

商店街名	H26年 3月末	H31年 3月末	増減
本町商店街	1	4	+3
西二階町商店街	9	2	-7
二階町商店街	5	3	-2
姫路御幸通商店街	3	6	+3
小溝筋商店街	2	3	+1
姫路銀座商店街	1	1	0
姫路駅前商店街	1	3	+2
姫路駅前小溝筋商店街	1	1	0
姫路駅前協和通り商店会	1	1	0
姫路駅前一番街商店街	0	0	0
姫路駅前通商店会	1	1	0
栄通り商店会	4	3	-1
南町中央通商店街	0	0	0
市民会館前通り振興会	2	1	-1
城巽通商店街	5	2	-3
合計	36	31	-5



●姫路市中心市街地商店街位置図

(資料:店舗数-兵庫県団体名簿等、空き店舗数-姫路商工会議所・姫路市調査)

※空き店舗は、現地調査にて元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店し、その後入居するテナントが決まっていない状態の店舗とする。

※店舗数、空き店舗数は1階にあるもののみ集計

3) 中心市街地の大規模小売店舗数

現在、中心市街地には大規模小売店舗(店舗面積1,000m²以上)が11店舗ある。前計画が策定された平成27年度以降に、姫路フォーラスとヤマトヤシキ姫路店が相次いで閉店した。

平成27年度以降に建設された大規模小売店舗は、本市全体では21店舗(50,348m²)であり、活発な出店が続いている。このうち、中心市街地においては、「テラツソ姫路」「マルイト姫路ビル」の2店舗(12,135m²)が出店した。新たに出店した大規模小売店舗の面積比率では、中心市街地が本市全体のは4分の1を占め、出店した2店舗により、駅周辺における集客力や滞留時間の高まりが期待される。

■ 平成27年度以降に立地した大規模小売店舗

	店舗数	店舗面積(m ²)	面積比率
姫路市全体	21	50,348	100.0%
中心市街地	2	12,135	24.1%

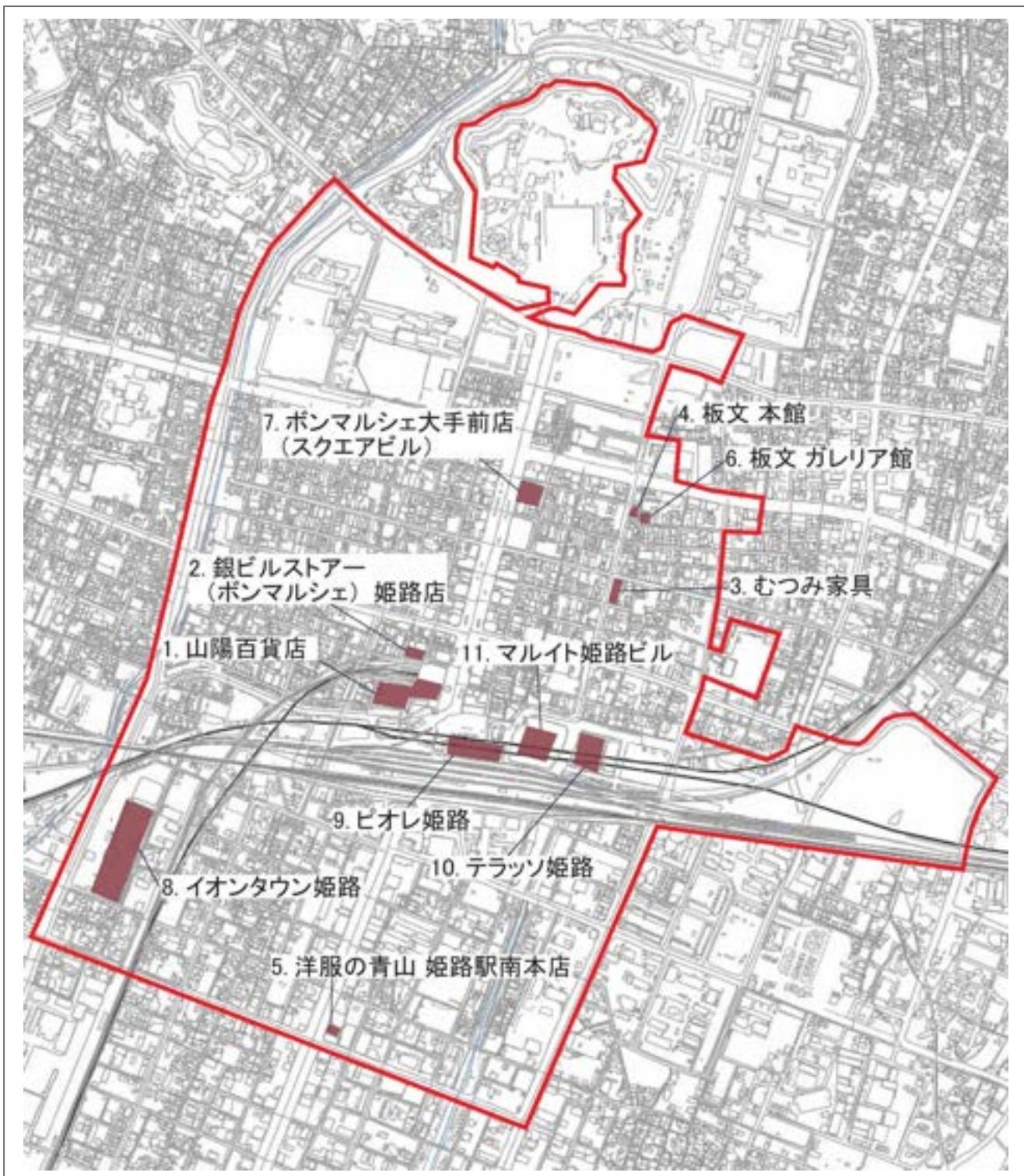
(資料: 大店立地法届出)

■ 中心市街地における大規模小売店舗

	店舗名	業種	店舗面積	開店日	閉店
	ヤマトヤシキ姫路店	百貨店	17,051	S22.3	●
1	山陽百貨店	百貨店	27,488	S28.7	
2	銀ビルストアー(ポンマルシェ)姫路店	スーパー	2,990	S31.5	
3	むつみ家具	家具	2,980	S47	
4	板文 本館	家具	1,132	S47.3	
5	洋服の青山 姫路駅南本店	紳士服	1,096	S54.10	
	姫路フォーラス	専門店	14,652	S56.4	●
6	板文 ガレリア館	家具	1,484	H3.9	
7	ポンマルシェ大手前店(スクエアビル)	スーパー・本・CD	2,988	H17.5	
	プリエ姫路	ショッピングセンター	5,613	H20.12	※
8	イオンタウン姫路	ショッピングセンター	13,007	H23.2	
9	ピオレ姫路	ショッピングセンター	13,172	H25.4	
10	テラツソ姫路	ショッピングセンター	6,873	H27.7	
11	マルイト姫路ビル	ホテル・ショッピングセンター	5,260	H30.3	

(資料: 大店立地法届出)

※プリエ姫路は平成25年4月30日をもってピオレ姫路へ統合



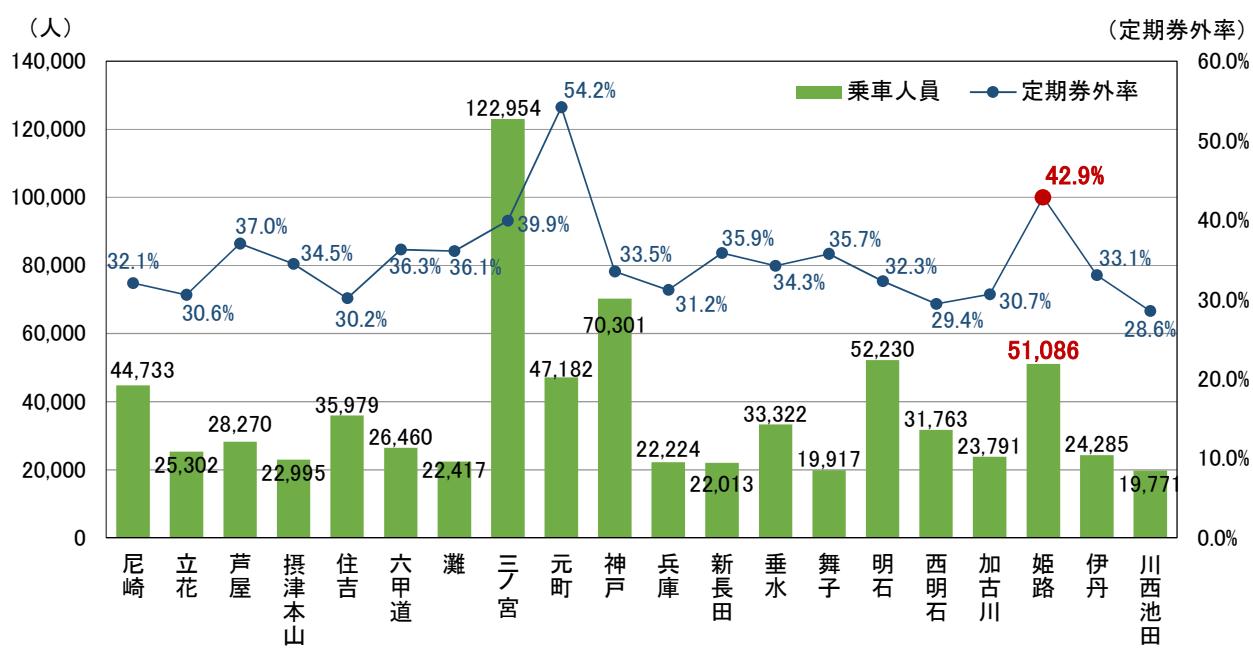
●中心市街地内の大規模小売店舗

③公共交通に関する状況

1) 鉄道利用者数

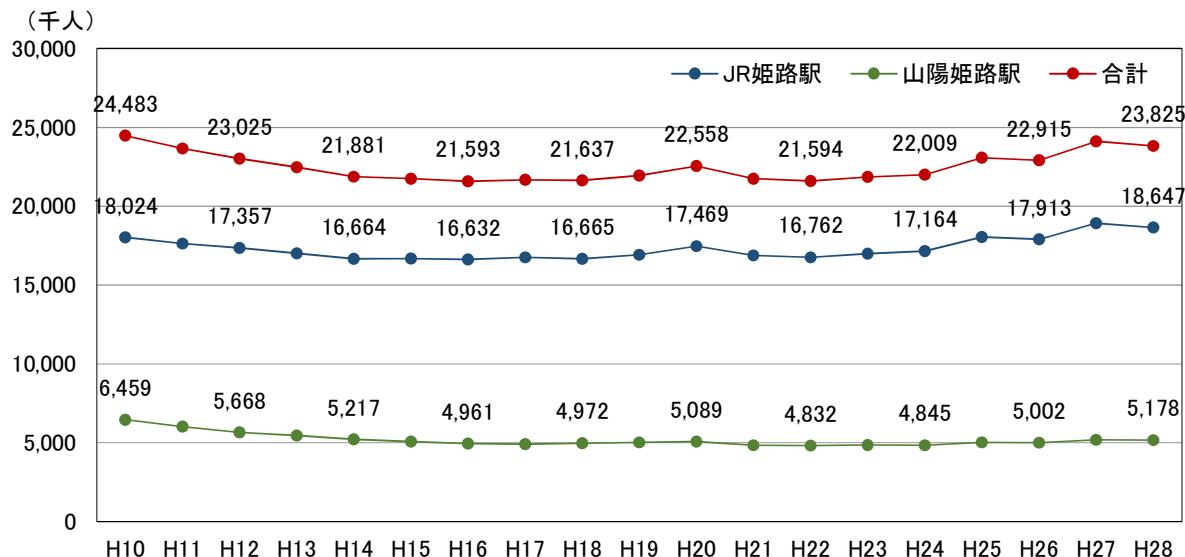
JR姫路駅の一日平均乗車人員は、兵庫県下のJR駅では三ノ宮、神戸、明石に次いで4番目に多い。また、全乗車人員に対する定期券を利用しない乗車人員の割合は、県下JR主要駅の中では元町に次ぐ2番目の高さとなっており、観光・買物等の自由目的や業務目的等の利用比率が高いことがわかる。

JR姫路駅及び山陽電鉄の山陽姫路駅の年間乗車人員の推移をみると、山陽姫路駅はほぼ横ばい状態で推移しているが、JR姫路駅は近年増加傾向であり、観光客の増加とともに、居住者が増加していることも要因であると考えられる。



●兵庫県下の主要JR駅における一日平均乗車人員と定期券外率(平成29年度)

(資料:兵庫県統計書)



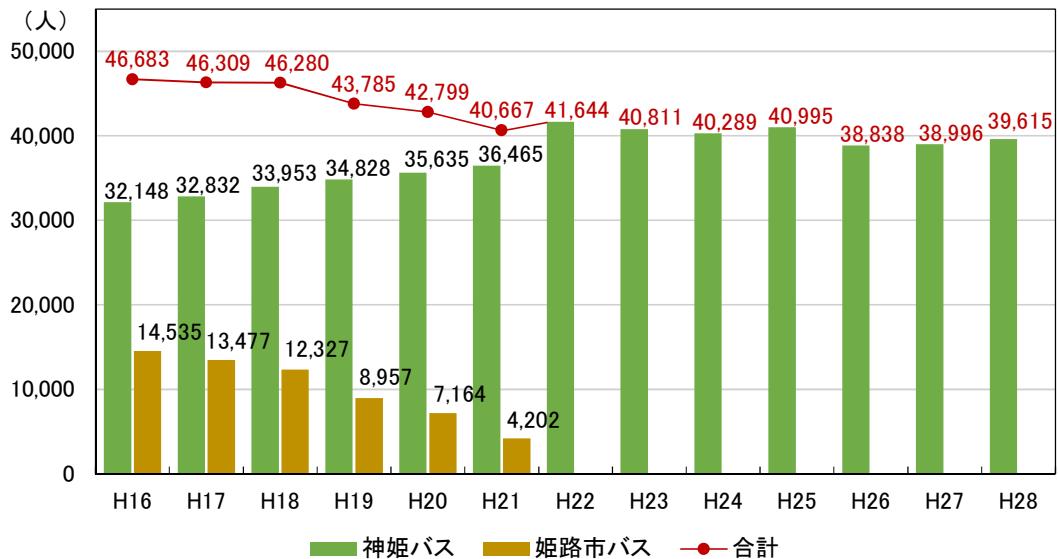
●JR姫路駅及び山陽姫路駅の年間乗車人員の推移

(資料:姫路市統計要覧)

2)バス関連事業実施に伴うバス利用者数

路線バスの一日あたり利用者数は、平成28年度で39,615人であり、平成26年度に減少したが、その後は微増傾向にある。

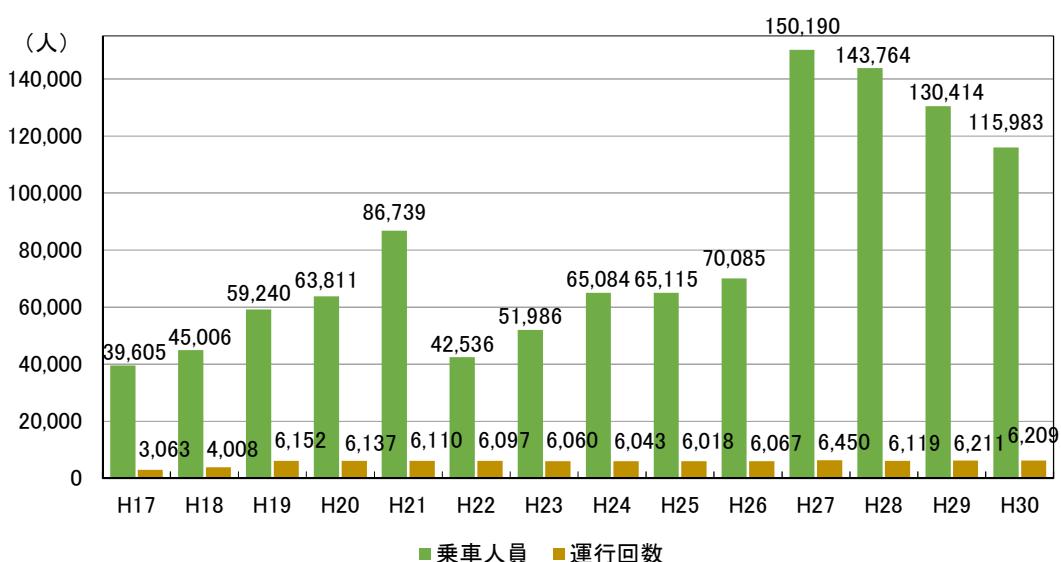
姫路城周辺観光ループバスは、平成27年3月の姫路城改修後のグランドオープンの効果により、平成27年度の利用者数は150,190人と大幅に増加し、平成30年度は115,983人と減少しているが、未だに高い数値となっている。平成27年度以降、路線バスとあわせて、バスの利用者は増加しており、公共交通の重要性が高まっていることがうかがえる。



●姫路市における路線バスの一日あたり利用者数推移

(資料:姫路市統計要覧)

※平成22年3月に市営バスは神姫バスに移譲



●姫路城周辺観光ループバスの運行実績推移

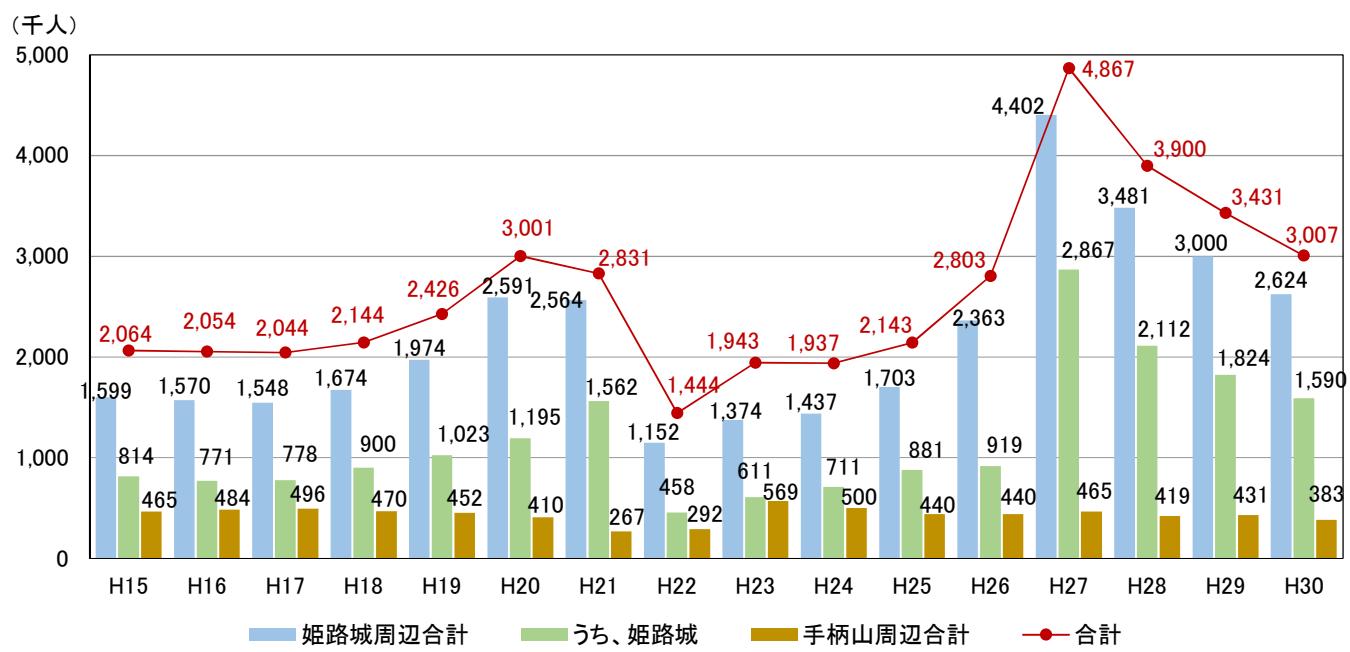
(資料:姫路市入込客数・観光動向調査)

④観光に関する状況

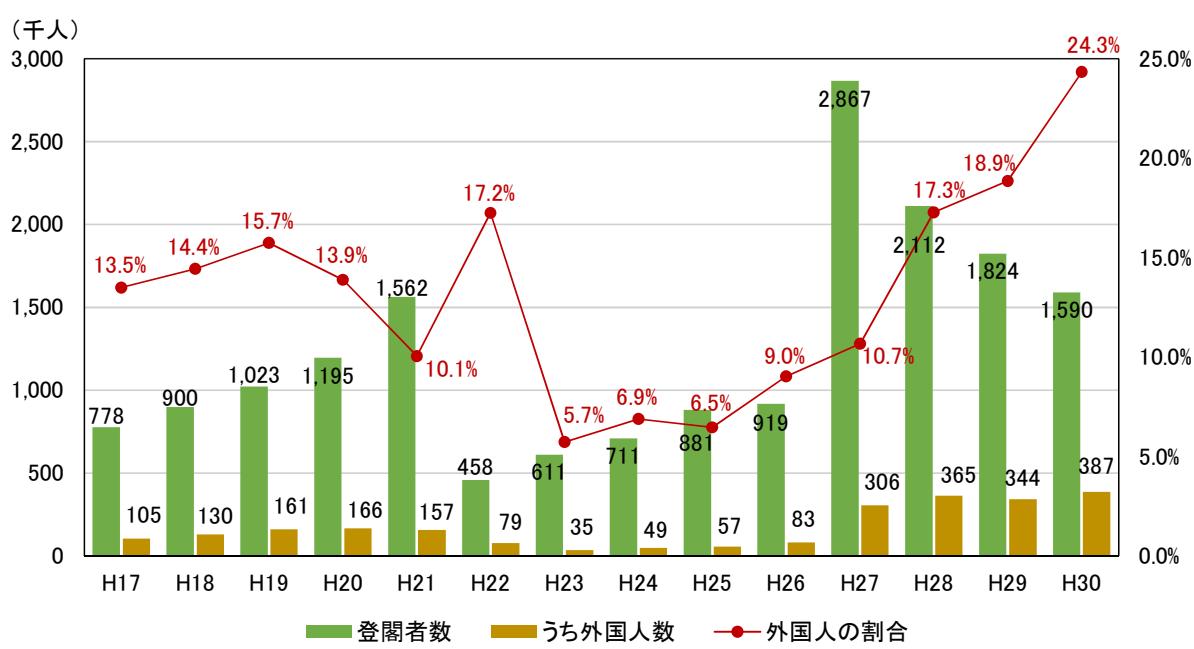
1) 主要観光施設の入込客数・姫路城登閣者数を踏まえた来街者数

中心市街地に関連する主要観光施設の入込客数は、平成27年度に486万人と大きく増加しており、平成27年3月の姫路城改修後のグランドオープンによる効果がうかがえる。平成30年度は300万人と減少傾向にあるが、未だに高い数値となっている。

あわせて、外国人の姫路城登閣者数が増加しており、平成30年度には38万人で全体の4分の1を占める割合となっている。



(資料:姫路市入込客数・観光動向調査)

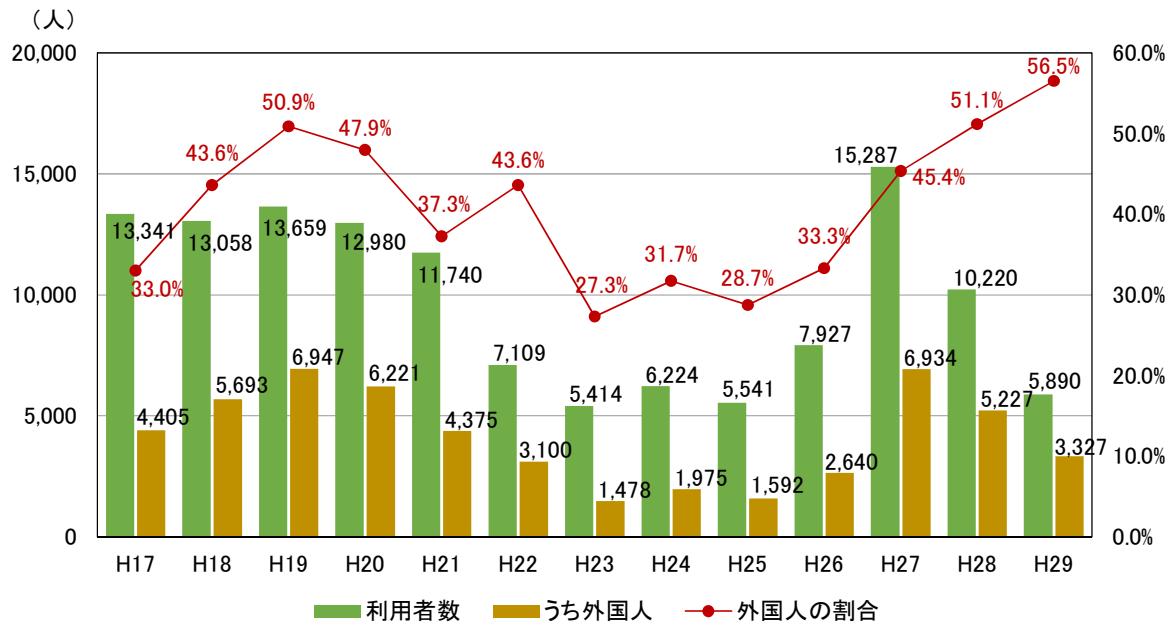


(資料:姫路市入込客数・観光動向調査)

2) レンタサイクル事業の状況

観光レンタサイクル事業は、平成29年11月末日に終了となり、コミュニティサイクル事業が平成26年、27年の社会実験を経て、平成28年度より本格的に運用されることとなった。平成30年8月時点で、姫路駅や姫路城周辺を中心にサイクルポートが20箇所設置されている。

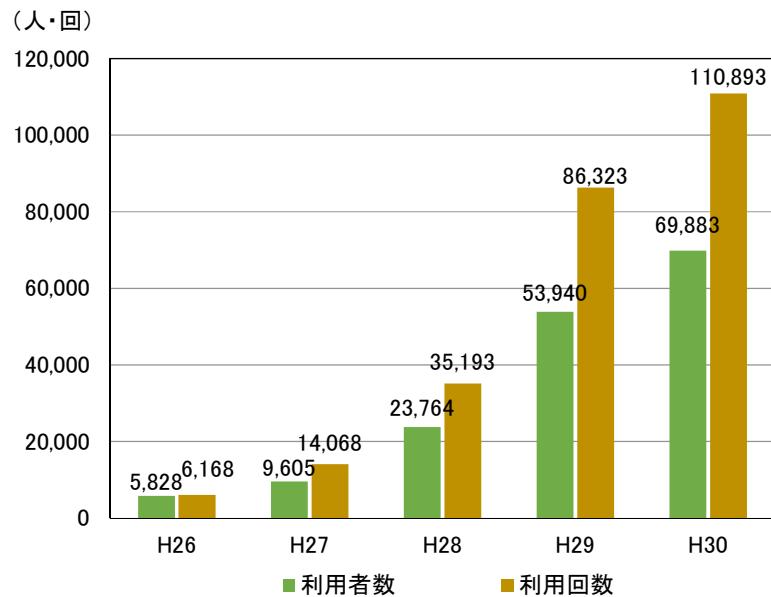
コミュニティサイクル(姫ちやり)利用者数は、平成30年度で69,883人となっており、運用開始以降、大幅に増加している。



●観光レンタサイクル利用者数の推移

(資料:姫路市入込客数・観光動向調査)

※観光レンタサイクル事業は、平成29年11月末日で終了



●コミュニティサイクル(姫ちやり)利用者数の推移

(資料:姫路市入込客数・観光動向調査)

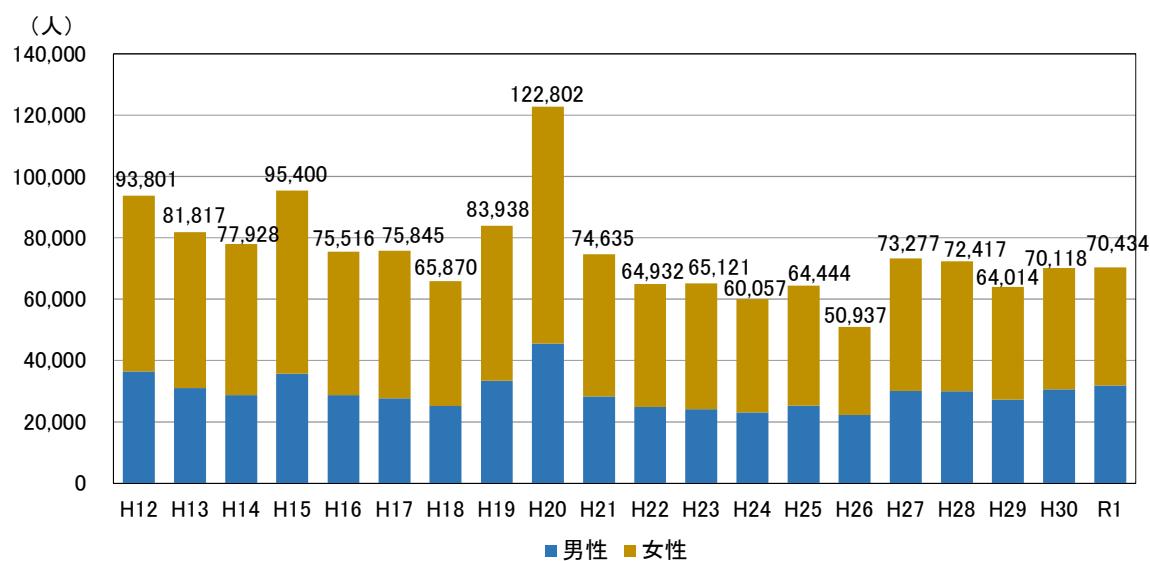
⑤通行量に関する状況

1)歩行者・自転車通行量(休日)

休日の歩行者・自転車通行量は、近年では平成27年度にピークとなり、その後やや減少傾向となっている。平成29年度の調査は午後に天候が急変した影響もあり、全体的に通行量が大きく減少したが、平成30年度には回復し、令和元年度も増加している。

このことは、姫路城のグランドオープンや姫路駅周辺整備事業による効果、姫路駅周辺の商業施設による集客効果が落ち着いてきている状況の中、市民や観光客へのPRやにぎわい創出に向けた取組みの効果によるものと考えられる。

地点別にみると、令和元年度の通行量が平成30年度より減少しているのは、「調査地点3 御幸通商店街(BORBOSS西)」「調査地点4 御幸通商店街(カフェ・ド・クリエ西)」「調査地点7 二階町商店街(POSH CLUB南)」の3地点であり、特に調査地点4、調査地点7に関しては、ヤマトヤシキ姫路店の閉店の影響や駅から離れた立地性が要因として考えられる。

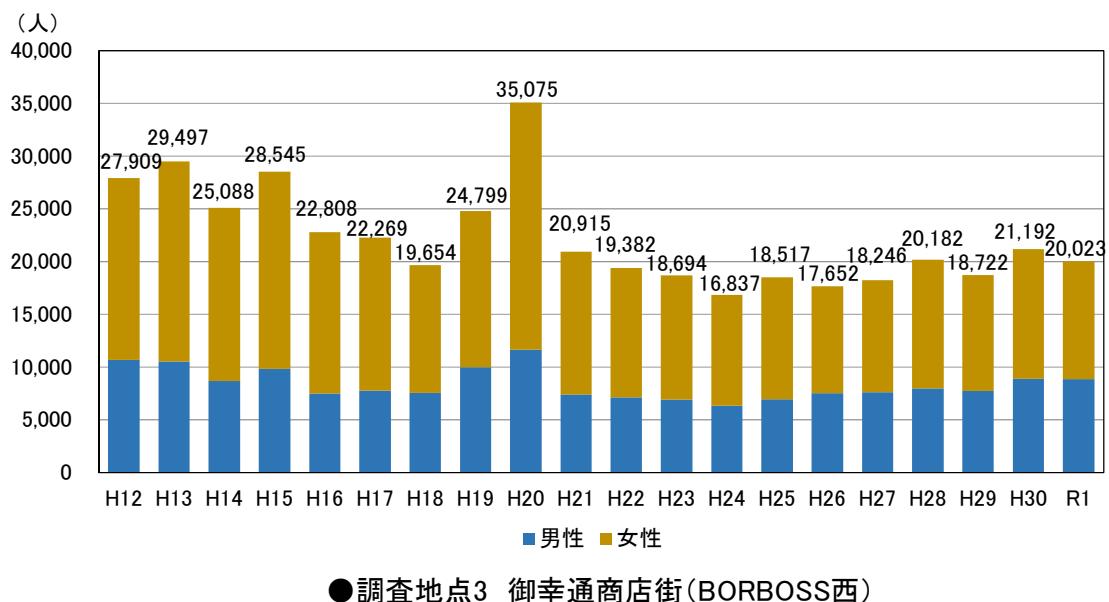
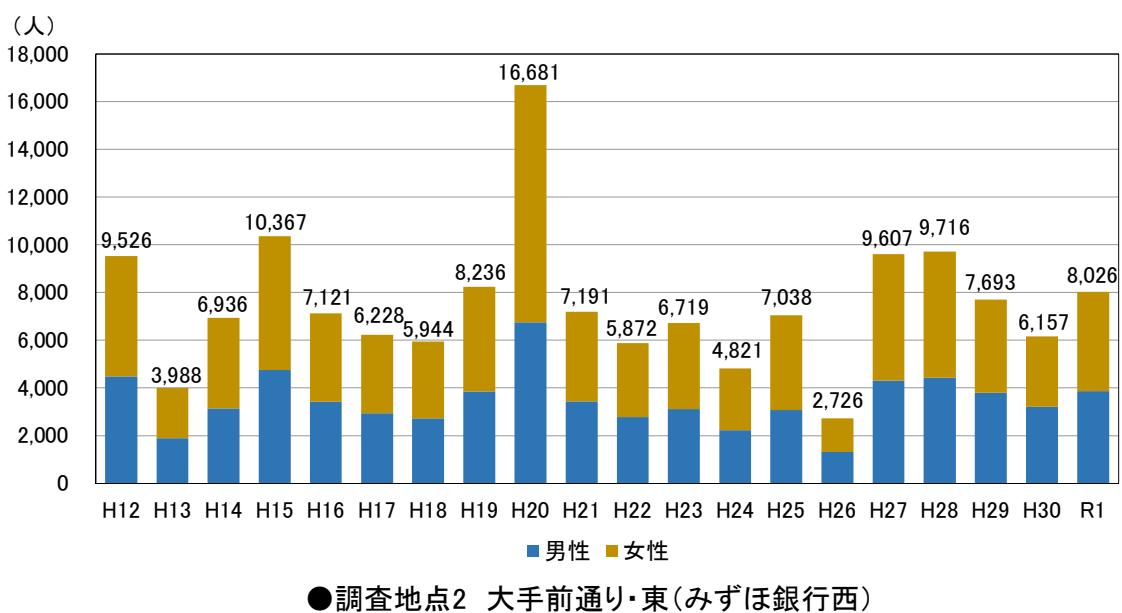
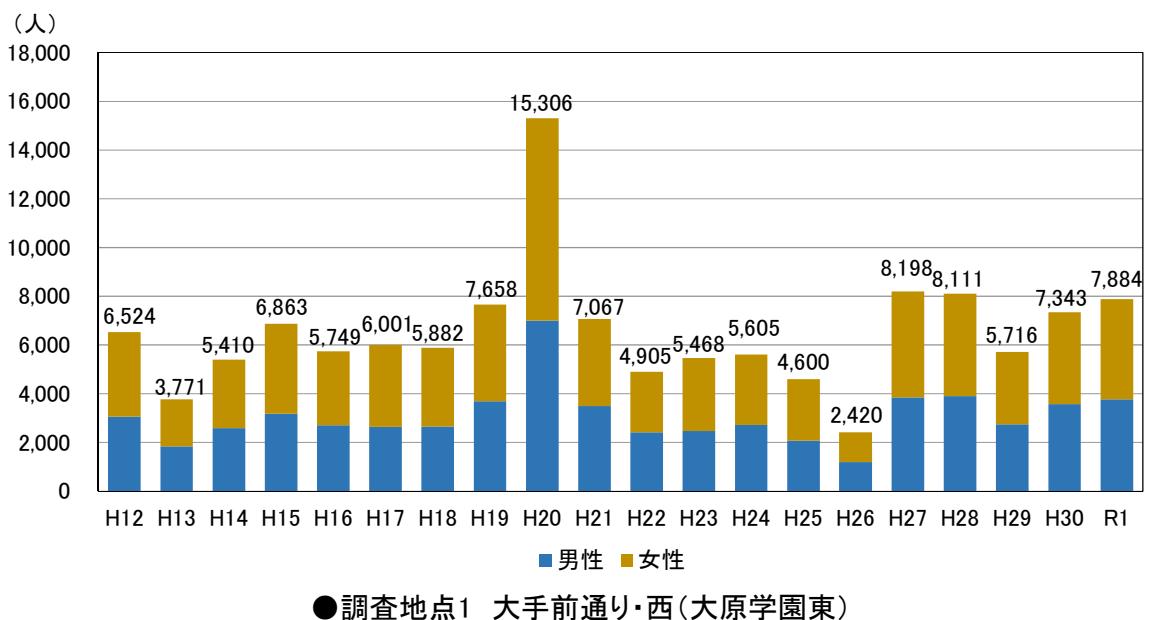


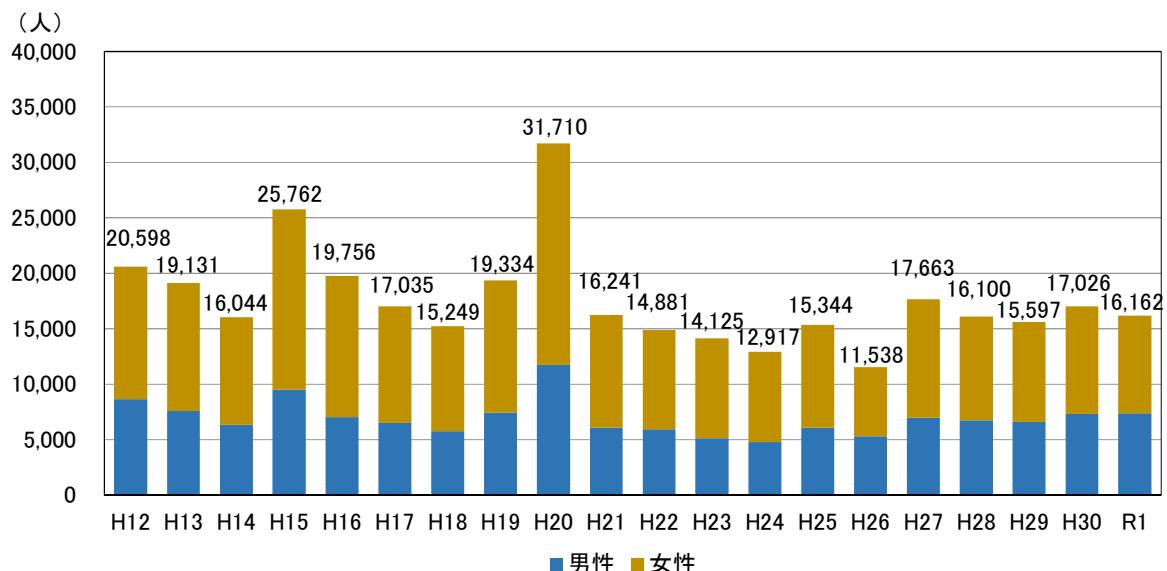
●歩行者・自転車通行量(休日)

(資料:姫路市中心市街地通行量調査)

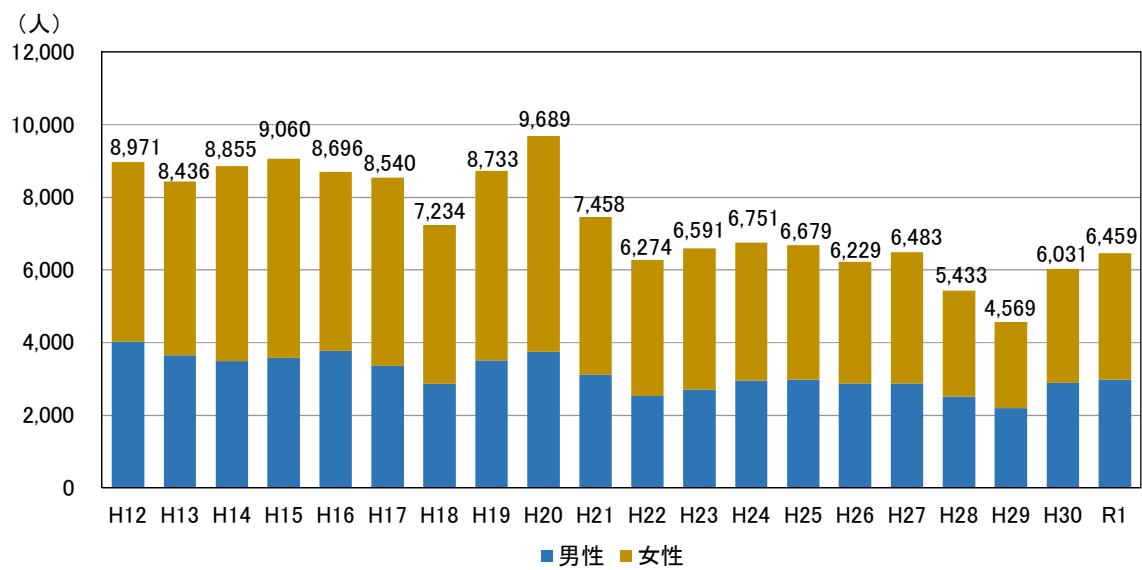


●通行量主要調査地点(7箇所)

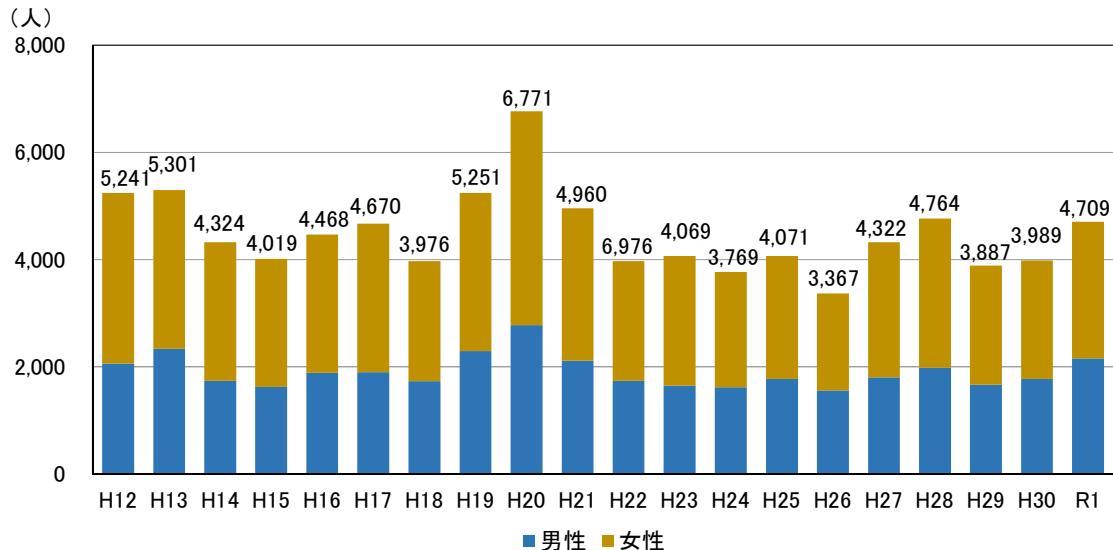




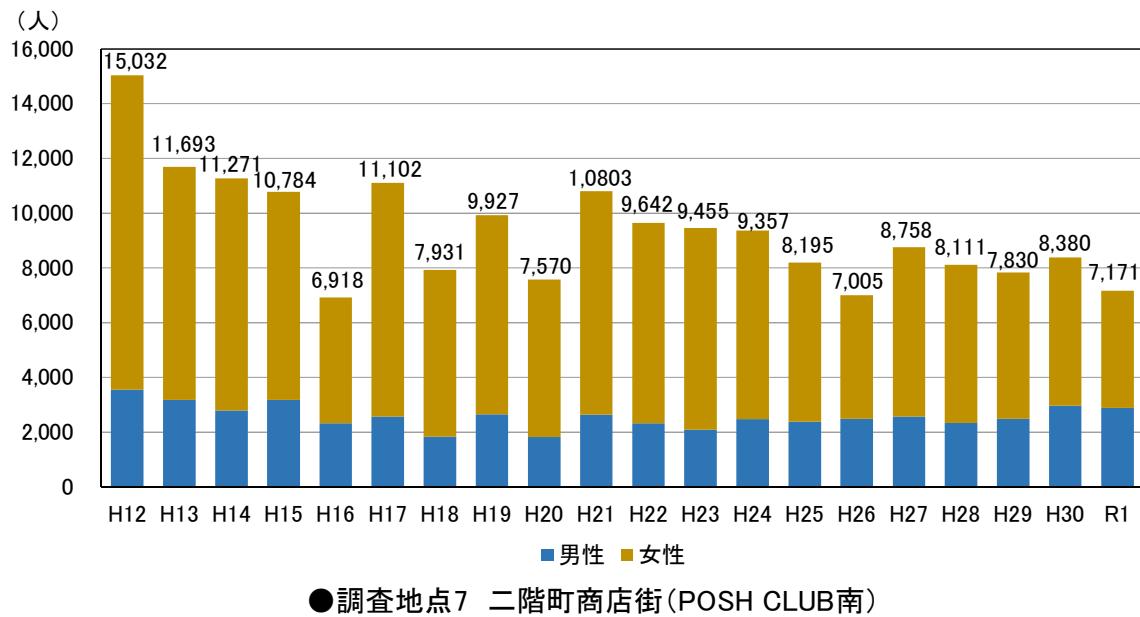
●調査地点4 御幸通商店街(カフェ・ド・クリエ西)



●調査地点5 小溝筋商店街(旧FORUS西館東)



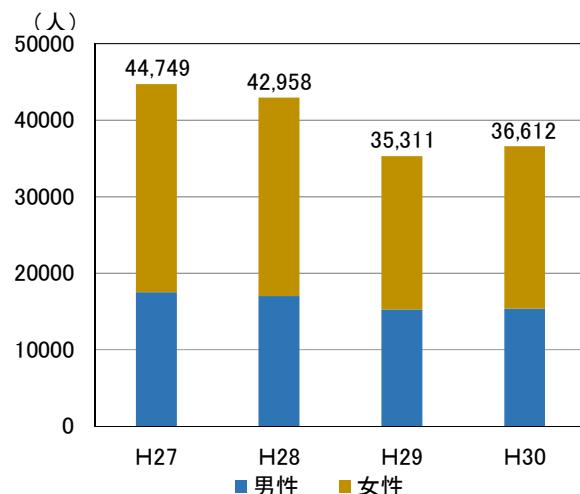
●調査地点6 西二階町商店街(西松屋南)



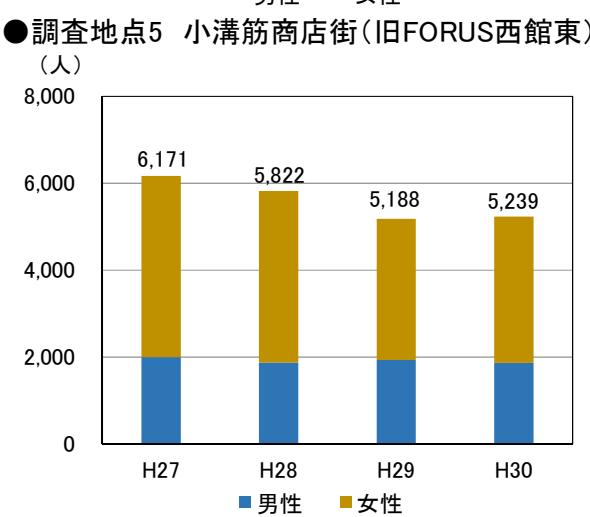
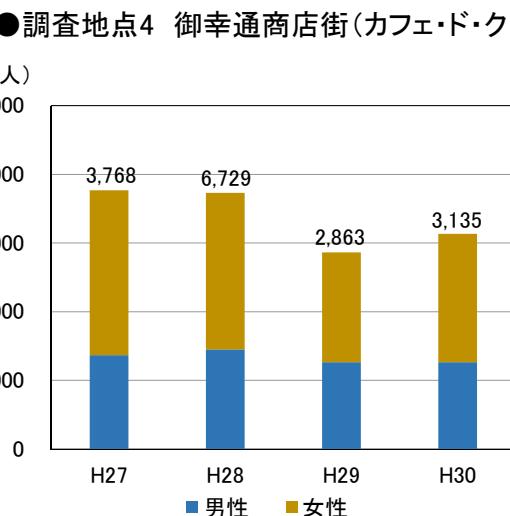
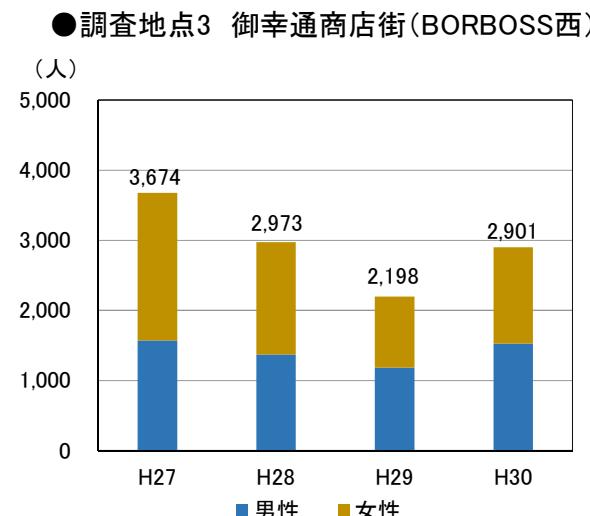
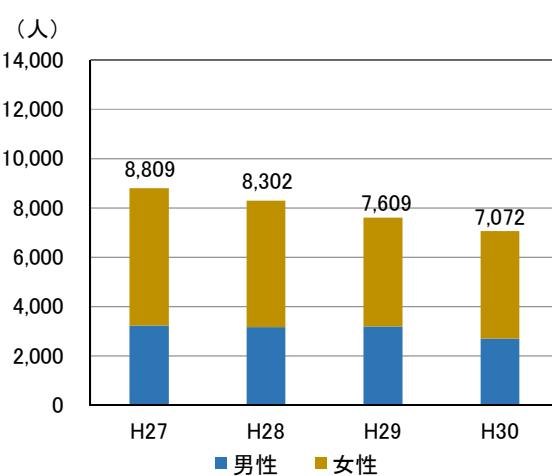
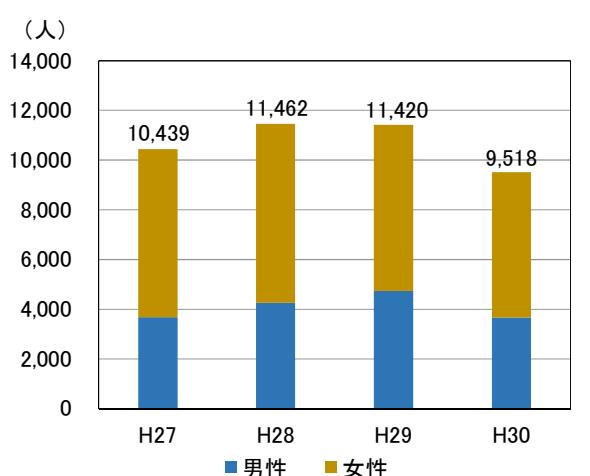
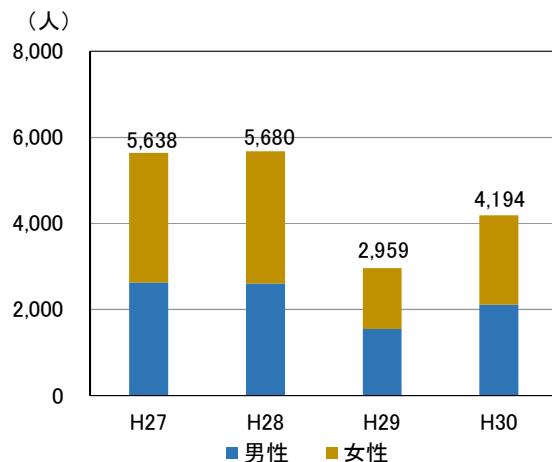
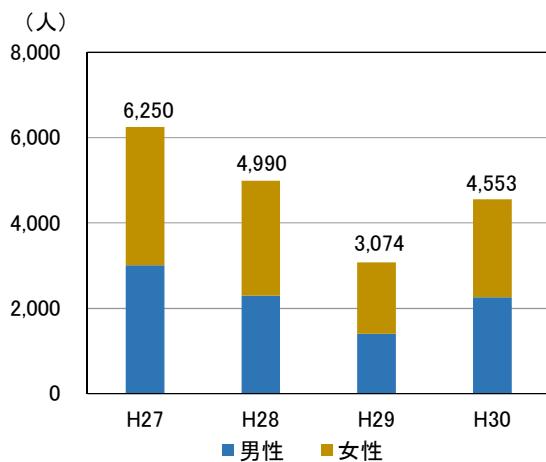
2)歩行者・自転車通行量(平日)

平日の歩行者・自転車通行量は、平成27年度が最も多く、その後やや減少傾向となっている。平成29年度は、調査当日の天候が優れなかったことも影響し、大手前通り等屋外の調査地点を中心に通行量が平成28年度と比べて大きく減少した。平成30年度は、前年度と比べて天候にも恵まれ、8割以上の調査地点で前年度よりも通行量が増加した。天候に恵まれていた平成28年度と比較した場合、中心市街地全体の通行量はやや減少している。

地点別にみると、令和元年度の通行量が平成30年度より減少しているのは、「調査地点3 御幸通商店街(BORBOSS西)」「調査地点4 御幸通商店街(カフェ・ド・クリエ西)」の2地点であり、特に調査地点4に関しては、ヤマトヤシキ姫路店の閉店の影響や駅から離れた立地性が要因として考えられる。



(資料:姫路市中心市街地通行量調査)



3)自動車交通量

中心市街地における主要交差点での自動車交通量は減少傾向にある。これは都心環状道路網の整備により、南北交通の円滑化が図られ、中心市街地への通過交通が減少していることが理由の1つであると考えられる。



●自動車交通量の調査地点

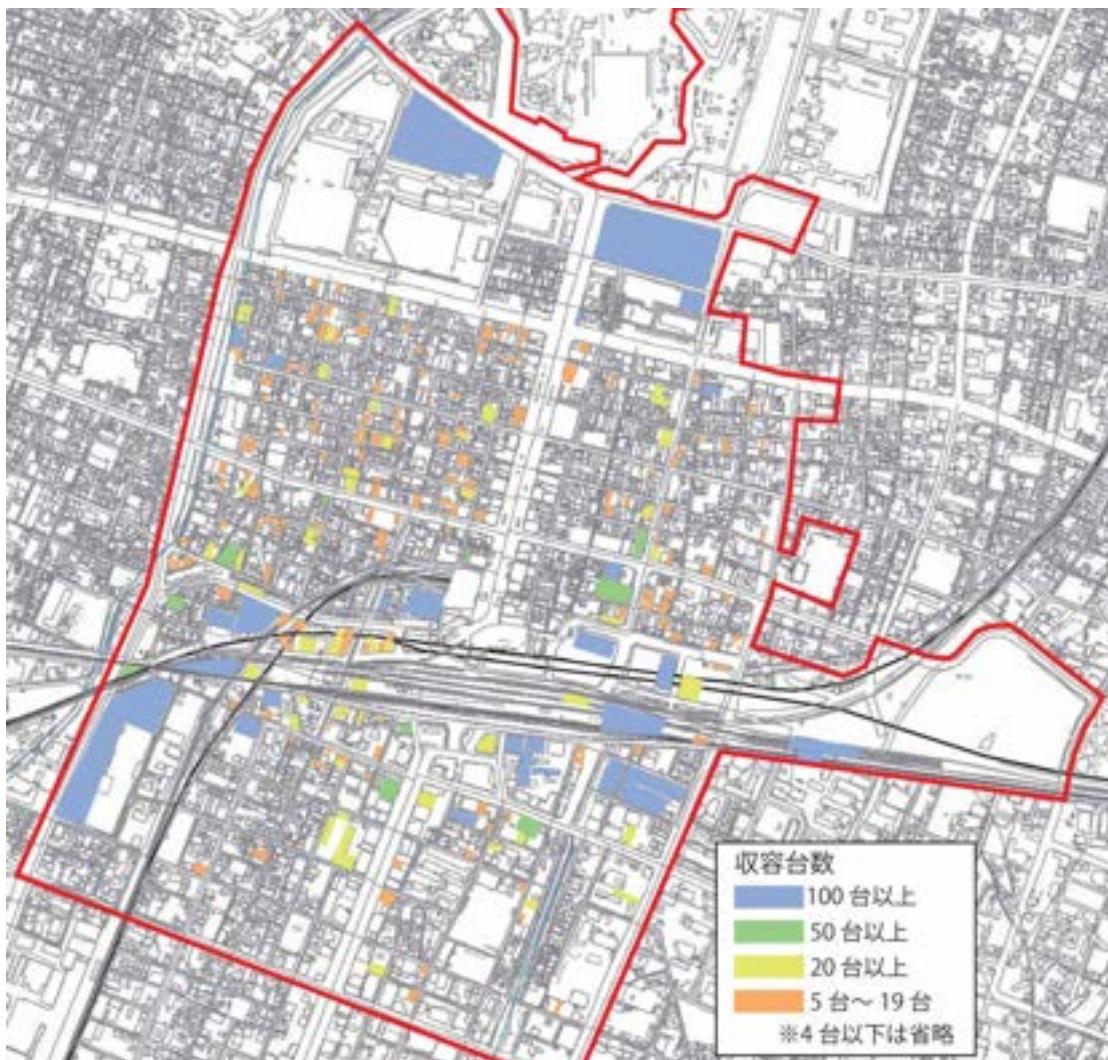
■中心市街地の主要交差点での自動車交通量の推移（単位：台）

	調査地点	H12	H16	H20	H24	H28	前回比較増減
1	白銀交差点	32,540	32,028	30,126	21,457	19,929	-1,528
2	大手前交差点	37,384	36,566	32,049	27,200	26,929	-271
3	姫路駅南交番前交差点	32,613	19,127	19,029	23,745	22,258	-1,487
4	延末1交差点	34,152	33,000	29,651	28,830	31,804	2,974
5	城見台公園前交差点	28,227	27,096	24,527	22,817	23,219	402
6	北条口3交差点	33,912	29,375	27,949	23,694	21,707	-1,987
7	白鷺橋交差点	32,879	31,293	27,423	28,782	26,837	-1,945
8	福沢町交差点	-	33,712	31,245	33,842	34,726	884
9	市之橋交差点	-	-	-	19,475	-	-
10	姫路城前交差点	-	-	-	16,259	-	-

(資料:姫路市統計要覧)

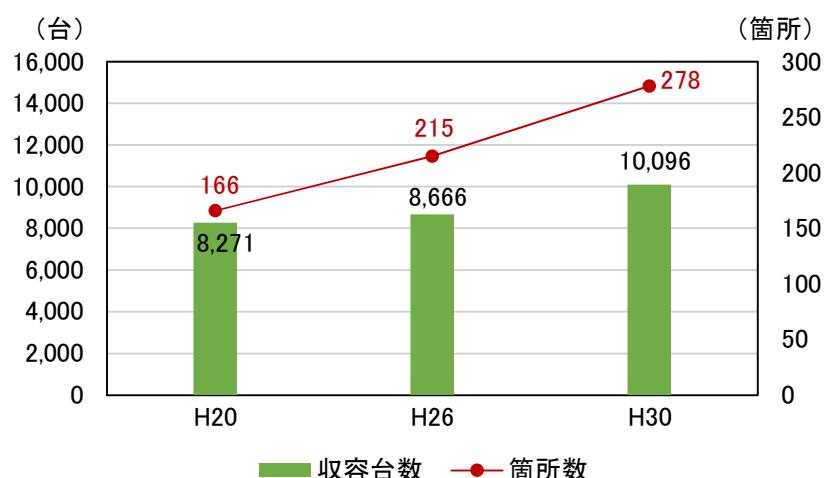
4) 駐車場収容台数

中心市街地の一時預かり駐車場収容台数は、平成30年度は278箇所、収容台数は10,096台となっており、増加傾向にある。エリア別にみると、中心市街地の北西部には5～19台の中規模駐車場が多く分布し、姫路駅南側には20台以上の大規模駐車場が多く存在している。



● 中心市街地での駐車場整備状況

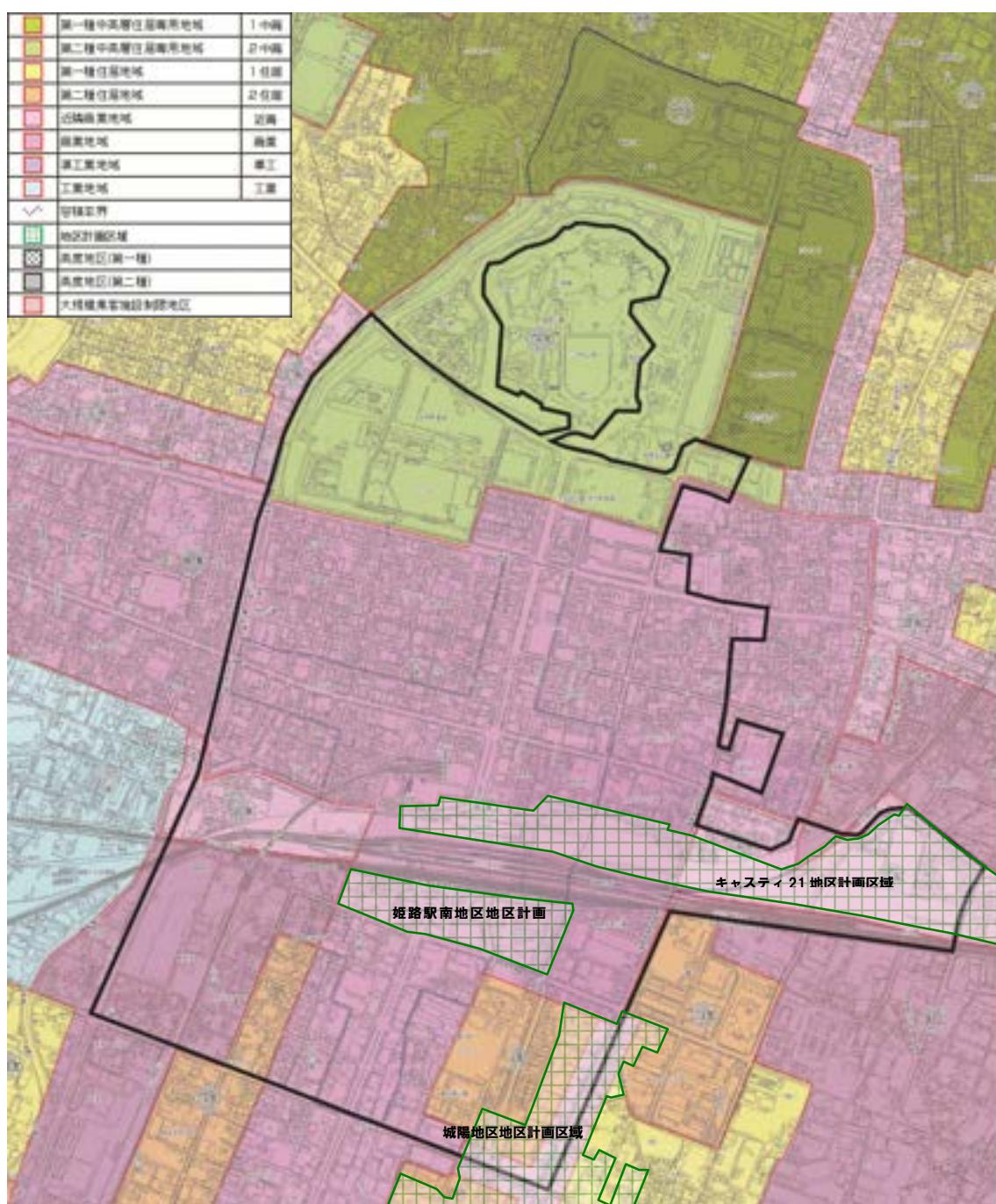
■ 駐車場収容台数の推移



⑥土地利用に関する状況

1) 用途地域

中心市街地では、姫路駅を中心に広範囲にわたって商業系用途地域に指定されており、姫路駅周辺及び大手前通り・駅南大路沿道では、容積率が600%に指定されている。商業系地域の北側には中高層住居系用途地域、南側には住居系用途地域に指定され、一部には準工業地域も存在する。姫路駅周辺においては、「キャスティ21地区」「姫路駅南地区」「城陽地区」の3つの地区計画区域が都市計画決定されている。



2)地価

中心市街地の地価公示価格は、全体的に上昇傾向にあり、「5.駅前町252番」は、平成24年を基準年とすると、平成30年は約120万円/m²で、42.0%の上昇率となっており、姫路駅前の商業地の地価が上昇している。姫路駅南側の「6.豊沢町129番」「7.東延末1丁目4番」の住居地域も上昇しており、民間マンションの建設等の影響がうかがえる。



●地価公示価格の調査地点

■中心市街地の地価

所在地	用途地域等	姫路駅から の距離	1m ² 当たりの価格(円)							H24～H30 上昇率
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
1.坂本町96番3外	商業・準防火 (80/400)	1,100m	138,000	136,000	-	135,000	136,000	136,000	-	-1.4%
2.西二階町22番	商業・防火 (80/400)	700m	137,000	134,000	133,000	133,000	133,000	136,000	141,000	2.9%
3.忍町88番外	商業・防火 (80/600)	550m	253,000	251,000	255,000	255,000	255,000	258,000	259,000	2.4%
4.吳服町32番	商業・防火 (80/400)	550m	461,000	441,000	430,000	420,000	420,000	424,000	426,000	-7.6%
5.駅前町252番	商業・防火 (80/600)	200m	845,000	850,000	876,000	920,000	965,000	1,050,000	1,200,000	42.0%
6.豊沢町129番	商業・防火 (80/600)	300m	216,000	214,000	214,000	214,000	215,000	219,000	224,000	3.7%
7.東延末1丁目4番	商業・防火 (80/600)	450m	428,000	421,000	417,000	417,000	421,000	430,000	439,000	2.6%
8.延末1丁目100番	準工 (60/200)	1,000m	98,900	98,700	98,500	98,500	98,500	98,800	99,200	0.3%

(資料:国土交通省地価公示調査)

⑦既存ストックの分布状況

中心市街地には、わが国を代表する歴史的・文化的資源である世界文化遺産・姫路城が存在し、登閣者は年間約159万人(平成30年度)となっており、近年は外国人観光客の割合が増えてきている。また、姫路城の周辺には、姫路城西御屋敷跡庭園・好古園や、兵庫県立博物館、姫路市立美術館、姫路市立動物園等が立地している。

このほかにも中心市街地とその周辺には、神社仏閣等の歴史的・文化的資源が存在し、観光資源としてだけでなく、祭りや年中行事によって地域住民等の交流の場として活用されているものもあり、中心市街地への集客や地域の活性化に寄与している。

これらの豊かな歴史的・文化的資源を活用し、観光集客はもとより商業とのタイアップによる新たな観光産業の創出や回遊性の向上を図り、これまで中心市街地を単に通過していた来街者をまちなかに呼び込み、滞留を促す仕掛けづくりが求められる。

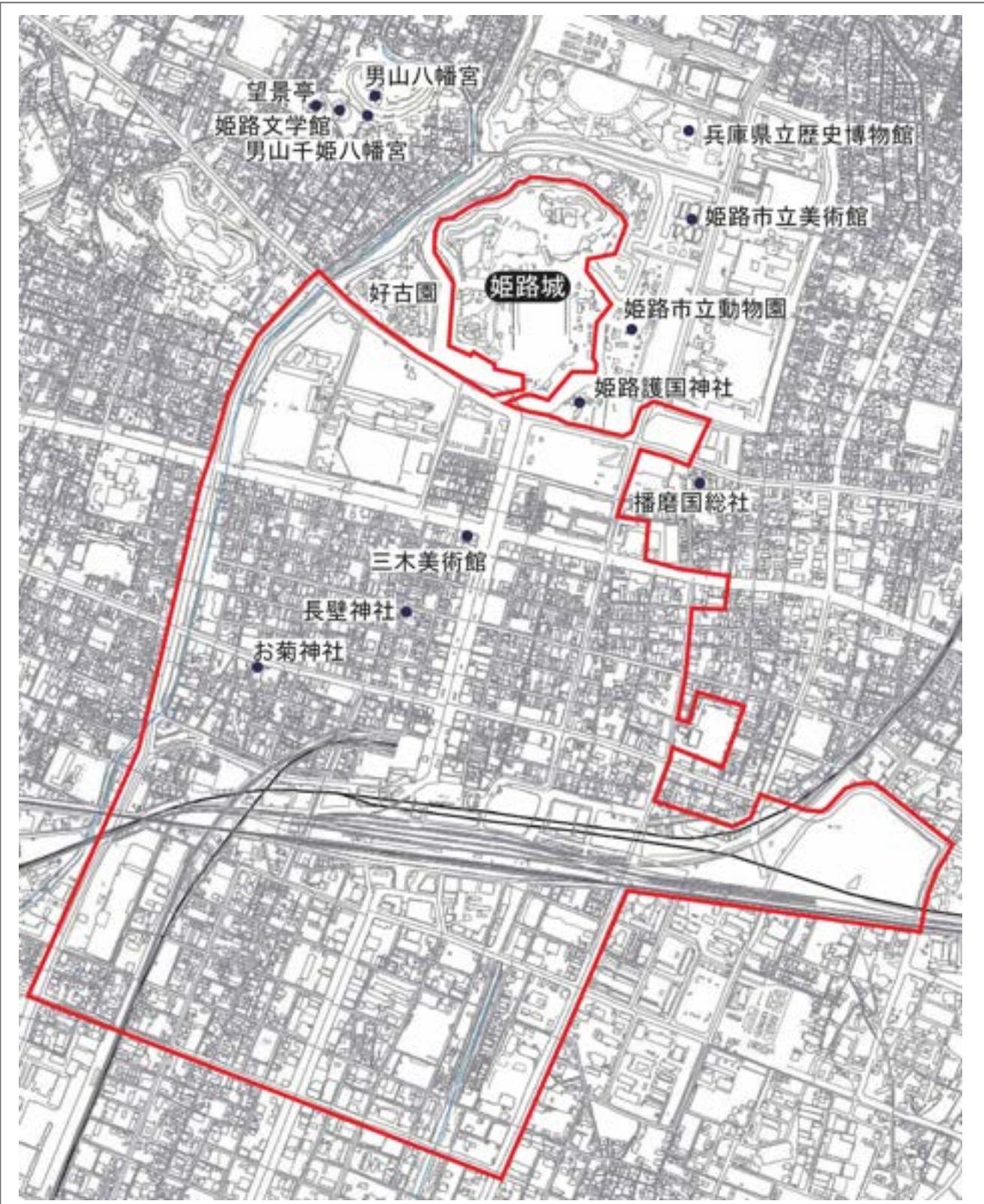
市民生活に密着した公的なサービス施設としては、山陽百貨店内に駅前市役所があり、営業時間も午後7時30分までと長く、市民生活の利便性向上に寄与している。その他の公的施設については、兵庫県姫路総合庁舎、兵庫県旅券事務所姫路出張所・男女共同参画推進センター・国際交流センター・人権啓発センター(イーグレひめじ内)、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター等がある。また、国の出先機関、市役所、商工会議所等は中心市街地外縁部に立地している。

教育施設については、県立の姫路聴覚特別支援学校、私立の姫路女学院高等学校のほか、本市初の義務教育学校である市立白鷺小中学校や、総合教育センター等があり、姫路駅南側には専門学校も多く立地している。また中心市街地外縁部には県立の姫路東・姫路北高等学校、私立の淳心学院、賢明女子学院が立地している。

コミュニティ施設については、市民会館、姫路キャスパホール、姫路市観光案内所、姫路市民ギャラリー・市民アリーナ(イーグレひめじ内)等があり、公共の集会施設としては、城南公民館、城巽公民館がある。

医療・福祉施設は、病院、診療所が多数立地し、高齢者福祉施設及び保育所・託児所が数か所ある。また中心市街地外縁部には、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、姫路市保健所等がある。

このように中心市街地とその周辺部を合わせると、本市はもとより播磨地域の中核に相応しい施設が相当数集積しており、これらの施設の利用者を中心市街地内の商店街等に引き込むような取組みや、高齢者・子育て支援施設の充実が必要と考えられる。



●歴史・文化的資源の分布



●公共・公益施設の分布



●教育・コミュニティ施設の分布



●医療・福祉関連施設の分布

1-4 地域住民等のニーズ把握

(1) 中心市街地活性化に関する市民アンケート(令和元年9月)

①調査の目的

本調査は、中心市街地に関する市民の状況や意向を把握し、中心市街地活性化への取組みの評価と今後の施策への反映を目的とする。

②調査の概要

調査対象 : 中心市街地内居住者 1,500名

中心市街地外居住者 1,500名 計3,000名 (無作為抽出)

調査方法 : 調査票を全戸配布し、郵送返信にて回収

調査期間 : 令和元年8月23日～令和元年9月13日

回収状況 : 配布枚数3,000票中 回答数1,044票(回収率34.8%)

うち、中心市街地内居住者507票、中心市街地外居住者537票

■市民アンケートの回答者特性

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
■年齢						
1) 20代	29	5.7%	52	9.7%	81	7.8%
2) 30代	83	16.4%	62	11.5%	145	13.9%
3) 40代	111	21.9%	115	21.4%	226	21.6%
4) 50代	102	20.1%	114	21.2%	216	20.7%
5) 60代	85	16.8%	91	16.9%	176	16.9%
6) 70代以上	90	17.8%	94	17.5%	184	17.6%
無回答	7	1.4%	9	1.7%	16	1.5%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%
■性別						
1) 男性	161	31.8%	165	30.7%	326	31.2%
2) 女性	339	66.9%	362	67.4%	701	67.1%
無回答	7	1.4%	10	1.9%	17	1.6%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

③調査のまとめ

本調査では、中心市街地の「来街頻度」「来街目的」「居住意向」「満足度」等について、中心市街地内外居住者の意向や評価の比較、分析を行い、以下の結果が明らかになった。

- 中心市街地への来街頻度は多くなっている。満足度、にぎわいについて高く評価しており、特に、「日常的な買物の利便性」「美しい街並み」「交通の利便性」を評価している。
- 「住み続けたい、住みたい」という居住意向は、中心市街地内居住者は高く、中心市街地外居住者は低くなっている。内外での意識は異なる。
- 今後は、中心市街地外居住者がまちなかへ来ることを促す必要があり、「空き店舗の解消」と「商店街の魅力的・個性的な店舗配置」が重要となっている。

1) 中心市街地内居住者の来街頻度は高まり、中心市街地外居住者は依然として低い

中心市街地への来街頻度は、中心市街地内居住者は、「ほぼ毎日」「週に2~3回くらい」が多い。最近5年間に増加しており、中心市街地活性化事業の成果が明らかになっている。一方、中心市街地外居住者は、「変わらない」が依然として多い。

2) 中心市街地への来街目的は買物が多く、特に、中心市街地外居住者は、飲食も多い

中心市街地への来街目的は、中心市街地居住者は「買物」が圧倒的に多い。中心市街地外居住者は「買物」「飲食」が多く、特に「飲食」は中心市街地内よりも多くなっており、「飲食」の需要の高さがうかがえる。

3) 最近5年間で、中心市街地の魅力とにぎわいへの評価は高くなっている

「中心市街地が行きたい場所になったか」、「にぎわいが出てきたか」という設問について、中心市街地居住者は約7割、中心市街地外居住者は約6割と高い評価を示しており、中心市街地の魅力やにぎわいが実感として得られている。

4) 中心市街地での居住意向は、中心市街地内外居住者で大きく変わる

中心市街地での居住意向は、中心市街地内居住者は8割以上が住み続けたい意向を持っている。要因として、「日常生活の買物の利便性」を評価している。また、中心市街地外居住者の4割は中心市街地に住みたくない意向を持っており、内外での捉え方は大きく変わる。

5) 中心市街地への満足度はあるものの、さらなる魅力づくりの必要性を感じる市民が多い

中心市街地の満足度は、中心市街地内居住者は6割以上、中心市街地外居住者は5割と、全体的に満足度の高まりが得られている。

満足している点は、中心市街地内居住者が「買物の利便性」、中心市街地外居住者が「緑が多く、道路や街並みの美しさ」を多くあげている。満足していない点は、中心市街地内居住者が「空き店舗が多い」「店舗の営業時間が短い」「魅力的・個性的な店舗が少ない」をあげている。中心市街地外居住者は、「駐車(駐輪)料金が高い」「交通の便が悪い(車で行きにくい・停めにくい)」をあげており、車でまちなかへ来ることの不自由さを指摘している。また、中心市街地外居住者も、「空き店舗が多い」が高く、今後とも商店街の魅力づくりに取り組むことが重要となっている。

④調査結果の分析

1)中心市街地内居住者の来街頻度は高まり、中心市街地外居住者は依然として低い

中心市街地内居住者の中心市街地への来街頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く、次いで「週に2~3回くらい」となっており、この層で7割以上を占める。中心市街地外居住者は、「月に2~3回くらい」が2割以上と最も多く、次いで「2~3か月に1回くらい」「月に1回くらい」となっており、これらの層が6割を占め、中心市街地外居住者の来街頻度は低くなっている。

最近5年間での中心市街地来街頻度の変化をみると、中心市街地内居住者は「変わらない」が最も多いものの、「増えた」も4割以上と多くなっており、利用頻度の高まりが推察される。一方、中心市街地外居住者は、「変わらない」「減った」と答えた人が6割以上と多く、依然として郊外部や他都市の利用が多いと推察される。

■中心市街地への来街頻度

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) ほぼ毎日	217	42.8%	49	9.1%	266	25.5%
2) 週に2~3回くらい	142	28.0%	32	6.0%	174	16.7%
3) 週に1回くらい	66	13.0%	52	9.7%	118	11.3%
4) 月に2~3回くらい	32	6.3%	114	21.2%	146	14.0%
5) 月に1回くらい	31	6.1%	102	19.0%	133	12.7%
6) 2~3か月に1回くらい	10	2.0%	106	19.7%	116	11.1%
7) 半年に1回くらい	1	0.2%	46	8.6%	47	4.5%
8) それ以下	3	0.6%	32	6.0%	35	3.4%
無回答	5	1.0%	4	0.7%	9	0.9%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

■最近5年間での中心市街地来街頻度の変化

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 増えた	218	43.0%	138	25.7%	356	34.1%
2) 減った	42	8.3%	144	26.8%	186	17.8%
3) 変わらない	244	48.1%	247	46.0%	491	47.0%
無回答	3	0.6%	8	1.5%	11	1.1%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

2) 中心市街地への来街目的は、買物が多く、中心市街地外居住者は、飲食も多い

中心市街地への来街目的は、中心市街地内外居住者とともに、「買物」「飲食」が圧倒的に多くなっている。中心市街地内外を比較すると、中心市街地内は「買物」が7割と最も多い。

一方、中心市街地外居住者は、「買物」が4割、「飲食」が2割で、中心市街地内居住者に比べて「飲食」が約4ポイント高くなっている。中心市街地外居住者の「飲食」への需要の高さが推察される。

■ 中心市街地への来街目的

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 買物	355	70.0%	232	43.2%	587	56.2%
2) 飲食	82	16.2%	109	20.3%	191	18.3%
3) 催事・まつり等	14	2.8%	29	5.4%	43	4.1%
4) レジャー・娯楽(映画・パチンコ等)	20	3.9%	46	8.6%	66	6.3%
5) 仕事・学校	56	11.0%	50	9.3%	106	10.2%
6) 趣味・自己啓発	24	4.7%	25	4.7%	49	4.7%
7) 医療機関や福祉施設等の利用	25	4.9%	47	8.8%	72	6.9%
8) 電車・バスの乗り換え時のみ	30	5.9%	43	8.0%	73	7.0%
9) 他の用事ついでに	15	3.0%	42	7.8%	57	5.5%
10) その他	26	5.1%	14	2.6%	40	3.8%
無回答	1	0.2%	6	1.1%	7	0.7%

3) 最近5年間で、中心市街地の魅力とにぎわいへの評価は高くなっている

「最近5年間で中心市街地が行きたい場所になったか」の設問に対して、中心市街地内居住者は、「思う」「どちらかと言えば思う」が7割以上、中心市街地外居住者も、「思う」「どちらかと言えば思う」が5割以上で、中心市街地の魅力の高まりを市民が実感していることがうかがえる。

■ 最近5年間で中心市街地が行きたい場所になったと思うか

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 思う	203	40.0%	117	21.8%	320	30.7%
2) どちらかと言えば思う	167	32.9%	169	31.5%	336	32.2%
3) どちらとも言えない	92	18.1%	156	29.1%	248	23.8%
4) どちらかと言えば思わない	15	3.0%	36	6.7%	51	4.9%
5) 思わない	21	4.1%	52	9.7%	73	7.0%
無回答	9	1.8%	7	1.3%	16	1.5%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

「最近5年間で中心市街地のにぎわいが出てきたか」の設問について、「思う」「どちらかと言えば思う」が、中心市街地内居住者は7割以上、中心市街地外居住者は6割と高くなっています。中心市街地のにぎわいについての実感が得られていると推察されます。

■最近5年間での中心市街地のにぎわいに関する回答集計結果

	中心市街地内居住者	中心市街地外居住者	合計			
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 思う	209	41.2%	152	28.3%	361	34.6%
2) どちらかと言えば思う	167	32.9%	176	32.8%	343	32.9%
3) どちらとも言えない	78	15.4%	137	25.5%	215	20.6%
4) どちらかと言えば思わない	20	3.9%	17	3.2%	37	3.5%
5) 思わない	25	4.9%	48	8.9%	73	7.0%
無回答	8	1.6%	7	1.3%	15	1.4%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

4) 中心市街地での居住意向は、中心市街地内外居住者で大きく変わる

中心市街地での居住意向は、中心市街地内居住者の8割以上が「住み続けたい/住みたい」「どちらかと言えば住み続けたい/住みたい」と回答している。一方、中心市街地外居住者は、「住み続けたくない/住みたくない」「どちらかと言えば住み続けたくない/住みたくない」が4割以上で、中心市街地内外の居住者で大きく変わることになる。

中心市街地に住むために必要なことは、中心市街地内外居住者とともに、「日常生活に必要な買物がしやすい」「公共施設や病院、金融機関等が身近にある」が多く、中心市街地外居住者は、「各世代が快適に暮らせる住環境が整っている」ことも重要視していることが推察される。

■中心市街地での居住意向

	中心市街地内居住者	中心市街地外居住者	合計			
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 住み続けたい/住みたい	291	57.4%	49	9.1%	340	32.6%
2) どちらかと言えば住み続けたい/住みたい	145	28.6%	83	15.5%	228	21.8%
3) どちらとも言えない	52	10.3%	163	30.4%	215	20.6%
4) どちらかと言えば住み続けたくない/住みたくない	5	1.0%	101	18.8%	106	10.2%
5) 住み続けたくない/住みたくない	7	1.4%	122	22.7%	129	12.4%
無回答	7	1.4%	19	3.5%	26	2.5%
計	507	100.0%	537	100.0%	1,044	100.0%

■中心市街地に住むために必要なこと

	中心市街地内居住者		中心市街地外居住者		合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 日常生活に必要な買物がしやすい	354	69.8%	277	51.6%	631	60.4%
2) 公共施設や病院、金融機関等が身近にある	270	53.3%	193	35.9%	463	44.3%
3) 神戸・大阪方面への通勤・通学がしやすい	113	22.3%	81	15.1%	194	18.6%
4) 各世代が快適に暮らせる住環境が整っている	113	22.3%	181	33.7%	294	28.2%
5) 美しい街並みや景観が保全されている	111	21.9%	104	19.4%	215	20.6%
6) 歩行者や自転車が安全で快適に通行できる	114	22.5%	115	21.4%	229	21.9%
7) 子どもが安全に遊べる空間がある	116	22.9%	153	28.5%	269	25.8%
8) 地域の安全を守る体制が整っている	84	16.6%	106	19.7%	190	18.2%
9) 地域社会・共同体が充実している	24	4.7%	51	9.5%	75	7.2%
10) 高齢者が憩い、活動する環境が整っている	46	9.1%	71	13.2%	117	11.2%
11) 習い事や趣味を深めることのできる場所が身近にある	51	10.1%	46	8.6%	97	9.3%
12) 人々との出会いや交流の場が身近にある	38	7.5%	47	8.8%	85	8.1%
13) その他	16	3.2%	18	3.4%	34	3.3%
無回答	11	2.2%	35	6.5%	45	4.3%

5) 中心市街地への満足度はあるものの、さらなる魅力づくりの必要性を感じる市民が多い

中心市街地の満足度は、中心市街地内居住者は6割以上、中心市街地外居住者は5割となっており、否定的意見を大きく上回ることから、全体的な満足度の高まりがうかがえる。

現在の中心市街地に満足しているところは、中心市街地内外居住者ともに、「緑が多く、道路や街並みがきれい」「食料品や日用品の買物が便利である」「交通の便がよい」が上位を占める。特に、中心市街地内居住者は、「食料品や日用品の買物が便利である」が6割以上の高評価となっており、中心市街地外居住者は、5割以上が「緑が多く、道路や街並みがきれい」を評価している。

中心市街地に満足していないところは、中心市街地内居住者は、「空き店舗が多い」が4割以上と最も高く、次いで、「店舗の営業時間が短い」「魅力的・個性的な店舗が少ない」となっている。一方、中心市街地外居住者は、「駐車(駐輪)料金が高い」「交通の便が悪い(車で行きにくい・停めにくい)」とともに高く、車での来街の改善を指摘している。また、中心市街地外居住者も、「空き店舗が多い」が高く、今後とも商店街の魅力づくりに取り組むことが重要となっている。

■中心市街地の満足度

	中心市街地内居住者	中心市街地外居住者	合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 満足している	103	20.3%	70	13.0%
2) どちらかと言えば満足している	213	42.0%	195	36.3%
3) どちらとも言えない	115	22.7%	155	28.9%
4) どちらかと言えば満足していない	41	8.1%	50	9.3%
5) 満足していない	29	5.7%	52	9.7%
無回答	6	1.2%	15	2.8%
計	507	100.0%	537	100.0%
			1,044	100.0%

■現在の中心市街地に満足しているところ

	中心市街地内居住者	中心市街地外居住者	合計	
	回答者数	割合	回答者数	割合
1) 緑が多く、道路や街並みがきれい	222	43.8%	272	50.7%
2) 治安がよい	127	25.0%	157	29.2%
3) 医療施設・福祉施設が充実している	70	13.8%	44	8.2%
4) 教育・文化施設が充実している	21	4.1%	20	3.7%
5) 食料品や日用品の買物が便利である	346	68.2%	167	31.1%
6) 魅力的・個性的な店舗が多い	43	8.5%	58	10.8%
7) なじみの店(店員)がある	45	8.9%	61	11.4%
8) 人通りが多く、活気がある	129	25.4%	117	21.8%
9) 交通の便がよい	200	39.4%	172	32.0%
10) にぎわい(集客)イベントが多い	62	12.2%	66	12.3%
11) 最新の流行や情報が入手できる	20	3.9%	43	8.0%
12) その他	10	2.0%	26	4.8%
無回答	19	3.7%	67	12.5%
			85	8.1%

■現在の中心市街地に満足していないところ

	中心市街地内居住者	中心市街地外居住者		合計	
		回答者数	割合	回答者数	割合
1) 緑が少なく、街並みが美しくない	34	6.7%	33	6.1%	67 6.4%
2) 治安が悪い	60	11.8%	35	6.5%	95 9.1%
3) 医療機関・福祉施設が少ない	65	12.8%	57	10.6%	122 11.7%
4) 教育・文化施設が少ない	71	14.0%	65	12.1%	136 13.0%
5) 食料品や日用品の買物が不便である	43	8.5%	43	8.0%	86 8.2%
6) 魅力的・個性的な店舗が少ない	166	32.7%	153	28.5%	319 30.6%
7) 店舗の営業時間が短い	183	36.1%	146	27.2%	329 31.5%
8) 接客マナーが悪い	29	5.7%	22	4.1%	51 4.9%
9) 空き店舗が多い	224	44.2%	167	31.1%	391 37.5%
10) 人通りが少なく、活気がない	49	9.7%	44	8.2%	93 8.9%
11) 交通の便が悪い(車で行きにくい・停めにくい)	79	15.6%	183	34.1%	262 25.1%
12) 駐車(駐輪)料金が高い	128	25.2%	266	49.5%	394 37.7%
13) にぎわい(集客)イベントが少ない	44	8.7%	41	7.6%	85 8.1%
14) 情報入手しにくい	49	9.7%	62	11.5%	111 10.6%
15) その他	78	15.4%	40	7.4%	118 11.3%
無回答	31	6.1%	36	6.7%	67 6.4%

(2)まちなか来街者調査(令和元年9月1日、2日)

①調査の目的

本調査は、来街者の来街目的や商店街の利用状況等を調査・把握することで、回遊状況を分析し、今後の施策への反映を目的とする。

②調査の概要

調査対象:中心市街地を訪れる15歳以上の男女(計312サンプル)

調査方法:調査員によるアンケート形式の聞き取り調査

調査期間:令和元年9月1日、2日

③調査のまとめ

本調査では、中心市街地の「交通手段」「立ち寄り先」「滞留時間」「来街目的」「商店街への意向」について、世代別による利用状況の比較、分析を行い、以下の結果が明らかになった。

- 中心市街地での滞留時間を増加し、回遊性を向上させるには、「魅力的な店舗」「気軽に休憩できる場所」「案内機能の充実」「子どもの遊び場」等が求められている。
- 商店街は、「各世代のニーズを踏まえた店舗配置・サービスの向上」が重要となっている。

1)少子高齢化に対応した公共交通機関の充実や環境整備が求められる

中心市街地までの交通手段は、若い世代は「電車」を利用している割合が高く、高齢者世代は、「バス」「自転車」「徒歩」の割合が高い。公共交通機関の利便性を向上させるとともに、自転車や徒歩で回遊しやすい環境整備が重要となっている。

2)中心市街地には、飲食や買物を中心に滞留しており、滞留時間が延長している

中心市街地での立ち寄り先は、2~3ヶ所が6割と多く、滞留時間も、過去の調査と比較して、長くなっている。特に、3~6時間で滞留する人が多くなっている。立ち寄った場所は、「飲食」が最も多く、「食料品」「衣料品」が全世代に共通して多い。

3)商店街には、飲食店や世代のニーズに合わせた業種や店舗が求められる

商店街で求められる店舗・施設・サービスは、「飲食店」が最も多い。世代別にみると、30代以下は、「娯楽・レジャー施設」、中高年は、「食料品」「衣料品」が多くなっており、世代ごとのニーズを踏まえ、品揃えやサービスの提供ができる店舗・施設の配置が重要となっている。

4)滞留時間を増やすためには、気軽に休憩できる場所や店舗が求められている

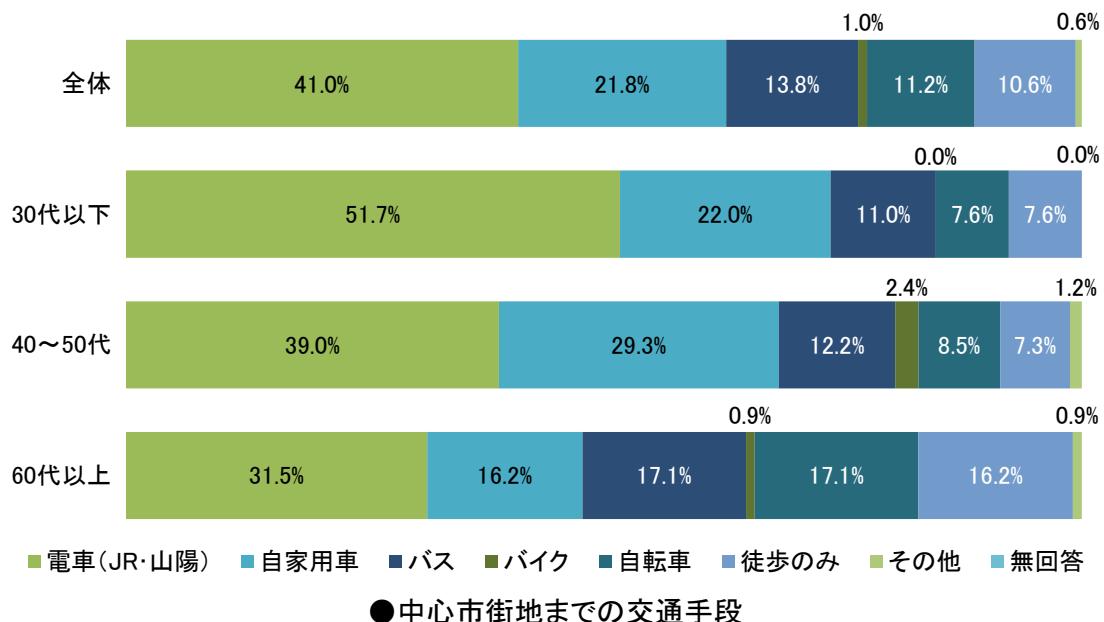
中心市街地で滞留時間を増やすためには、「休憩できる場所」「魅力的な店舗」が多くあげられており、その中でも特に「オープンカフェ」「暑さや雨を凌ぐ屋根つきベンチ」等の気軽に休憩できる場所が求められている。「子どもの遊び場」「案内板・案内マップ」等の充実も求められている。

④調査結果の分析

1)少子高齢化に対応した公共交通機関の充実や環境整備が求められる

中心市街地までの交通手段は、全体的に4割が「電車」、2割が「自家用車」となっている。30代以下は、5割以上が「電車」であり、40～50代は、「自家用車」の利用が他世代と比べて多くなっている。60代以上は、他世代と比較すると電車利用が若干少なく、「自家用車」「バス」「自転車」「徒歩」が17%前後と均等にわかかれている。

以上から、若い世代は、「電車」を利用している割合が高く、高齢者世代は、「バス」「自転車」「徒歩」の割合が高い。少子高齢化に対応するためにも、より一層、公共交通機関の利便性を向上させるとともに、自転車や徒歩で回遊しやすい環境整備が重要となっている。



2)中心市街地の立ち寄り先は、飲食や買物を中心に滞留しており、滞留時間が延長している

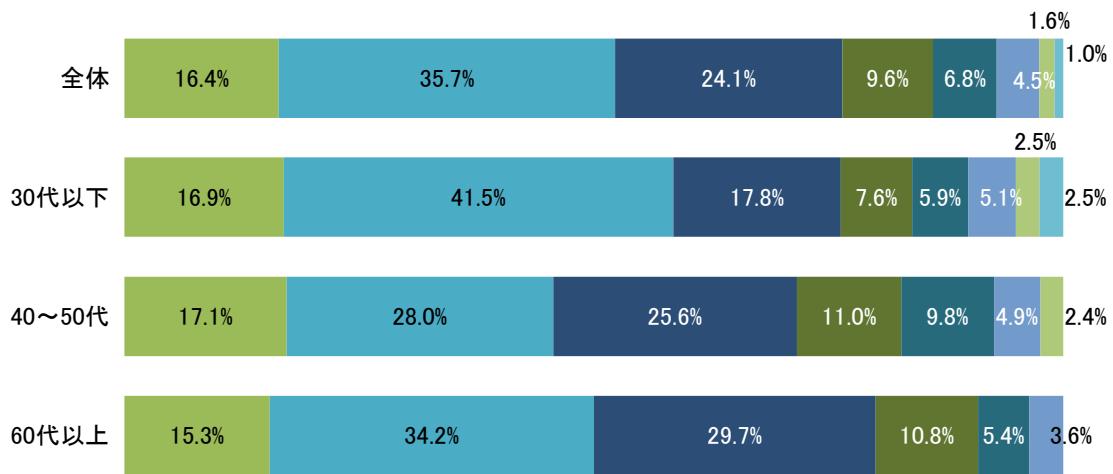
中心市街地での立ち寄り先は、「2ヶ所」と「3ヶ所」が多く、6割を占めている。

滞留時間は、「1～2時間未満」が最も多く、次いで、「3～4時間未満」となっている。過去の調査と比較すると、「30分～3時間未満」が減少し、「3～6時間未満」や「8時間以上」が増加しており、全体的に滞留時間が長くなっていることがうかがえる。

中心市街地で立ち寄った場所では、「買物」が5割以上と最も多く、次いで「飲食」が約3割となっている。「観光」は約1割にとどまっており、さらなる増加への対策が重要となる。

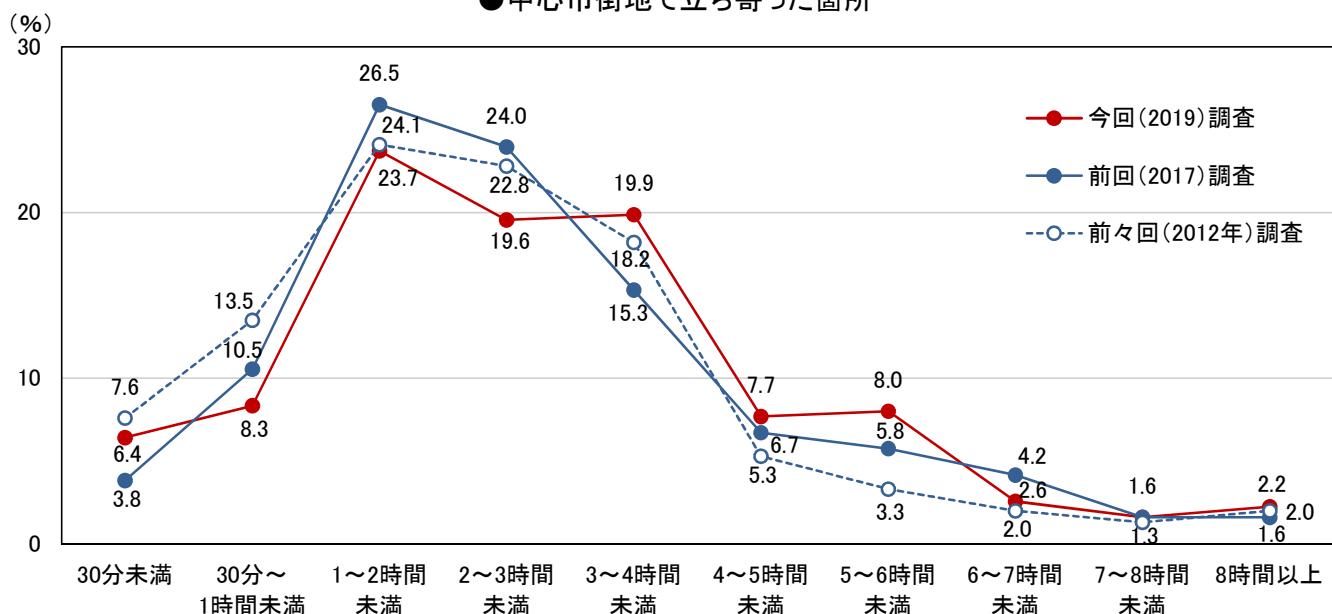
購入した商品や利用したサービス等は、「飲食」が約5割と多く、次いで「食料品」となっている。30代以下は、「飲食」「食料品」「医薬品、化粧品、日用雑貨」、40～50代は、「飲食」「食料品」「衣料品」、60代以上は、「食料品」「飲食」「衣料品」の購入が多くなっている。

以上から、「飲食」と「買物」を中心に滞留時間が伸びていることが推察され、世代ごとのニーズを踏まえながら、業種の配置をしていくことが重要となっている。

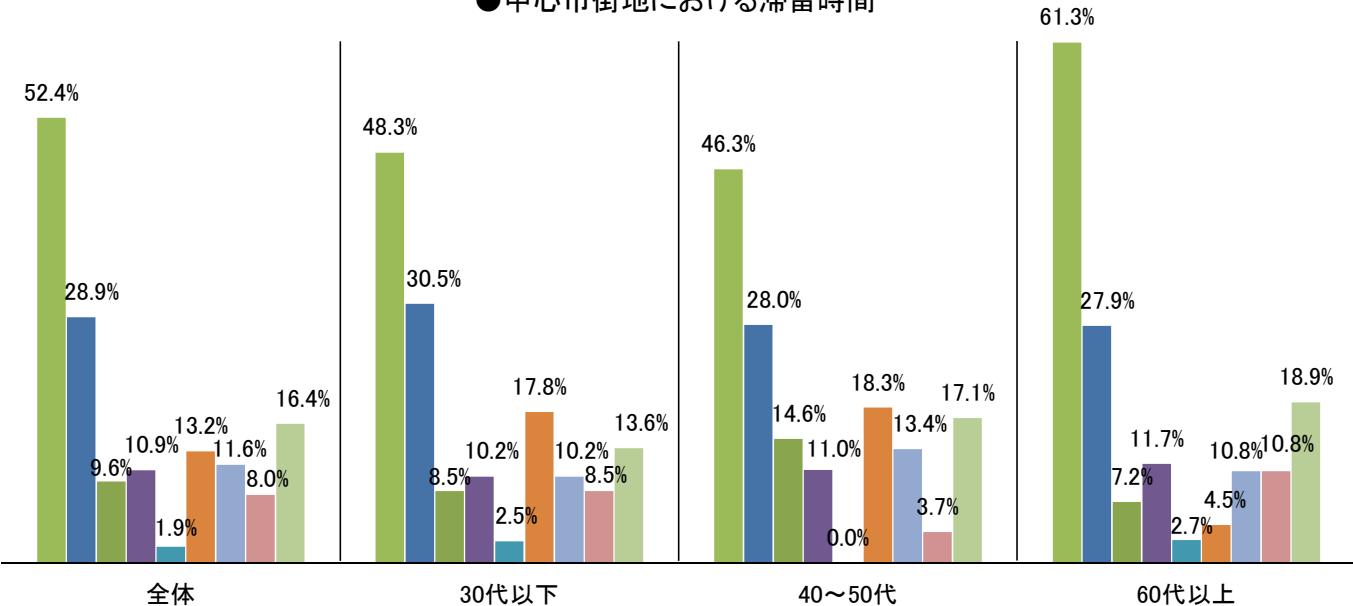


■1ヶ所程 ■2ヶ所程 ■3ヶ所程 ■4ヶ所程 ■5ヶ所程 ■6ヶ所～9ヶ所程 ■10ヶ所以上 ■通過のみ

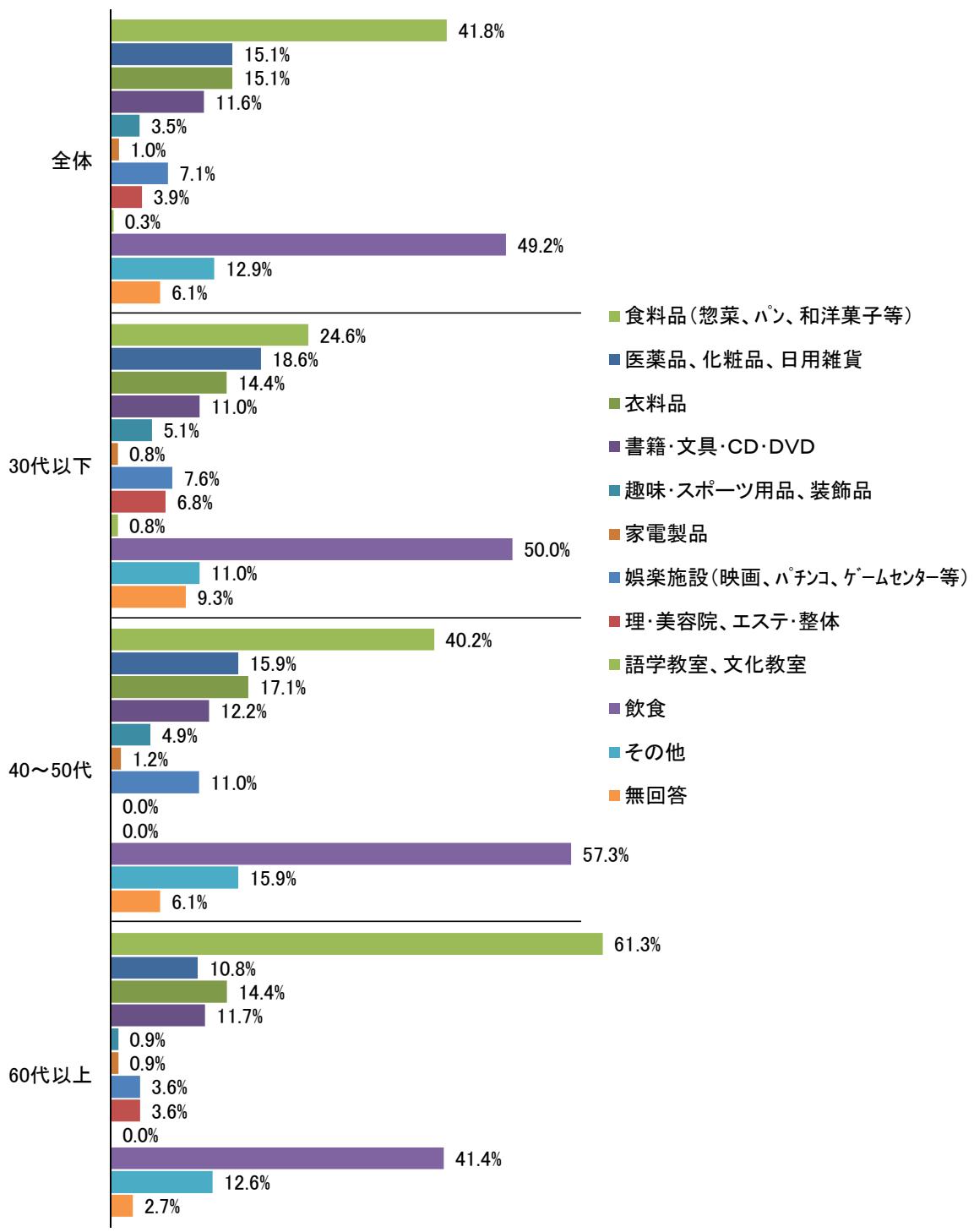
● 中心市街地で立ち寄った箇所



● 中心市街地における滞留時間



● 中心市街地で立ち寄った場所

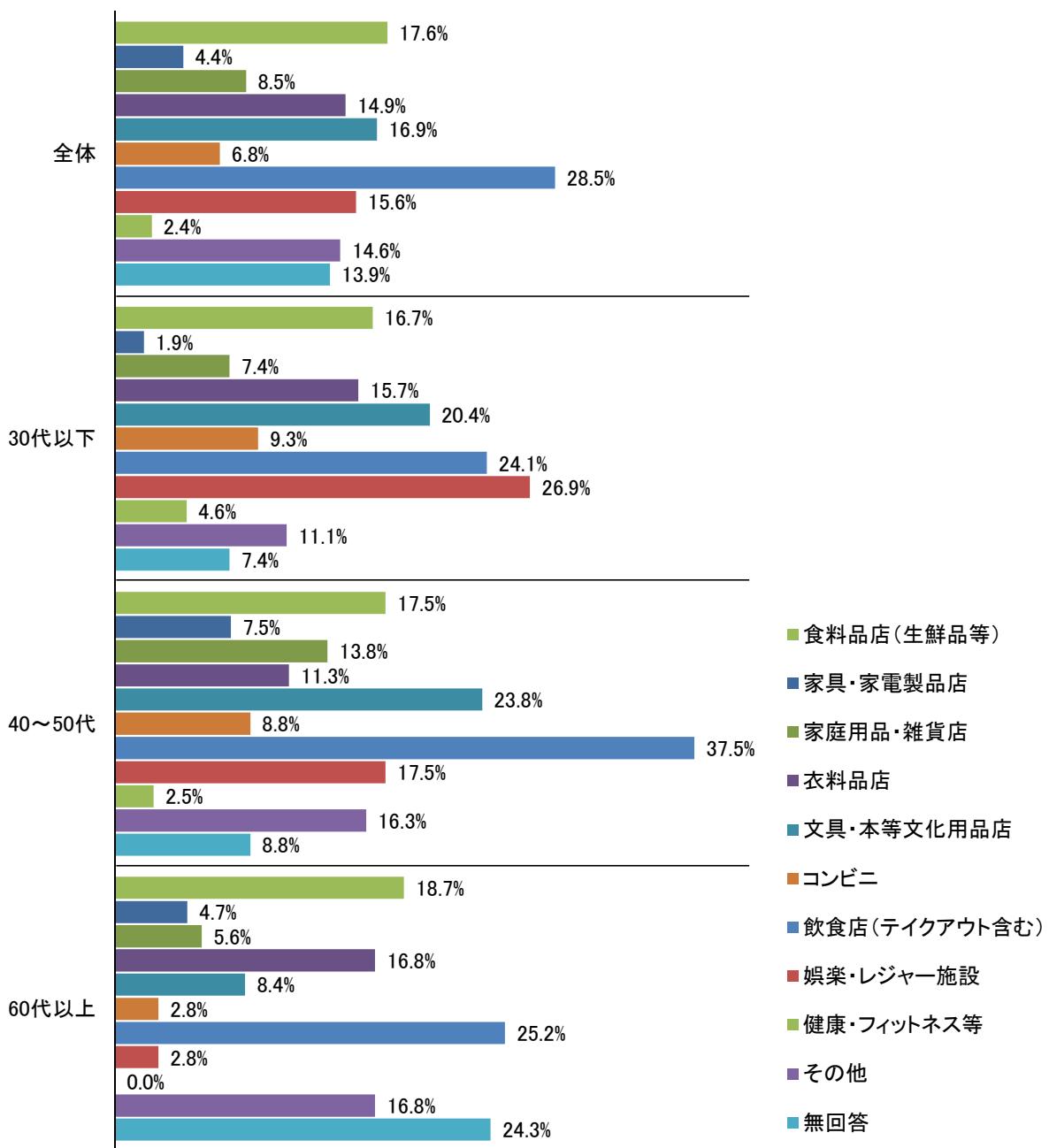


3) 商店街には、飲食店や世代のニーズに合わせた業種や店舗が求められる

商店街で求められる店舗・施設・サービスは、「飲食店」が約3割と最も多く、次いで「食料品店」「文具・本等文化用品店」となっている。30代以下は、「娯楽・レジャー施設」「飲食店」「文具・本等文化用品店」「衣料品店」が多くなっている。40～50代は、「飲食店」が最も多く、次いで「文具・本等文化用品店」「食料品店」「娯楽・レジャー施設」となっている。60代以上は、「飲食店」「食料品店」「衣料品店」が多くなっている。

以上から、どの世代も「飲食店」を求めていているとともに、若い世代は、「娯楽・レジャー施設」、中高年は、「食料品店」「衣料品店」等生活関連の業種を求めていることが推察される。

これらの世代ごとのニーズを踏まえ、品揃えやサービスの提供ができる店舗・施設を配置することが重要となっている。



●商店街で求められる店舗・施設・サービス

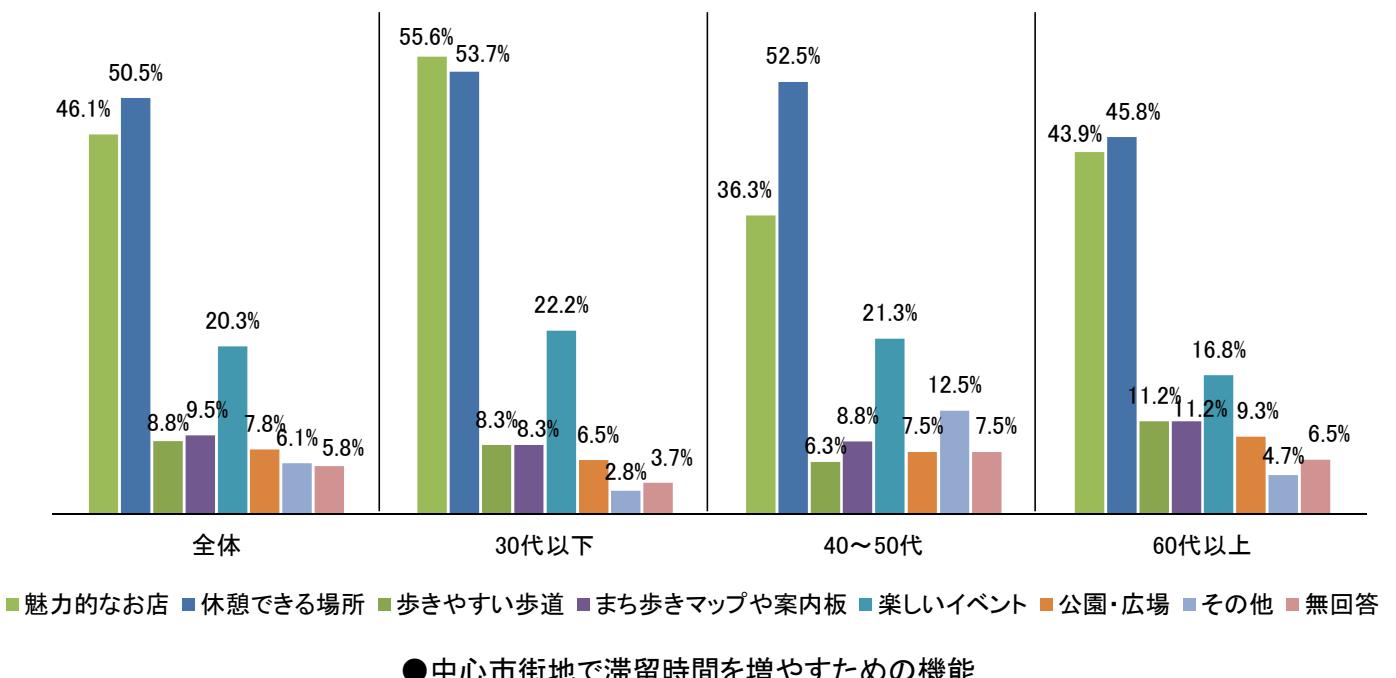
4)滞留時間を増やすためには、気軽に休憩できる場所や店舗が求められている

中心市街地で滞留時間を増やすための機能は、「休憩できる場所」と「魅力的なお店」が約5割と並んで多く、次いで、「楽しいイベント」が2割となっている。30代以下は、「魅力的なお店」が多く、40～50代と60代以上は、「休憩できる場所」が最も多くなっている。

自由意見をみると、「休憩できる場所」が最も多く、その中でも、「暑さや雨を凌ぐ屋根つきベンチ」「商店街のベンチ」「オープンカフェ」が多くあがっている。「飲食店」については、「オープンカフェ」や「フードコート等安価で立ち寄りやすい飲食店」が多く、「物販店」については、「若者やシニア、男性向けの衣料品」「書店」「文具店」が多くあがっている。また、子育て世代からは、「子ども向きの遊び場」や「無料休憩所の充実」を求める声が寄せられている。

また、「案内板の設置」や「飲食店マップ」については、姫路駅前における案内機能を充実することで、より楽しめるという意見があがっている。その他、「駐車場を安くする」や「野菜市や音楽イベントの開催」があがっている。

以上から、滞留時間を増やすためには、気楽に休憩や飲食できる場づくり、案内機能の充実等が求められていることが推察される。店舗については、世代ごとのニーズを踏まえた、魅力的な店舗づくりにより、今後の顧客層につなげ、滞留時間を増加させていくことが重要である。



(3) 中心市街地マンション居住者意識調査(平成30年10月)

① 調査の目的

本調査は、中心市街地区域内において、民間の新築マンションの建設により、居住者が増加している背景を踏まえ、新築マンション等の居住者を対象に、今後の施策への反映を目的とする。

② 調査の概要

調査対象：中心市街地内のマンション38棟 724戸

調査方法：調査票を全戸配布し、郵送返信にて回収

調査期間：平成30年10月19日～11月16日

回収状況：配布枚数724票中 回答数337票（回収率46.5%）

③ 調査のまとめ

本調査では、中心市街地マンション居住者を対象に、「居住者層」「転居理由」「日用品等の買物先」「利便性」について、世帯別による比較、分析を行い、以下の結果が明らかになった。

- 若い世帯の居住者が多く転入しており、「勤務地や姫路駅に近い立地の特性」「日常的に快適な生活ができる環境整備」が、まちなか居住の動機となっている。
- 小売店舗の利便性は高く評価されており、商店街は、中心市街地の立地特性と店舗の集積を活かし、商店街ならではの魅力と付加価値を向上することが重要となる。
- 「高齢者世帯」は「医療施設」のニーズが高く、さらなる高齢化の進行も踏まえ、子育て世帯や高齢者世帯も含む、世帯ごとのニーズに即した環境整備に取り組むことが重要となる。

1) 子育て世帯と夫婦のみ世帯を中心に居住者が増加している

民間マンションの建設により、若い世帯が中心市街地に転入してきており、今後は、さらなる高齢化の進行も踏まえ、子育て世帯や高齢者世帯も含む、世帯ごとのニーズに即した環境整備に取り組むことが重要となる。

2) 生活利便性の充実や勤務先・姫路駅が近いという理由から、転入してきた人が多い

勤務地や姫路駅に近い立地の特性とあわせて、生活しやすい環境整備が居住者の増加につながっており、日常的に快適な生活ができる環境整備が、まちなか居住の推進に効果があると考えられる。

3) 日用品は、中心市街地のスーパーマーケットと大型商業施設を多くの人が利用している

日用品等の買物先は、全ての世帯で「中心市街地内のスーパーマーケット」が多くなっている。次いで、単身者世帯や高齢者世帯では「姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設」となつており、中心市街地における買物が中心となっている。また、「子育て世帯」「夫婦と子供世帯」「夫婦のみ世帯」では、車の利用により「市内のスーパーマーケットやショッピングモール等の商業施設」を利用が2番目に多くなっている。

4)商店街の業種の差別化や付加価値の向上が求められる

中心市街地の商店街の店舗の利用は一番低く、日用品の購入はほとんどの世帯が「中心市街地内のスーパー・マーケット」や「姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設」を利用している。単身者世帯は、「市内のスーパー・マーケットやショッピングモール等の商業施設」の利用度が低く、中心市街地内の徒歩圏で賄えていることがうかがえる。

5)小売店舗と世帯ごとのニーズを踏まえた施設・機能の充実が求められる

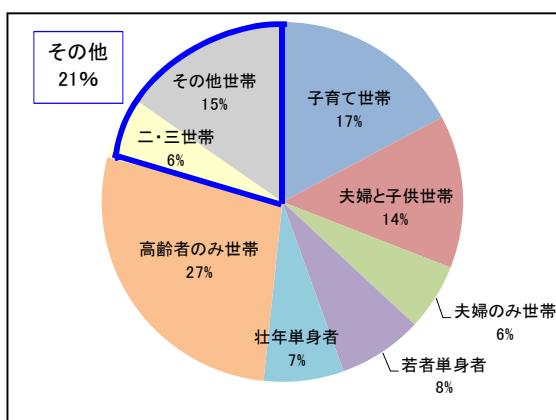
近くにあって便利だと感じている施設は、「商店街の店舗、スーパー・マーケット、コンビニ、飲食店等の小売店舗」「駅・バスターミナル」が多い。商業施設以外について世帯別にみると、「子育て世帯」は「教育施設関連」、「若者単身世帯」は「娯楽施設」が高くなっている。「医療施設」は、「高齢者のみ世帯」が高くなっている。世帯ごとのニーズを踏まえた機能の充実が重要となっている。

④調査結果の分析

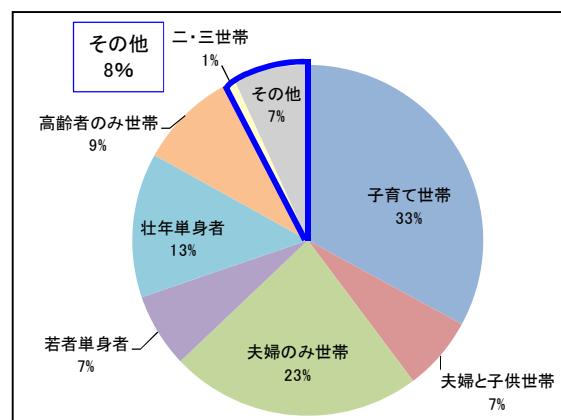
1)子育て世帯と夫婦のみ世帯を中心に居住者が増加している

中心市街地のマンション居住者の回答者は、平成27年国勢調査結果(姫路市全体)と比較して、「子育て世帯」が約3割、「夫婦のみ世帯」が約2割と若い世帯を中心に居住者が増加していることがうかがえる。

以上から、民間マンションの建設により、若い世帯が中心市街地に転入してきており、これまでの中心市街地における市街地整備の効果が推察される。今後は、さらなる高齢化の進行も踏まえ、子育て世帯や高齢者世帯も含む、世帯ごとのニーズに即した環境整備に取り組むことが重要となる。



●平成 27 年国勢調査結果(姫路市全体)



●中心市街地マンション調査結果

※年齢及び世帯構成による世帯分類

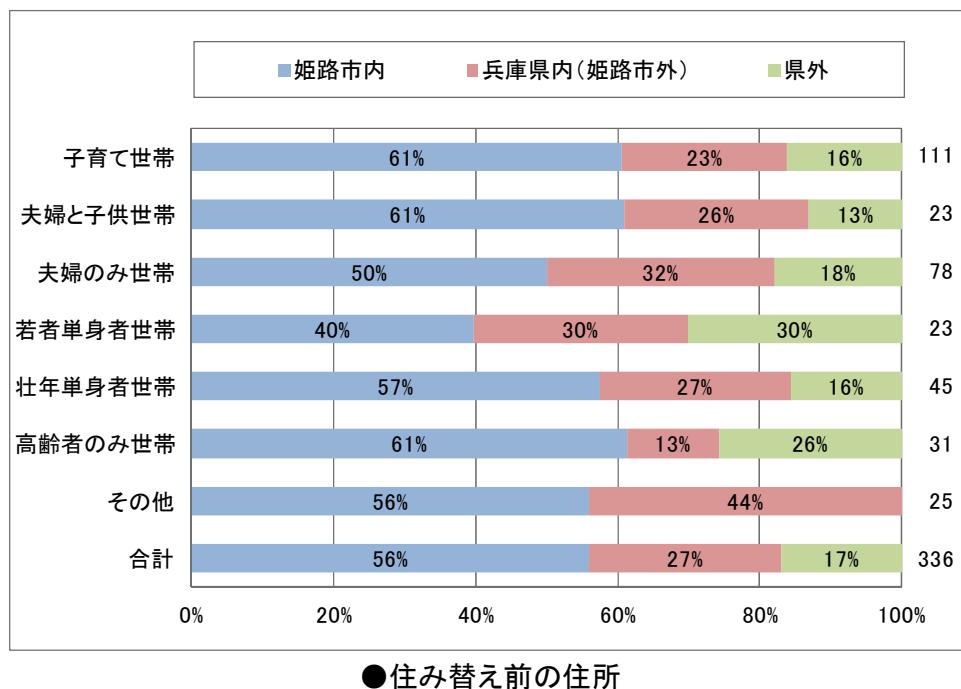
世帯分類	年齢と世帯構成
子育て世帯	20~40代の夫婦と子供
夫婦と子供世帯	50代以上の夫婦と子供
夫婦のみ世帯	20~50代の夫婦のみ
若者単身者世帯	20~30代の一人暮らし
壮年単身者世帯	40~50代の一人暮らし
高齢者のみ世帯	60~80代以上の一人暮らしえまたは夫婦のみ
その他	寡婦・寡夫世帯、二・三世帯、その他、不明

2)生活利便性の充実や勤務先・姫路駅が近いという理由から、転入してきた人が多い

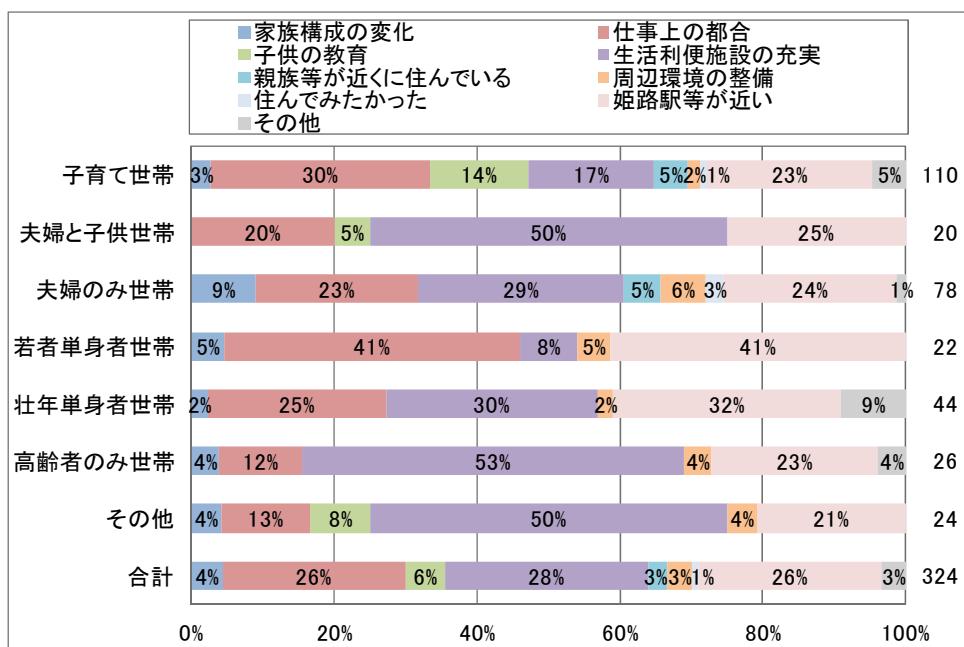
民間マンションに住み替える前の住所は、「姫路市内」の割合が5割以上と最も高くなっています。次いで「兵庫県内(姫路市外)」が約3割となっている。

中心市街地に住むこととした理由は、「子育て世帯」や「若者単身者世帯」では、「仕事上の都合」と「姫路駅等が近い」の割合が高いが、「夫婦と子供世帯」「夫婦のみ世帯」「壮年単身者世帯」「高齢者のみ世帯」は、「生活利便施設の充実」と「姫路駅等が近い」の割合が高くなっている。

以上から、勤務地や姫路駅に近い立地の特性とあわせて、生活しやすい環境整備が居住者の増加につながったことが推察され、日常的に快適な生活ができる環境整備が、まちなか居住の推進に効果があると考えられる。



●住み替え前の住所



●中心市街地に住むこととした理由

3) 日用品は、中心市街地のスーパー・マーケットと大型商業施設を多くの人が利用している

日用品等の買物先は、全ての世帯で「中心市街地内のスーパー・マーケット」の割合が7割以上と最も高く、次いで、「姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設」が5割となっており、中心市街地における買物が中心となっていることが推察される。「子育て世帯」「夫婦と子供世帯」「夫婦のみ世帯」は、車の利用により「市内のスーパー・マーケットやショッピングモール等の商業施設」を利用し、「若者単身者世帯」「壮年単身者世帯」「高齢者のみ世帯」は、徒歩圏で買物が賄えていることが推察される。

4) 商店街の業種の差別化や付加価値の向上が求められる

中心市街地の商店街の店舗の利用は一番低く、一割に満たない結果となっており、日用品の購入はほとんどの世帯が「中心市街地内のスーパー・マーケット」や「姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設」を利用していることが推察される。

以上から、商店街は、中心市街地の立地特性と店舗の集積を活かし、商店街ならではの魅力と付加価値を向上することが重要となる。

■日用品等の買物先

単位:票

区分	大型商業施設	スーパー・マーケット	商店街の店舗	市内の商業施設	コンビニ	ネットショッピング	その他
子育て世帯	41 (37%)	81 (73%)	9 (8%)	65 (59%)	19 (17%)	32 (29%)	6 (5%)
夫婦と子供世帯	16 (70%)	16 (70%)	3 (13%)	11 (48%)	1 (4%)	8 (35%)	1 (4%)
夫婦のみ世帯	37 (47%)	60 (77%)	3 (4%)	44 (56%)	10 (13%)	16 (21%)	3 (4%)
若者単身者世帯	14 (61%)	18 (78%)	0 (0%)	6 (26%)	11 (48%)	6 (26%)	0 (0%)
壮年単身者世帯	25 (56%)	39 (87%)	6 (13%)	13 (29%)	21 (47%)	9 (20%)	1 (2%)
高齢者のみ世帯	18 (58%)	22 (71%)	6 (19%)	8 (26%)	5 (16%)	1 (3%)	0 (0%)
その他	16 (52%)	18 (58%)	3 (10%)	11 (35%)	8 (26%)	4 (13%)	1 (3%)
合計	167 (50%)	254 (75%)	30 (9%)	158 (47%)	75 (22%)	76 (23%)	12 (4%)

上段:回答数、下段:構成比

:最も多い :2番目に多い

※正式項目

表中項目	正式項目
大型商業施設	姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設
スーパー・マーケット	中心市街地内のスーパー・マーケット
商店街の店舗	中心市街地の商店街の店舗
市内の商業施設	市内のスーパー・マーケットやショッピングモール等の商業施設
コンビニ	コンビニ
ネットショッピング	ネットショッピング

5) 小売店舗と世帯ごとのニーズを踏まえた施設・機能の充実が求められる

近くにあって便利だと感じている施設は、「商店街の店舗、スーパーマーケット、コンビニ、飲食店等」が7割と高くなっています。次いで「駅・バスターミナル」「姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設」となっています。

商業施設以外について世帯別にみると、「子育て世帯」は「教育施設関連」、「若者単身世帯」は「娯楽施設」が高くなっています。「医療施設」は、「高齢者のみ世帯」が5割以上と特に高く、「夫婦と子供世帯」「壮年単身者世帯」も高くなっています。

以上から、「商店街の店舗、スーパーマーケット、コンビニ、飲食店等」の小売店舗の利便性は高く評価されており、今後も、商業施設の充実や環境整備を図ることが重要となる。

■近くにあって便利だと感じている施設

単位:票

区分	大型商業施設	小売店舗	娯楽施設	医療施設	文化施設	教育関連施設	駅・バスターミナル	その他
子育て世帯	63 (57%)	72 (65%)	16 (14%)	16 (14%)	16 (14%)	26 (23%)	82 (74%)	3 (3%)
夫婦と子供世帯	14 (61%)	16 (70%)	5 (22%)	6 (26%)	4 (17%)	4 (17%)	16 (70%)	0 (0%)
夫婦のみ世帯	49 (63%)	54 (69%)	18 (23%)	15 (19%)	11 (14%)	2 (3%)	55 (71%)	0 (0%)
若者単身者世帯	14 (61%)	18 (78%)	9 (39%)	0 (0%)	1 (4%)	0 (0%)	15 (65%)	0 (0%)
壮年単身者世帯	26 (59%)	35 (80%)	8 (18%)	11 (25%)	4 (9%)	0 (0%)	29 (66%)	1 (2%)
高齢者のみ世帯	13 (42%)	25 (81%)	4 (13%)	16 (52%)	5 (16%)	0 (0%)	17 (55%)	0 (0%)
その他	13 (52%)	17 (68%)	4 (16%)	10 (40%)	3 (12%)	0 (0%)	18 (72%)	0 (0%)
合計	192 (57%)	237 (71%)	64 (19%)	74 (22%)	44 (13%)	32 (10%)	232 (69%)	4 (1%)

上段:回答数、下段:構成比

:最も多い :2番目に多い

※正式項目

表中項目	正式項目
大型商業施設	姫路駅周辺の百貨店・大型商業施設
小売店舗	商店街の店舗、スーパーマーケット、コンビニ、飲食店等
娯楽施設	映画館、スポーツジム・プール、ゲームセンター・カラオケ等
医療施設	病院・診療所等
文化施設	文化施設
教育関連施設	教育関連施設
駅・バスターミナル	駅・バスターミナル

1-5 中心市街地における課題の整理

(1)まちづくりにおいて考慮すべき社会・経済情勢

①都市型・滞在型・インバウンド観光

わが国の観光政策は、2006年に観光推進基本法が制定され、2008年に観光庁を設置し、大型・画一型から個人化・多様化をめざすポストマスツーリズム^{※1}の方向性へと推移している。

インバウンド観光は、日本政府観光局(JNTO)の訪日客数によると、2015年に2,000万人に迫る来日客数を記録してから、2018年には約3,100万人へと推移している。2020年までに4,000万人とする目標数値に対して大きく上回る状況が想定され、対応が急務となっている。

さらに、ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームにおける2019～2021年のゴールデンスポーツイヤーズ、大阪・関西万博2025へつながる約5年間が、関西圏の主要な都市として、一つの勝負時となっている。スポーツ界はアマチュアイズムからビジネスイズム、消費行動はモノからコトへと大きく転換する流れにあることから、都市型・滞在型・インバウンド観光を踏まえた中心市街地の再生と発展が重要となっている。

外国人観光客の動向は、行動形態がリピーター化し、団体旅行から個人旅行へ移行する傾向にあり、滞在期間が長期化している。また買物の志向は、爆買いから生活用品中心の買物へと変化しており、訪問先も大都市や有名都市の観光スポットから市場や商店街、ビュースポット、歓楽街、飲食店等ディープな地域へと移行している。

外国人観光客の関心は、着物・浴衣や城郭見学、神社への参詣、伝統食・伝統行事等の伝統的な体験に加え、アニメ、ドラマ、映画、ゲームに至るポップカルチャー等にも向けられ、新旧に織りなす日本文化が人気となっている。また、日本の日常生活や日常食等現代の生活体験への関心も高まる傾向にある。

こうした背景を踏まえ、中心市街地においては、まちなか・まち歩き観光や滞在型・宿泊型観光、多言語標記による観光インフラ整備等を推進し、国際観光都市として、各国から観光客を受け入れ、人の流れと滞在を生み出す、即効性・持続性のある観光まちづくりが重要となる。

ポストマスツーリズム^{※1}

マスツーリズムとは、第2次世界大戦後の経済発展を背景に、富裕層に限られていた観光旅行が、幅広く大衆にまで拡大した現象。日本でも高度経済成長期に旅行の大衆化が一気に進み、団体旅行がその主流であった。しかし成熟期を迎えた現在は、画一的なマスツーリズムに代わり、旅行の個人化とともに目的志向や高級志向等旅行スタイルの多様化、細分化が進んでおり、この現象をポストマスツーリズムと呼ぶ。

②ライフスタイル対応型商業・サービス機能+雇用創出

地球環境問題への対応や持続可能な開発目標(SDGs)^{※2}に向けた取組み等のため、わが国においても、持続可能で強靭なまちづくりとして、コンパクト・プラス・ネットワーク^{※3}の推進や戦略的な社会資本の整備、質の高いインフラの推進等が掲げられている。

大量生産・大量消費型の商業依存のみから、健康志向やエコライフ志向が高まっている。スローフードや手づくり商品、環境に配慮した商品等安全・安心で質の高い商品やサービスを求める傾向にあることから、これらに対応した空間・商品・サービスが必要となっている。

また、様々なライフステージやライフスタイルに応じて居住地を選択する傾向が強まっている。テレワーク等雇用や働き方のスタイルも変化しており、今後も一層の多様化が見込まれることから、若い世代が挑戦しやすい新ビジネスや雇用創出につながる環境づくりが求められる。

こうした背景を踏まえ、中心市街地においては、次世代や子育て世代・高齢者世代等のターゲット層を踏まえた商業の差別化、再集積を図る必要がある。このためには、ターゲット層のニーズを把握し、求められる業種・機能を適正に配置し、継続的な交流や滞留へとつなげるまちづくりが重要となる。また、まちなかに魅力的な店舗を増やすことで、地元商業の活性化を図り、地域内経済循環を生み出すことも重要である。

持続可能な開発目標(SDGs)^{※2}

2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための2030年までの17の国際目標。日本でのSDGs推進のための主な取組みとしては、働き方改革の実施や子供の貧困対策、地方創生や未来志向の社会づくりを支える基盤・技術・制度等、徹底した省エネの推進、持続可能な農林水産業の推進や林業の成長産業化等があげられる。

コンパクト・プラス・ネットワーク^{※3}

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては地域の活力を維持するとともに医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせ、環境面にも配慮したまちの実現を目指す必要があるため、まちなかや公共交通沿線に都市機能や居住を誘導し、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを形成すること。

③子育て世代から高齢者まで、多世代型まちづくり

少子高齢化の本格到来を見据え、わが国では、多様な都市機能が集積したコンパクトシティが推進され、生活サービスの維持向上、行政コストの削減、環境負荷の軽減等全国的にも効果がみられている。

しかし、コンパクト化だけでは圏域・マーケットが縮小し、より高次の都市機能によるサービスが成立するために必要な人口規模を確保できない恐れがあるため、ネットワーク化により各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することが不可欠となる。

わが国では、今後は、こうしたコンパクト・プラス・ネットワークを推進し、経済活動の装置である都市のコンパクト化、密度アップ、公共交通の利便性向上により、サービス産業の生産性を向上させることとしている。そのため、中心市街地での消費額増加や訪問介護の移動時間の短縮等、子育て世代や高齢者等のユーザー目線を備えた上で、施設の最適立地の実現を目指している。これにより、人・モノ・情報の高密度な交流の実現とイノベーションの創出、にぎわい創出による歴史・文化の継承やその発展といった新たな価値の創造につなげることとしている。

こうした背景を踏まえ、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編等各分野の施策との連携がより一層重要となる。中心市街地においては、広場等の公共空間の活用、空き店舗等の活用促進等、にぎわいを呼ぶための高質なストックの整備と活用により、多世代が安心して快適に居住できる環境づくりが重要となる。

また、県立はりま姫路総合医療センター(仮称)の整備に伴い、体の不自由な方や子育て世代、高齢者等が来街しやすく、回遊できる環境づくりが求められる。車椅子や歩行器、ベビーカー等の利用が安全・安心に行われるサービスやまちなかのバリアフリーの環境整備等により、受け入れ体制を整える必要がある。

④高次機能の集約と持続可能なマネジメント

本市では、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)において、コンパクトで充実した各地域生活圏と高次都市機能を有する都心部が有機的に連携・交流する「姫路スタイル・コンパクトシティ」を掲げ、この10年間で大きな効果がみられている。

「姫路市都市計画マスターplan」(平成27年3月策定)においても、都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大等、既成市街地の整備・改善を進め、JR姫路駅周辺の高次都市機能の集積、都心部の居住環境や利便性の向上を図るとしている。

「姫路市立地適正化計画」(平成30年3月策定)では、中心市街地は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として「中心拠点」に位置付けられている。

中心拠点では、商業面積が10,000m²を超える商業施設や医療施設等の市民生活のために必要な施設を一定規模以上確保し、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を配置している。広域的な都市活力向上に貢献する施設としては、3次医療提供病院や医療・福祉系専門学校、文化交流施設、広域防災施設が該当する。

「特別史跡姫路城跡整備基本計画」(平成23年3月策定)では、姫路城跡及び世界文化遺産・姫路城のバッファゾーンにおける保存管理、整備・活用及び景観誘導について、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に掲げる理念を具体化することを最大の目的に策定されている。

平成26年度には、「連携中枢都市」制度のモデル都市として、本市が圏域全体の経済の牽引、高次都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能の向上の3つの役割を果たすこととし、施策や事業を展開している。

こうした個別計画の策定や効果も踏まえ、本市の中心市街地は都市としての経済力をつけ、魅力を高めることを意図して、単一機能ではなく、商業、業務、居住、コミュニティ、文化、観光、健康といった多様な機能の複合化や事業実施により、「姫路駅」と「姫路城」を核にした「まちの顔」を確立している。

今後は、国際観光都市「姫路」ブランドの確立を目指し、国内外の観光客が行き交い、多世代が安心して暮らし続ける、公民連携による持続可能なマネジメントの構築が重要となる。

姫路駅北にぎわい交流広場や、再整備工事が完了した大手前通りを中心に、地域の魅力向上に向けた取組みが始まっているが、全国において先行してエリアマネジメントに取り組む団体等においては、組織運営を担うエリアマネージャーの確保や育成等が課題となっている。

本市においても今後、これらの取組みを持続的に推進していくため、現在エリアマネジメントに取り組む団体だけではなく、まちなかの多様な関係者を巻き込み、それぞれが認識するエリアマネジメントの考え方や想い、課題等を共有することが重要である。

(2) 中心市街地における課題

以下に、現況データ等の把握、市民等の意識調査の分析によって明らかになった課題について整理する。

① 中心市街地全体の回遊性の向上

キャスティ21コアゾーン整備事業や姫路駅北にぎわい交流広場の整備によって駅周辺の利用者が増加しており、にぎわいや集客へつながっている。特に、姫路駅北にぎわい交流広場ではイベントが積極的に開催され、多くの人が利用することで、まちなかの活性化に寄与しており、にぎわいの創出と持続性の両面で、大きな効果がうかがえる。

一方、居住者や外国人観光客は増加しているが、中心市街地全体の回遊性や宿泊を伴う滞在型観光の大幅な増加には至っていないことから、多世代のライフスタイルに応じた機能の導入や、外国人観光客も楽しめ、回遊と滞留を生み出す魅力的な拠点や店舗が重要となる。

現在、外国人観光客は、東京、京都、大阪、広島等へと移動する通過地点として本市を捉える傾向にある。また、世界文化遺産・姫路城への登閣を主目的として中心市街地を素通りする傾向が見受けられ、観光消費額における中心市街地への経済効果は限定的となっている。

それらの課題解決に向け、本市では、滞在型・着地型観光やインバウンド誘客、MICE等観光施策や文化・芸術事業を積極的に推進しており、また、計画期間中には姫路城世界遺産登録30周年を迎える。

こうした中、令和3年開館予定の姫路市文化コンベンションセンターは、国内外の様々な分野のイベントやコンベンションの開催が期待され、アフターイベントの場として、駅前から大手前通りや商店街へ人を誘客し、回遊性の向上や滞在型観光へつなげることが重要である。

これまでの10年間の中心市街地活性化事業により、キャスティ21コアゾーンにおける店舗や宿泊機能、大手前通りの再整備、姫路駅北にぎわい交流広場の整備が完了し、高質な機能が創出された。あわせて、都心環状道路網の整備やシェアサイクルの導入により移動の円滑化が向上している。

今後は、大手前通りエリア魅力向上推進事業により、姫路城、商店街、駅前に至る回遊性の向上を目指すとともに、姫路市文化コンベンションセンターの整備を契機として、中心市街地全体へにぎわいを波及させることが重要である。

② 商店街の魅力的な店舗・サービスの導入

姫路城大天守保存修理が完了したことに伴い、外国人を含む観光客が大幅に増加している。また、姫路駅の利用や観光周遊の交通利用者が増加し、姫路城周辺と姫路駅周辺の活性化につながっていることがうかがえる。

中心市街地における小売業は、事業所数や従業者数、年間商品販売額は減少傾向にある。中心市街地活性化に関するアンケートでは、現在の中心市街地に満足している人が多かったが、商店街については、依然として課題にあげられている。満足していない理由として、「空き店舗が多い」「店舗の営業時間が短い」「魅力的・個性的な店舗が少ない」等があげられている。まちなか来街者調査では、商店街には多世代から「飲食店」が求められているとともに、若い世

代は「娯楽・レジャー施設」、中高年は「食料品店」「衣料品店」等生活関連の業種が求められていることから、世代ごとのニーズを踏まえた品揃えやサービスの提供できる店舗・施設を配置することが重要である。

今後は、多世代居住や外国人観光客の増加を踏まえ、顧客のニーズを捉えた業種やサービスを導入し、商店街における魅力的な店舗をさらに増やしていくことが重要である。

また、平成30年2月末にヤマトヤシキ姫路店が閉店したことにより、今後、周辺の商店街エリアにおける通行量の減少も考えられる。そのため、姫路駅と姫路城を結ぶメインストリートである大手前通りや、姫路駅前を核とする中心市街地全体で、民間事業者が主体となったにぎわい創出やおもてなしに取り組む必要がある。

③多世代が暮らしやすい環境づくり

姫路駅周辺の再開発事業や区画整理事業の進展により、中心市街地の魅力が向上し、民間企業によるマンション建設が増加している。これに伴い中心市街地の居住者が増加し、特に若い世代や子育て世代が増加している。中心市街地マンション居住者意識調査では、転入の動機として、「生活利便施設の充実」と「姫路駅に近い立地性」が多くあげられており、これらの居住者の増加により、日常的にまちなかや駅の利用者が増加し、中心市街地の活性化につながっていることがうかがえる。

また、中心市街地の高齢化率は減少しているものの、高齢者人口自体は年々増加しており、姫路駅南駅前広場の整備や駅南土地区画整理事業による新都市拠点としてふさわしい街区の形成や南北市街地を結ぶ交通体系の確保、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編等により、多世代が快適・便利で安全・安心な暮らしやすい環境づくりが重要である。

④エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり

中心市街地のイベント数は、姫路駅北にぎわい交流広場の整備に伴い、市民による広場の利活用が増加し、継続的にぎわいへつながっている。駅前や大手前通り、商店街において、市民や民間による取組みの動きも見られ、意識醸成や活動の活性化がうかがえる。

中心市街地活性化に関するアンケートでは、中心市街地内居住者の来街頻度の増加や満足度は高い評価を得たが、今後は、中心市街地外居住者をまちなかへ来ることを促す必要があり、中心市街地外居住者の評価も高める必要がある。

今後は、中心市街地全体へのぎわいの波及や、宿泊を伴う滞在型観光、フードツーリズム等による滞留時間の延長等、民間活力を活用した持続的なまちづくりが求められることから、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりが重要となっている。

中心市街地には、「城周辺エリア」「大手前通りエリア」「駅前エリア」「駅東エリア」「駅西エリア」「商店街エリア」があり、それぞれが特性のあるエリアとなっている。特に、「大手前通りエリア」は、今後、外国人観光客も含めた多くの観光客が訪れることが想定される。このため、姫路駅と姫路城を結ぶメインストリートである大手前通りを単なる歩行空間ではなく、にぎわいのある滞留空間となるよう整備を行っている。今後、民間が主体となって大手前通りに魅力を創出することで、中心市街地全体の回遊性を高め、エリアの価値向上へつなげることが重要である。

1－6 中心市街地活性化基本方針

(1) 中心市街地活性化の基本テーマ

中心市街地活性化に向けて、中心市街地の課題を踏まえ、これまでの2期にわたる基本計画で創出した姫路駅周辺や姫路城等の高質なストックを活かすとともに、さらなるぎわいと回遊、滞留を促す事業を展開することにより、『国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下』を目指すこととし、基本テーマに設定する。

中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下

(2) 中心市街地活性化の基本的な方針

中心市街地活性化の基本テーマを踏まえ、以下に4つの基本的な方針を設定する。

●**行きたい城下－国内外の人々が訪れるまちづくり－**

姫路城を核として、国内外の観光客のさらなる増加や、リピーターの増加を目指し、姫路城と周辺資源の美しい街並み形成や大手前通りエリアの魅力向上、姫路市文化コンベンションセンターの整備等により、国内外の人々が訪れる国際観光都市としてのブランドを確立する。

●**にぎわう城下－人々が集い回遊するまちづくり－**

まちなか全体への回遊性や利便性の向上を目指し、中心市街地の空き店舗対策や意欲的な若者が挑戦しやすい環境づくりと支援等、魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊を創出する。

●**住みたい城下－人々が安心し暮らしやすいまちづくり－**

日常的に利便性が高く、多世代が交流し、安心して暮らせるまちを目指し、新都市拠点としてふさわしい街区の形成や南北市街地を結ぶ交通体系の確保、医療系高等教育・研究機関の充実等、多世代が安心し、暮らしやすい環境の整備を推進する。

●**市民が主役の城下－市民が躍動できるまちづくり－**

中心市街地のエリア全体へのぎわいの波及や滞留時間の延長を目指し、市民による広場を活用した継続的な魅力の向上や民間活力を活用したエアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを推進する。

中心市街地の課題

中心市街地全体の回遊性の向上

居住者や観光客は増加しているが、中心市街地全体の回遊性向上には至っていないことから、多世代のライフスタイルに応じた機能の導入や外国人観光客でも楽しめる取組みが重要である。

商店街の魅力的な店舗・サービスの導入

商店街の回遊性や利用者数が伸び悩んでいることから、多世代居住や外国人観光客の増加を踏まえた個性的な店舗や魅力的な店舗が求められている。

多世代が暮らしやすい環境づくり

中心市街地での高齢者人口は年々増加しているとともに、若い世代の流入も多くなっていることから、多世代に快適・便利で、安全・安心な暮らしやすい環境づくりが重要となっている。

エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり

中心市街地のエリア全体へのぎわいの波及や滞留時間の延長等民間活力を活用した持続的なまちづくりが求められることから、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりが重要である。

中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下

中心市街地活性化の基本方針

行きたい城下

国内外の人々が訪れるまちづくり

- 姫路城と周辺資源の美しい街並み形成や大手前通りエリアの魅力向上
- 姫路城、商店街、駅前に至る回遊性の向上
- 姫路市文化コンベンションセンターの整備

にぎわう城下

人々が集い回遊するまちづくり

- 中心市街地の空き店舗対策や意欲的な若者が挑戦しやすい環境づくりと支援
- 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくり

住みたい城下

人々が安心し暮らしやすいまちづくり

- 新都市拠点としてふさわしい街区の形成や南北市街地を結ぶ交通体系の確保
- 新県立病院整備を含む医療系高等教育・研究機関の充実と地域医療人材の確保

市民が主役の城下

市民が躍動できるまちづくり

- 民間活力を活用した持続的なエリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくり
- 多様な主体が当事者意識を持ち、まちづくりに参画できる機会づくり

(3) エリア設定

中心市街地は約222haと広域であることから、中心市街地をエリアで区分し、それぞれエリアごとの特徴を踏まえたまちづくりの方針を設定することで、効果的、重点的な事業展開を行う。



● 中心市街地のエリア設定

①城周辺エリア

■エリアの概要

- ・世界文化遺産・姫路城を擁し、姫路市景観計画で「風景形成地域」に指定されており、姫路城と調和した美しい風景を形成することが求められている。また、姫路城の登閣を目的に、多くの観光客が訪れている。

■方針

- ・姫路城と調和する美しい風景の形成を目指し、公的及び民有地の空間において、統一的で美しい景観形成と効果的な規制・誘導を推進する。
- ・集客力の向上を目指し、公民協働による観光・集客系ソフト事業を実施する。

②大手前通りエリア

■エリアの概要

- ・姫路駅と姫路城を結ぶ本市のシンボルロードとして、多くの観光客や来街者が往来し、商業の活性化と回遊性向上のための重要な役割を担っている。

■方針

- ・人が滞留し、にぎわう魅力ある空間づくりに向けて、公共空間利活用に関する法制度等を利用した公民連携によるエリア価値向上に取り組む。
- ・マルシェやオープンカフェ等の実施により、観光客や来街者が楽しみながらそぞろ歩きができる空間づくりを推進する。

③駅前エリア

■エリアの概要

- ・県内でも有数の乗車人員を誇る姫路駅を有し、市周辺や他都市からの玄関口として、観光客はもとより商業施設での買物目的で利用する人も多い。
- ・おもてなし空間としての役割を果たす姫路駅北にぎわい交流広場等によって、市民のにぎわいや活性化に向けた活動の場が整い、多くのイベントが継続的に行われている。

■方針

- ・新たな交流とにぎわいの創出を目指し、都市機能の集積を高めるとともに、観光案内機能の充実や市民による広場等の利活用を促進する。

④駅東エリア

■エリアの概要

- ・キャスティ21コアゾーン及びキャスティ21イベントゾーンを包含する。キャスティ21イベントゾーンでは、今後、姫路市文化コンベンションセンターと県立はりま姫路総合医療センター(仮称)を整備する予定である。

■方針

- ・文化・芸術及び医療・福祉の拠点づくりとまちなかへの新たな動線の誘導を目指し、日常的に利便性が高く、多世代が交流し、安心して暮らせる居住環境を充実させる。
- ・広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を充実させる。

⑤駅西エリア

■エリアの概要

- ・姫路駅の西側に近接し、空き店舗等の遊休不動産が多いエリアであり、周辺には飲食店等が多数立地している。

■方針

- ・意欲的な若者が挑戦しやすい環境づくりと起業支援、空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりにより、魅力ある店舗等の出店を促進する。
- ・滞在型観光やフードツーリズムの拠点として、空き店舗を活用した飲食店の出店を促す。

⑥商店街エリア

■エリアの概要

- ・ヤマトヤシキ姫路店と姫路フォーラスの大規模商業施設が閉店し、歩行者や回遊性の減少が懸念されている。

■方針

- ・新たな観光産業の創出や回遊性の向上を目指し、各商店街が実施するにぎわい事業の連携や来街者が滞留できる仕組みづくりを促進する。
- ・空き店舗対策として、多世代のライフスタイルに応じた機能の導入と、外国人観光客も楽しめ、回遊と滞留を生み出す魅力的な拠点や店舗・施設の配置を促進する。

2. 中心市街地の位置及び区域

2-1 位置

(1) 位置設定の考え方

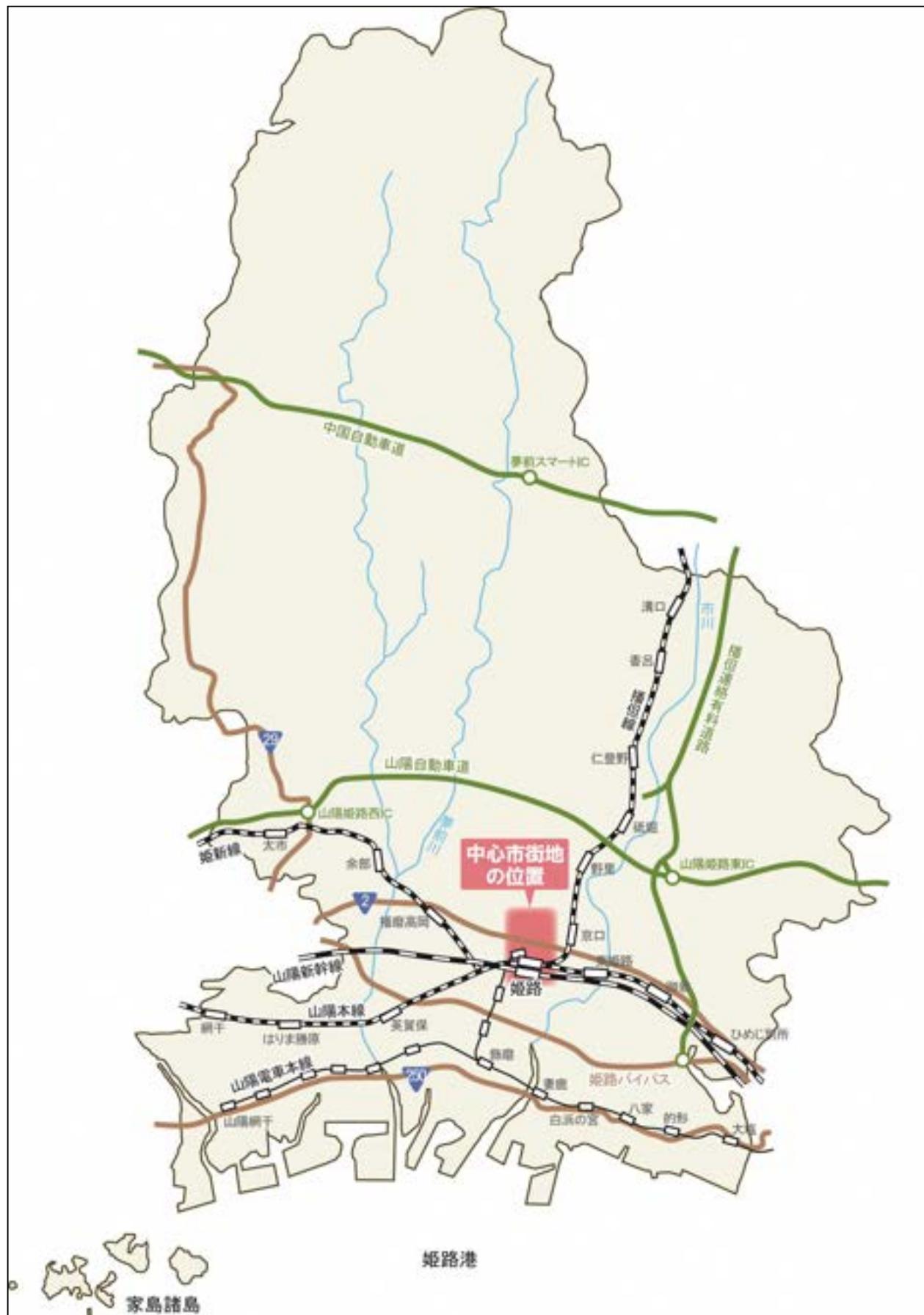
現在のまちの骨格は、室町時代から江戸時代初期にかけて現在の地に姫路城が築城された時を始まりとする。姫路城は全国的に珍しい総構の構造をとり、城下町は主に外堀から内側に形成され、山陽・但馬・出雲・因幡街道等の街道結節点という立地条件と重なって、播磨地域の中心地として発展してきた。

明治期に入つても、姫路の市街地は旧曲輪と旧曲輪外の山陽・但馬街道沿道の限定された区域であり、この中に商業をはじめ、官公庁等の行政機能、業務機能が集積していた。明治中期に旧城下町の南側に鉄道が開業したが、急激な市街地拡大は発生せず、まちの中心的役割を旧城下町が担い続けた。

太平洋戦争における戦災からの復興、戦後の急激な人口増加に対応するため、姫路駅南北での計画的な市街地整備が行われ、市役所等一部機能の姫路駅南側への移転等が行われたが、商業機能、播磨地域の拠点となる業務機能の多くは姫路駅を核としてその周辺に立地している。

また、世界文化遺産・姫路城は、400年の歴史の中で一度も戦災や火災に遭うことはなく、その優美な姿や文化的価値を現在まで継承していることから、長年にわたって市民に心の拠り所として親しまれるとともに、国内外から多くの人々が訪れ、今日でもまちの中心的役割を果たしている。

このように、本市と播磨地域の中心的役割を担い続け、現在及び将来ともにその役割に変わらないと考え、姫路駅及び姫路城を核とした地域を新計画の中心市街地と位置付ける。



●中心市街地の位置図

2-2 区域

(1)区域設定の考え方

前計画では、JR姫路駅及び姫路城を中心とした中心市街地約222haを対象としている。

新計画は、「国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下」を基本テーマとし、前計画の4つの基本的な方針を継承し、さらに発展させていくことを基本的な考え方とすることから、区域についても前計画を継承することとする。

以下に、中心市街地の基本的な考え方を示す。

①「行きたい城下 —国内外の人々が訪れるまちづくり—」の視点

前計画では、「行きたい城下」という視点のもと、区域北側に位置する姫路城を核とした特別史跡指定地(中曲輪)を中心市街地に包含した。これは、姫路城の知名度を活かすとともに、姫路城大天守保存修理工事や観光・集客系ソフト事業の実施を踏まえ、中心市街地の集客力向上に大きな効果をもたらしているためである。

新計画においても、同区域が有する集客力を活用し、滞在型観光の推進を図ることが中心市街地の活性化に有効であると考える。また、再整備された大手前通りを活用し、人が滞留し、にぎわう魅力的な空間を目指し、大手前通りのエリア価値向上に取り組むこととする。

駅東地区は、姫路市文化コンベンションセンターの整備により、キャスティ21コアゾーンで創出された姫路駅から東西につながる新たな動線をより強化し、中心市街地のさらなる魅力向上を果たすため、中心市街地に含めることとする。

②「にぎわう城下 —人々が集い回遊するまちづくり—」の視点

増加している観光客や居住者を回遊させるためには、商店街の活性化が重要であり、多くの商店街を有する姫路駅北側の市街地を中心市街地に包含する。

また、姫路卸売市場としてにぎわった駅西地区は、現在、空き店舗等の遊休不動産が増加しており、それらを活用したエリア再生に向けた事業が想定されることから、中心市街地に含めることとする。

③「住みたい城下 —人々が安心し暮らしやすいまちづくり—」の視点

前計画では、南北市街地の一体化の推進により、中心市街地での居住の利便性が高い姫路駅南側の市街地を含め、姫路駅から概ね徒歩圏に位置する区域を中心市街地とし、姫路駅北側の市街地と一体的に、歩いて暮らせるまちづくりを進めることとしている。

これは、中心市街地の居住者が、商店街や駅前商業施設等の日常的な利用者であることから、中心市街地の居住者数の動向をモニタリングすることが有効であると考えたためである。

新計画においても、土地区画整理事業による居住者の増加や県立はりま姫路総合医療センター(仮称)の整備等が、医療・福祉の充実、働く場の増加に寄与することで、中心市街地に居住する魅力の向上にあたって大きな役割を果たすため、姫路駅南側の市街地を中心市街地に含めることとする。

④「市民が主役の城下 一市民が躍動できるまちづくりー」の視点

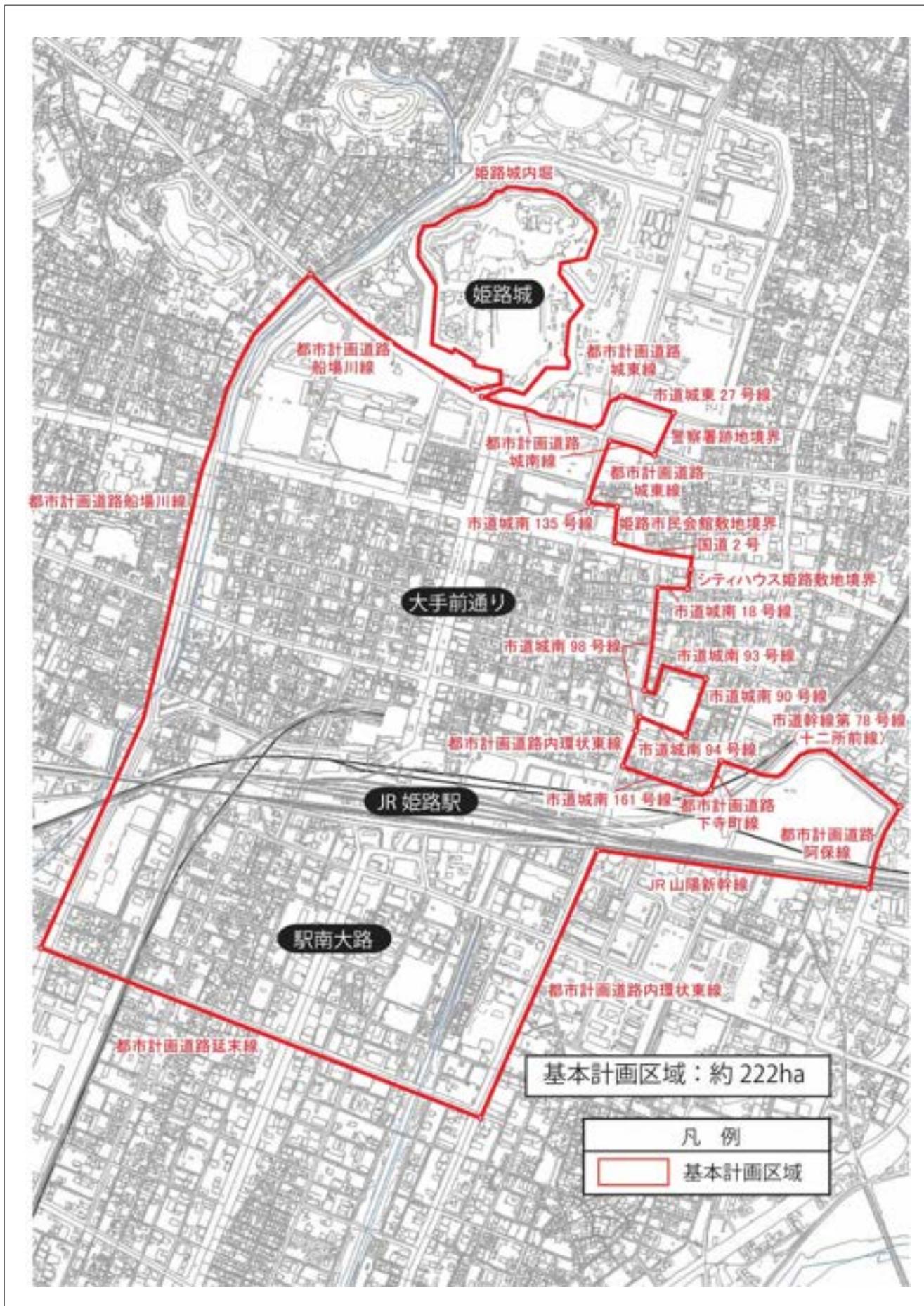
前計画では、姫路駅周辺整備事業によって整備された、姫路駅北にぎわい交流広場等の高質な公共空間の市民主体による利活用をはじめ、市民や商業事業者等が自ら考え、行動するまちづくりを公民連携のもとで実施し、将来的なエリアマネジメント運営に結びつけていくため、中心市街地全体とした。

新計画では、大手前通りの利活用や、市民の利活用の場として定着した姫路駅北にぎわい交流広場等のにぎわいを有機的に組み合わせながら、中心市街地全体でにぎわいを創出させる。また、回遊性の向上や滞留時間の延長、民間活力の活用等、持続的なまちづくりを進め、中心市街地のさらなる価値向上を目指すべく、中心市街地全体を区域とする。

以上の考え方に基づき、前計画と同様に、下図のとおり、約222haを姫路市の中心市街地とする。

■中心市街地 約222ha

東側境界	都市計画道路内環状東線、JR山陽新幹線、都市計画道路阿保線、市道幹線第78号線（十二所前線）、都市計画道路下寺町線、市道城南161号線、市道城南98号線、市道城南94号線、市道城南90号線、市道城南91号線、市道城南18号線、シティハウス姫路敷地境界、国道2号、姫路市民会館敷地境界、市道城南135号線、都市計画道路城東線、都市計画道路城南線、姫路警察署跡地敷地境界
西側境界	都市計画道路船場川線
南側境界	都市計画道路延末線
北側境界	都市計画道路城南線、姫路城内堀、都市計画道路城東線、市道城東22号線



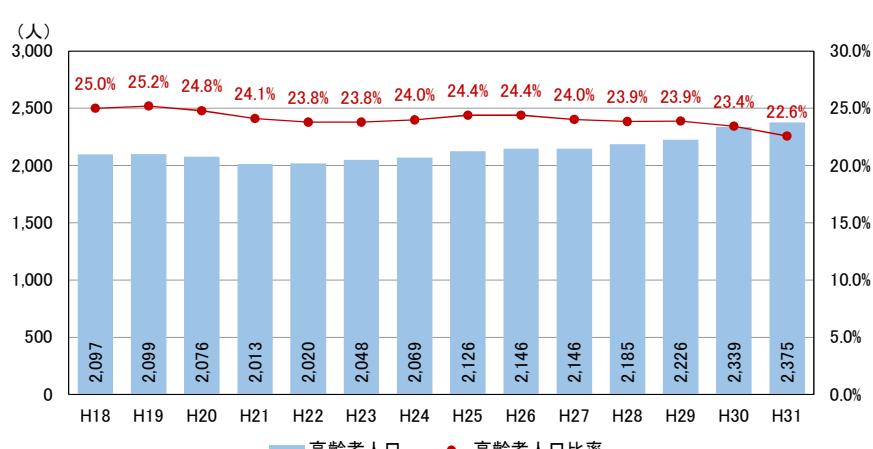
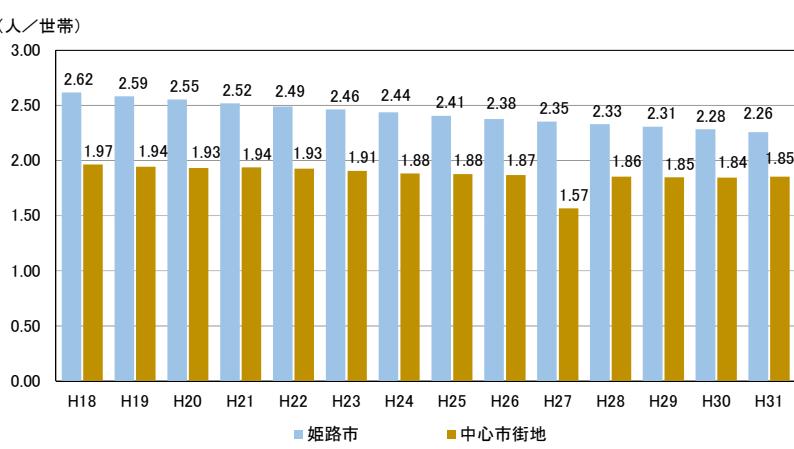
●中心市街地の区域図

2-3 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																
第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	<p>中心市街地の面積約222haは、市域53,435haの0.42%で、市内の住居系・商業系用の面積7,772ha(平成31年1月1日現在値)の約2.9%に相当する。中心市街地には、以下のような商業・都市機能の集積があり、市内において最も高い集積度となっている。</p> <p>■小売業は、本市全体の14%前後の集積度</p> <ul style="list-style-type: none">・小売業は、本市全体に対して、事業所数では15.6%、従業者数では14.1%、年間商品販売額は13.9%の集積となっている。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>中心市街地 (A)</th><th>姫路市全体 (B)</th><th>対市割合 (A/B)</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業所数</td><td>577店</td><td>3,688店</td><td>15.6%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>4,017人</td><td>28,489人</td><td>14.1%</td></tr><tr><td>年間商品販売額</td><td>803億円</td><td>5,780億円</td><td>13.9%</td></tr></tbody></table> <p>(資料:平成28年度 経済センサス活動調査)</p> <p>■播磨地域の中心的な各種都市機能が集積</p> <ul style="list-style-type: none">・中心市街地には市民会館や青少年センター、イーグレひめじ等、またその外縁部には、姫路市立美術館、姫路文学館、兵庫県立歴史博物館等が位置しており、市の文化・教育・コミュニティ施設が集積している。・前計画で区域に加えたキャスティ21イベントゾーンには、姫路市文化コンベンションセンターと県立はりま姫路総合医療センター(仮称)が整備され、高次都市機能が集積される予定である。・行政関連施設は、駅前市役所、兵庫県旅券事務所姫路出張所、兵庫県姫路総合庁舎が立地し、播磨地域の行政機能の中核を担う区域となっている。・以上のように、中心市街地内には本市のみならず、播磨地域の主要な都市機能が数多く立地し、中心的役割を果たしている。		中心市街地 (A)	姫路市全体 (B)	対市割合 (A/B)	事業所数	577店	3,688店	15.6%	従業者数	4,017人	28,489人	14.1%	年間商品販売額	803億円	5,780億円	13.9%
	中心市街地 (A)	姫路市全体 (B)	対市割合 (A/B)														
事業所数	577店	3,688店	15.6%														
従業者数	4,017人	28,489人	14.1%														
年間商品販売額	803億円	5,780億円	13.9%														

要件	説明																																																																																																
	<p>■通勤・通学の流出人口</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年の国勢調査による他市町との通勤・通学目的の流入出状況をみると、神戸市や大阪府に対しては流出超過になっているものの、播磨地域に位置する市町に対しては大幅な流入超過の状況にある。 周辺市町を中心とした広域からの通勤・通学者が流入しているものと考えられる。 <p>(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>流入 (人)</th> <th>流出 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>岡山県</td><td>~1,000</td><td>~1,200</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>~1,500</td><td>~4,500</td></tr> <tr><td>上郡町</td><td>~1,000</td><td>~500</td></tr> <tr><td>太子町</td><td>~6,000</td><td>~3,000</td></tr> <tr><td>福崎町</td><td>~2,500</td><td>~4,500</td></tr> <tr><td>たつの市</td><td>~9,500</td><td>~6,500</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>~2,000</td><td>~1,200</td></tr> <tr><td>朝来市</td><td>~1,500</td><td>~1,000</td></tr> <tr><td>加西市</td><td>~1,800</td><td>~2,500</td></tr> <tr><td>高砂市</td><td>~6,500</td><td>~5,500</td></tr> <tr><td>赤穂市</td><td>~1,500</td><td>~1,000</td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>~8,800</td><td>~5,500</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>~2,000</td><td>~1,500</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>~500</td><td>~500</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>~500</td><td>~200</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>~800</td><td>~1,000</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>~4,000</td><td>~3,000</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>~500</td><td>~500</td></tr> <tr><td>神戸市</td><td>~5,000</td><td>~11,000</td></tr> </tbody> </table> <p>●姫路市の通勤・通学出入状況</p> <p>(資料:平成27年度 国勢調査)</p> <p>■昼夜間人口比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査によると、本市(平成17年調査以前は合併前市域)の昼夜間人口比率は、合併前には概ね1.05で推移していたが、合併後は1.01となっている。 昼間人口は平成17年調査以前と比較して大きく増加しているが、人口増加もしているため、昼夜間人口比率としては低下している。 民間マンションの建設等もあり、市内、周辺市町から多くの人が中心市街地に転入していると考えられる。 <p>(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夜間人口 (人)</th> <th>昼間人口 (人)</th> <th>昼夜間人口比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S55</td><td>446,167</td><td>468,713</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>S60</td><td>452,901</td><td>477,075</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>H2</td><td>453,772</td><td>479,693</td><td>1.06</td></tr> <tr><td>H7</td><td>470,976</td><td>496,165</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>H12</td><td>478,298</td><td>503,931</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>H17</td><td>482,140</td><td>502,176</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>H22</td><td>536,270</td><td>542,402</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>H27</td><td>535,664</td><td>538,513</td><td>1.01</td></tr> </tbody> </table> <p>●姫路市の昼夜間人口比率</p> <p>(資料:各年国勢調査)</p>	地名	流入 (人)	流出 (人)	岡山県	~1,000	~1,200	大阪府	~1,500	~4,500	上郡町	~1,000	~500	太子町	~6,000	~3,000	福崎町	~2,500	~4,500	たつの市	~9,500	~6,500	宝塚市	~2,000	~1,200	朝来市	~1,500	~1,000	加西市	~1,800	~2,500	高砂市	~6,500	~5,500	赤穂市	~1,500	~1,000	加古川市	~8,800	~5,500	相生市	~2,000	~1,500	伊丹市	~500	~500	芦屋市	~500	~200	西宮市	~800	~1,000	明石市	~4,000	~3,000	尼崎市	~500	~500	神戸市	~5,000	~11,000	年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率	S55	446,167	468,713	1.05	S60	452,901	477,075	1.05	H2	453,772	479,693	1.06	H7	470,976	496,165	1.05	H12	478,298	503,931	1.05	H17	482,140	502,176	1.04	H22	536,270	542,402	1.01	H27	535,664	538,513	1.01
地名	流入 (人)	流出 (人)																																																																																															
岡山県	~1,000	~1,200																																																																																															
大阪府	~1,500	~4,500																																																																																															
上郡町	~1,000	~500																																																																																															
太子町	~6,000	~3,000																																																																																															
福崎町	~2,500	~4,500																																																																																															
たつの市	~9,500	~6,500																																																																																															
宝塚市	~2,000	~1,200																																																																																															
朝来市	~1,500	~1,000																																																																																															
加西市	~1,800	~2,500																																																																																															
高砂市	~6,500	~5,500																																																																																															
赤穂市	~1,500	~1,000																																																																																															
加古川市	~8,800	~5,500																																																																																															
相生市	~2,000	~1,500																																																																																															
伊丹市	~500	~500																																																																																															
芦屋市	~500	~200																																																																																															
西宮市	~800	~1,000																																																																																															
明石市	~4,000	~3,000																																																																																															
尼崎市	~500	~500																																																																																															
神戸市	~5,000	~11,000																																																																																															
年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率																																																																																														
S55	446,167	468,713	1.05																																																																																														
S60	452,901	477,075	1.05																																																																																														
H2	453,772	479,693	1.06																																																																																														
H7	470,976	496,165	1.05																																																																																														
H12	478,298	503,931	1.05																																																																																														
H17	482,140	502,176	1.04																																																																																														
H22	536,270	542,402	1.01																																																																																														
H27	535,664	538,513	1.01																																																																																														

要件	説明																																																																																																			
	<p>■姫路駅の利用者(市内の駅の乗車人員の比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> JR及び山陽電鉄の姫路駅乗車人員は、市内の他の駅と比較して群を抜いて多く、市内総乗車人員に対してJR姫路駅では60%弱、山陽電鉄では40%弱に達している。 <p>●市内の鉄道駅年間乗車人員(平成28年度) (上位4駅、単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">JR</th> <th colspan="3">山陽電鉄</th> </tr> <tr> <th>市全体</th> <th>31,304</th> <th>100.00%</th> <th>市全体</th> <th>13,659</th> <th>100.00%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>姫 路</td> <td>18,647</td> <td>59.57%</td> <td>姫 路</td> <td>5,177</td> <td>37.90%</td> </tr> <tr> <td>網 干</td> <td>2,818</td> <td>9.00%</td> <td>飾磨</td> <td>1,664</td> <td>12.18%</td> </tr> <tr> <td>はりま勝原</td> <td>1,831</td> <td>5.85%</td> <td>白浜の宮</td> <td>1,112</td> <td>8.14%</td> </tr> <tr> <td>英賀保</td> <td>1,652</td> <td>5.28%</td> <td>大塩</td> <td>941</td> <td>6.89%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市統計要覧)</p> <p>■姫路駅の利用者は兵庫県下でも4番目に高い</p> <ul style="list-style-type: none"> JR姫路駅の一日あたりの平均乗車人員は約5万人であり、三宮駅、神戸駅、明石駅に次いで4番目となっている。 定期券を使用しない定期券外率が元町に次いで2番目に高く、観光・買物等通勤・通学以外の利用が多くなっている。 <table border="1"> <caption>Data extracted from the chart</caption> <thead> <tr> <th>駅</th> <th>乗車人員 (人)</th> <th>定期券外率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>尼崎</td><td>44,733</td><td>32.1%</td></tr> <tr><td>立花</td><td>25,302</td><td>30.6%</td></tr> <tr><td>芦屋</td><td>28,270</td><td>37.0%</td></tr> <tr><td>摂津本山</td><td>22,995</td><td>34.5%</td></tr> <tr><td>住吉</td><td>35,979</td><td>30.2%</td></tr> <tr><td>六甲道</td><td>26,460</td><td>36.3%</td></tr> <tr><td>灘</td><td>22,417</td><td>36.1%</td></tr> <tr><td>三ノ宮</td><td>122,954</td><td>54.2%</td></tr> <tr><td>元町</td><td>70,301</td><td>39.9%</td></tr> <tr><td>神戸</td><td>47,182</td><td>33.5%</td></tr> <tr><td>兵庫</td><td>22,224</td><td>31.2%</td></tr> <tr><td>新長田</td><td>22,013</td><td>35.9%</td></tr> <tr><td>垂水</td><td>33,322</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>舞子</td><td>19,917</td><td>35.7%</td></tr> <tr><td>明石</td><td>52,230</td><td>32.3%</td></tr> <tr><td>西明石</td><td>31,763</td><td>29.4%</td></tr> <tr><td>加古川</td><td>23,791</td><td>30.7%</td></tr> <tr><td>姫路</td><td>51,086</td><td>42.9%</td></tr> <tr><td>伊丹</td><td>24,285</td><td>33.1%</td></tr> <tr><td>川西池田</td><td>19,771</td><td>28.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>●周辺駅の乗車人員と定期券外率(再掲)</p> <p>(資料:兵庫県統計書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上から、中心市街地は、播磨地域の主要な都市機能が集積し、市内及び周辺市町から通勤・通学者、買物客や観光客が数多く流入しており、本市のみならず播磨地域の経済・社会の中心的役割を担う地域である。 	JR			山陽電鉄			市全体	31,304	100.00%	市全体	13,659	100.00%	姫 路	18,647	59.57%	姫 路	5,177	37.90%	網 干	2,818	9.00%	飾磨	1,664	12.18%	はりま勝原	1,831	5.85%	白浜の宮	1,112	8.14%	英賀保	1,652	5.28%	大塩	941	6.89%	駅	乗車人員 (人)	定期券外率 (%)	尼崎	44,733	32.1%	立花	25,302	30.6%	芦屋	28,270	37.0%	摂津本山	22,995	34.5%	住吉	35,979	30.2%	六甲道	26,460	36.3%	灘	22,417	36.1%	三ノ宮	122,954	54.2%	元町	70,301	39.9%	神戸	47,182	33.5%	兵庫	22,224	31.2%	新長田	22,013	35.9%	垂水	33,322	34.3%	舞子	19,917	35.7%	明石	52,230	32.3%	西明石	31,763	29.4%	加古川	23,791	30.7%	姫路	51,086	42.9%	伊丹	24,285	33.1%	川西池田	19,771	28.6%
JR			山陽電鉄																																																																																																	
市全体	31,304	100.00%	市全体	13,659	100.00%																																																																																															
姫 路	18,647	59.57%	姫 路	5,177	37.90%																																																																																															
網 干	2,818	9.00%	飾磨	1,664	12.18%																																																																																															
はりま勝原	1,831	5.85%	白浜の宮	1,112	8.14%																																																																																															
英賀保	1,652	5.28%	大塩	941	6.89%																																																																																															
駅	乗車人員 (人)	定期券外率 (%)																																																																																																		
尼崎	44,733	32.1%																																																																																																		
立花	25,302	30.6%																																																																																																		
芦屋	28,270	37.0%																																																																																																		
摂津本山	22,995	34.5%																																																																																																		
住吉	35,979	30.2%																																																																																																		
六甲道	26,460	36.3%																																																																																																		
灘	22,417	36.1%																																																																																																		
三ノ宮	122,954	54.2%																																																																																																		
元町	70,301	39.9%																																																																																																		
神戸	47,182	33.5%																																																																																																		
兵庫	22,224	31.2%																																																																																																		
新長田	22,013	35.9%																																																																																																		
垂水	33,322	34.3%																																																																																																		
舞子	19,917	35.7%																																																																																																		
明石	52,230	32.3%																																																																																																		
西明石	31,763	29.4%																																																																																																		
加古川	23,791	30.7%																																																																																																		
姫路	51,086	42.9%																																																																																																		
伊丹	24,285	33.1%																																																																																																		
川西池田	19,771	28.6%																																																																																																		

要件	説明																																																																											
第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	<p>中心市街地は、高齢者人口の増加や世帯人員の小規模化が進行するとともに、小売業が低下傾向にあり、中心市街地の活性化の効果はうかがえるものの、全体的に経済活力が低下している。</p> <p>■高齢者人口の増加や世帯人員の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の人口は増加傾向にあり、高齢者人口も年々増加している。 ・中心市街地の世帯人員は、1.85人であり、本市全体の2.26人と比較しても小規模化の度合いが大きい。  <table border="1"> <caption>中心市街地の高齢者人口の推移(再掲)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>高齢者人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>2,097</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2,099</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2,076</td></tr> <tr><td>H21</td><td>2,013</td></tr> <tr><td>H22</td><td>2,020</td></tr> <tr><td>H23</td><td>2,048</td></tr> <tr><td>H24</td><td>2,069</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2,126</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2,146</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2,146</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2,185</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,226</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2,339</td></tr> <tr><td>H31</td><td>2,375</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市人口統計)</p>  <table border="1"> <caption>中心市街地の世帯人員の推移(再掲)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>姫路市</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>2.62</td><td>1.97</td></tr> <tr><td>H19</td><td>2.59</td><td>1.94</td></tr> <tr><td>H20</td><td>2.55</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>H21</td><td>2.52</td><td>1.94</td></tr> <tr><td>H22</td><td>2.49</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>H23</td><td>2.46</td><td>1.91</td></tr> <tr><td>H24</td><td>2.44</td><td>1.88</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2.41</td><td>1.88</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2.38</td><td>1.87</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2.35</td><td>1.57</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2.33</td><td>1.86</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2.31</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2.28</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>H31</td><td>2.26</td><td>1.85</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:姫路市人口統計)</p>	年	高齢者人口	H18	2,097	H19	2,099	H20	2,076	H21	2,013	H22	2,020	H23	2,048	H24	2,069	H25	2,126	H26	2,146	H27	2,146	H28	2,185	H29	2,226	H30	2,339	H31	2,375	年	姫路市	中心市街地	H18	2.62	1.97	H19	2.59	1.94	H20	2.55	1.93	H21	2.52	1.94	H22	2.49	1.93	H23	2.46	1.91	H24	2.44	1.88	H25	2.41	1.88	H26	2.38	1.87	H27	2.35	1.57	H28	2.33	1.86	H29	2.31	1.85	H30	2.28	1.84	H31	2.26	1.85
年	高齢者人口																																																																											
H18	2,097																																																																											
H19	2,099																																																																											
H20	2,076																																																																											
H21	2,013																																																																											
H22	2,020																																																																											
H23	2,048																																																																											
H24	2,069																																																																											
H25	2,126																																																																											
H26	2,146																																																																											
H27	2,146																																																																											
H28	2,185																																																																											
H29	2,226																																																																											
H30	2,339																																																																											
H31	2,375																																																																											
年	姫路市	中心市街地																																																																										
H18	2.62	1.97																																																																										
H19	2.59	1.94																																																																										
H20	2.55	1.93																																																																										
H21	2.52	1.94																																																																										
H22	2.49	1.93																																																																										
H23	2.46	1.91																																																																										
H24	2.44	1.88																																																																										
H25	2.41	1.88																																																																										
H26	2.38	1.87																																																																										
H27	2.35	1.57																																																																										
H28	2.33	1.86																																																																										
H29	2.31	1.85																																																																										
H30	2.28	1.84																																																																										
H31	2.26	1.85																																																																										

要件	説明																																																																
	<p>■小売業の事業所数、従業者数、年間販売額は大幅に減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額は平成11年度から減少傾向にあり、平成28年度に微増したが、依然として減少が懸念される。 ・本市全体に対し、中心市街地が占める事業所数、従業者数、年間商品販売額の割合は、平成19年度から微増しているが、依然として、中心市街地の活力低下が懸念される。 <p>(事業所数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>姫路市 (事業所数)</th> <th>中心市街地 (事業所数)</th> <th>占有率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>6,327</td><td>1,063</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>H14</td><td>5,558</td><td>862</td><td>15.5%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>5,464</td><td>848</td><td>15.5%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>5,410</td><td>738</td><td>13.6%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>3,504</td><td>482</td><td>13.8%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3,622</td><td>535</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3,688</td><td>577</td><td>15.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>●小売業の事業所数の推移(再掲)</p> <p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査)</p> <p>(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>姫路市 (従業者数)</th> <th>中心市街地 (従業者数)</th> <th>占有率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>37,234</td><td>6,478</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>H14</td><td>34,163</td><td>4,948</td><td>14.5%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>34,243</td><td>4,973</td><td>14.5%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>34,731</td><td>4,488</td><td>12.9%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>24,277</td><td>3,309</td><td>13.6%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>26,242</td><td>3,496</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>28,489</td><td>4,017</td><td>14.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>●小売業の従業者数の推移(再掲)</p> <p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査)</p>	年度	姫路市 (事業所数)	中心市街地 (事業所数)	占有率 (%)	H11	6,327	1,063	16.8%	H14	5,558	862	15.5%	H16	5,464	848	15.5%	H19	5,410	738	13.6%	H24	3,504	482	13.8%	H26	3,622	535	14.8%	H28	3,688	577	15.6%	年度	姫路市 (従業者数)	中心市街地 (従業者数)	占有率 (%)	H11	37,234	6,478	17.4%	H14	34,163	4,948	14.5%	H16	34,243	4,973	14.5%	H19	34,731	4,488	12.9%	H24	24,277	3,309	13.6%	H26	26,242	3,496	13.3%	H28	28,489	4,017	14.1%
年度	姫路市 (事業所数)	中心市街地 (事業所数)	占有率 (%)																																																														
H11	6,327	1,063	16.8%																																																														
H14	5,558	862	15.5%																																																														
H16	5,464	848	15.5%																																																														
H19	5,410	738	13.6%																																																														
H24	3,504	482	13.8%																																																														
H26	3,622	535	14.8%																																																														
H28	3,688	577	15.6%																																																														
年度	姫路市 (従業者数)	中心市街地 (従業者数)	占有率 (%)																																																														
H11	37,234	6,478	17.4%																																																														
H14	34,163	4,948	14.5%																																																														
H16	34,243	4,973	14.5%																																																														
H19	34,731	4,488	12.9%																																																														
H24	24,277	3,309	13.6%																																																														
H26	26,242	3,496	13.3%																																																														
H28	28,489	4,017	14.1%																																																														

要件	説明																																																																																																												
	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>姫路市 (百万円)</th> <th>中心市街地 (百万円)</th> <th>占有率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>681,677</td><td>140,965</td><td>20.7%</td></tr> <tr><td>H14</td><td>580,745</td><td>108,778</td><td>18.7%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>561,693</td><td>106,888</td><td>19.0%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>595,172</td><td>89,744</td><td>15.1%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>449,084</td><td>75,248</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>511,763</td><td>72,257</td><td>14.1%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>578,040</td><td>80,371</td><td>13.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>●小売業の年間商品販売額の推移(再掲)</p> <p>(資料:商業統計調査、経済センサス活動調査)</p> <p>※中心市街地は、平成19年までは城南小学校校区・城巽小学校校区内の合計、平成26年以降は白鷺小学校校区内の数値を採用</p> <p>※平成26年調査は日本標準産業分類の改定及び調査設計の大幅変更に伴い、平成19年調査と接続しない。</p> <p>■空き店舗数は横ばい傾向にある</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商店街における空き店舗数は、わずかに減少しているものの、平成15年以後はほぼ横ばい状態が続いている。大きな改善には至っていない。 平成31年3月時点では、商店街の店舗数に対して約5%を占める。 <p>(軒)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>店舗数 (軒)</th> <th>空き店舗数 (軒)</th> <th>空き店舗率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>565</td><td>61</td><td>10.8%</td></tr> <tr><td>H15</td><td>565</td><td>33</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>H16</td><td>602</td><td>36</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>H17</td><td>602</td><td>35</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>H18</td><td>632</td><td>45</td><td>7.1%</td></tr> <tr><td>H19</td><td>603</td><td>33</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>H20</td><td>601</td><td>40</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>H21</td><td>631</td><td>40</td><td>6.3%</td></tr> <tr><td>H22</td><td>619</td><td>40</td><td>6.5%</td></tr> <tr><td>H23</td><td>628</td><td>39</td><td>6.2%</td></tr> <tr><td>H24</td><td>627</td><td>35</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>599</td><td>39</td><td>6.5%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>599</td><td>36</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>603</td><td>37</td><td>6.1%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>603</td><td>36</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>612</td><td>34</td><td>5.6%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>612</td><td>36</td><td>5.9%</td></tr> <tr><td>H31</td><td>612</td><td>31</td><td>5.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>●中心市街地商店街の店舗数と空き店舗数の推移(再掲)</p> <p>(資料:店舗数-兵庫県団体名簿等、空き店舗数-姫路商工会議所・姫路市調査)</p>	年	姫路市 (百万円)	中心市街地 (百万円)	占有率 (%)	H11	681,677	140,965	20.7%	H14	580,745	108,778	18.7%	H16	561,693	106,888	19.0%	H19	595,172	89,744	15.1%	H24	449,084	75,248	16.8%	H26	511,763	72,257	14.1%	H28	578,040	80,371	13.9%	年	店舗数 (軒)	空き店舗数 (軒)	空き店舗率 (%)	H14	565	61	10.8%	H15	565	33	5.8%	H16	602	36	6.0%	H17	602	35	5.8%	H18	632	45	7.1%	H19	603	33	5.5%	H20	601	40	6.7%	H21	631	40	6.3%	H22	619	40	6.5%	H23	628	39	6.2%	H24	627	35	5.6%	H25	599	39	6.5%	H26	599	36	6.0%	H27	603	37	6.1%	H28	603	36	6.0%	H29	612	34	5.6%	H30	612	36	5.9%	H31	612	31	5.1%
年	姫路市 (百万円)	中心市街地 (百万円)	占有率 (%)																																																																																																										
H11	681,677	140,965	20.7%																																																																																																										
H14	580,745	108,778	18.7%																																																																																																										
H16	561,693	106,888	19.0%																																																																																																										
H19	595,172	89,744	15.1%																																																																																																										
H24	449,084	75,248	16.8%																																																																																																										
H26	511,763	72,257	14.1%																																																																																																										
H28	578,040	80,371	13.9%																																																																																																										
年	店舗数 (軒)	空き店舗数 (軒)	空き店舗率 (%)																																																																																																										
H14	565	61	10.8%																																																																																																										
H15	565	33	5.8%																																																																																																										
H16	602	36	6.0%																																																																																																										
H17	602	35	5.8%																																																																																																										
H18	632	45	7.1%																																																																																																										
H19	603	33	5.5%																																																																																																										
H20	601	40	6.7%																																																																																																										
H21	631	40	6.3%																																																																																																										
H22	619	40	6.5%																																																																																																										
H23	628	39	6.2%																																																																																																										
H24	627	35	5.6%																																																																																																										
H25	599	39	6.5%																																																																																																										
H26	599	36	6.0%																																																																																																										
H27	603	37	6.1%																																																																																																										
H28	603	36	6.0%																																																																																																										
H29	612	34	5.6%																																																																																																										
H30	612	36	5.9%																																																																																																										
H31	612	31	5.1%																																																																																																										

要件	説明																																																																																				
	<p>■中心市街地の歩行者・自転車通行量の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における歩行者・自転車通行量は、令和元年度に微増したが、全体的には漸減傾向となっている。 <p>※平成20年度の数値が大幅な増加となっているが、「第25回全国菓子大博覧会・兵庫」の開催による影響と考えられる。</p> <p>※平成26年度と平成29年度の数値が大幅な減少となっているが、悪天候の影響(調査日の4月29日)と考えられる。</p> <table border="1"> <caption>歩行者・自転車通行量 (人)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>男性 (人)</th> <th>女性 (人)</th> <th>合計 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12</td><td>36,000</td><td>57,801</td><td>93,801</td></tr> <tr><td>H13</td><td>30,000</td><td>51,817</td><td>81,817</td></tr> <tr><td>H14</td><td>28,000</td><td>49,928</td><td>77,928</td></tr> <tr><td>H15</td><td>32,000</td><td>63,400</td><td>95,400</td></tr> <tr><td>H16</td><td>25,000</td><td>50,516</td><td>75,516</td></tr> <tr><td>H17</td><td>26,000</td><td>51,845</td><td>75,845</td></tr> <tr><td>H18</td><td>24,000</td><td>41,870</td><td>65,870</td></tr> <tr><td>H19</td><td>28,000</td><td>55,938</td><td>83,938</td></tr> <tr><td>H20</td><td>42,000</td><td>80,802</td><td>122,802</td></tr> <tr><td>H21</td><td>27,000</td><td>47,635</td><td>74,635</td></tr> <tr><td>H22</td><td>22,000</td><td>42,932</td><td>64,932</td></tr> <tr><td>H23</td><td>21,000</td><td>44,121</td><td>65,121</td></tr> <tr><td>H24</td><td>20,000</td><td>40,057</td><td>60,057</td></tr> <tr><td>H25</td><td>22,000</td><td>42,444</td><td>64,444</td></tr> <tr><td>H26</td><td>18,000</td><td>32,937</td><td>50,937</td></tr> <tr><td>H27</td><td>25,000</td><td>48,277</td><td>73,277</td></tr> <tr><td>H28</td><td>24,000</td><td>48,417</td><td>72,417</td></tr> <tr><td>H29</td><td>22,000</td><td>42,014</td><td>64,014</td></tr> <tr><td>H30</td><td>26,000</td><td>44,118</td><td>70,118</td></tr> <tr><td>R1</td><td>28,000</td><td>42,434</td><td>70,434</td></tr> </tbody> </table> <p>●中心市街地7地点の歩行者通行量(休日)の合計の推移(再掲) ※1日当たり:8時間・自転車含む (資料:姫路市中心市街地通行量調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上のように、中心市街地は活性化の効果がうかがえるものの、少子高齢化や小売業の減少等が全体的な都市活動や経済活力の維持に支障をきたす恐れがあることから、都市の中心部としての活力を再生するための対応を図ることが重要である。 	期間	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	H12	36,000	57,801	93,801	H13	30,000	51,817	81,817	H14	28,000	49,928	77,928	H15	32,000	63,400	95,400	H16	25,000	50,516	75,516	H17	26,000	51,845	75,845	H18	24,000	41,870	65,870	H19	28,000	55,938	83,938	H20	42,000	80,802	122,802	H21	27,000	47,635	74,635	H22	22,000	42,932	64,932	H23	21,000	44,121	65,121	H24	20,000	40,057	60,057	H25	22,000	42,444	64,444	H26	18,000	32,937	50,937	H27	25,000	48,277	73,277	H28	24,000	48,417	72,417	H29	22,000	42,014	64,014	H30	26,000	44,118	70,118	R1	28,000	42,434	70,434
期間	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)																																																																																		
H12	36,000	57,801	93,801																																																																																		
H13	30,000	51,817	81,817																																																																																		
H14	28,000	49,928	77,928																																																																																		
H15	32,000	63,400	95,400																																																																																		
H16	25,000	50,516	75,516																																																																																		
H17	26,000	51,845	75,845																																																																																		
H18	24,000	41,870	65,870																																																																																		
H19	28,000	55,938	83,938																																																																																		
H20	42,000	80,802	122,802																																																																																		
H21	27,000	47,635	74,635																																																																																		
H22	22,000	42,932	64,932																																																																																		
H23	21,000	44,121	65,121																																																																																		
H24	20,000	40,057	60,057																																																																																		
H25	22,000	42,444	64,444																																																																																		
H26	18,000	32,937	50,937																																																																																		
H27	25,000	48,277	73,277																																																																																		
H28	24,000	48,417	72,417																																																																																		
H29	22,000	42,014	64,014																																																																																		
H30	26,000	44,118	70,118																																																																																		
R1	28,000	42,434	70,434																																																																																		

要 件	説 明
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)において、中心市街地の活性化事業は、4つの基本目標のうち、「風格と活力ある歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。また、政策展開としてコンパクトシティの推進を掲げており、中心市街地の相対的な活力の低下等の都市問題に対して、「中心市街地の活力維持と向上のための取組みを行うことが急務」としている。現在検討中である次期総合計画においても、同様の趣旨のものを掲載するよう調整中である。 ・「姫路市都市計画マスターplan」(平成27年3月策定)において、都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大等、既成市街地の整備、改善を進めることとされており、JR姫路駅周辺の高次都市機能の集積、都心部の居住環境や利便性の向上を図るとしている。 ・「姫路市立地適正化計画」(平成30年3月策定)において、中心市街地では、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として「中心拠点」に位置付けられている。中心拠点には、商業施設や医療施設等市民生活のために必要な施設を一定規模以上確保し、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も位置付けられている。 ・「経済振興ビジョン」(平成27年3月策定)において、「ものづくりの発展」に基礎を置いた戦略を進めることで、その波及効果が地域経済に好循環をもたらすとしている。大小の製造業が集積・発展することで、地域内の需要を発生させていくとともに、それら企業の従事者が、市内の商業・サービス業等において消費することで、経済循環が生まれ、ひいては地域経済が活性化することを目指すものである。そのためには、商業・サービス業等が消費者にとって魅力的なものでなければならず、その意味でも本市で最も商業が集積している中心市街地の果たす役割は大きいとしている。 ・「姫路市観光戦略プラン」(平成29年3月策定予定)において、世界文化遺産・姫路城をはじめとした多様な観光資源の活用、海外からの観光客の誘致、滞在型観光の推進、MICEの推進等に取り組む観光プランを定めており、歴史・文化施設が集積し、観光資源が多く、また交通機関や宿泊施設、小売業が集中している中心市街地が果たす役割は大きいとしている。 ・よって、中心市街地の活性化は、上位計画等との整合性をもって進められており、中心市街地において都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、本市及びその周辺の播磨地域の発展にとって、有効かつ適切であるものといえる。

3. 中心市街地の活性化の目標

3-1 目標設定

中心市街地活性化の基本的な方針をもとに、中心市街地活性化の目標を以下のように設定する。

中心市街地活性化の基本テーマ

国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下^{まち}

中心市街地活性化の基本方針

行きたい城下^{まち}

国内外の人々が
訪れるまちづくり

にぎわう城下^{まち}

人々が集い
回遊するまちづくり

住みたい城下^{まち}

人々が安心し
暮らしやすいまちづくり

市民が主役の城下^{まち}

市民が躍動できる
まちづくり

中心市街地活性化の目標

目標①

国際観光都市「姫路」ブランドの確立

大手前通りエリア魅力向上推進事業や文化コンベンションセンターの整備等により、新たな魅力を創出し、国際観光都市としてのブランドを確立させ、国内外の観光客のさらなる増加やリピーターの増加を目指す。

目標②

姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出

空き店舗対策や遊休不動産の活用等により、魅力ある店舗等の出店や意欲的な若者が創業しやすい環境づくりを行うことで、まちなかの活性化を目指す。

目標③

楽しさと安心感のある多世代居住の推進

多世代居住を踏まえた福祉や医療等の新規機能の導入、若者が暮らしやすい居住環境の整備等を推進し、日常的に利便性が高く、多世代が交流し、安心して暮らせるよりよい居住環境づくりを目指す。

目標④

持続可能なエリアマネジメントの構築

中心市街地のにぎわい創出とエリア全体への効果波及、滞留時間の延長のため、民間活力を活用したエリアマネジメントの仕組みの構築により、持続的なまちづくりを目指す。

3-2 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。

3-3 数値目標の設定の考え方

(1) 数値目標指標の設定の考え方

①「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」の数値目標

数値目標1 歩行者・自転車通行量

歩行者・自転車通行量は、「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」に向け、姫路駅周辺からまちなかへの誘引、魅力ある施設への来訪、回遊性の向上、姫路城への登閣等、まちを訪れる人々やまちなかを歩いている状況を客観的に示す指標である。

前計画は歩行者・自転車通行量調査の計

測ポイントが7箇所だったが、新計画はより詳細に事業効果を検証するため、計測ポイントを3箇所増やし、計10箇所とする。

本市において、毎年実施している通行量調査をもとにすることで、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

②「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」の数値目標

数値目標2 新規出店店舗数

新規出店店舗数は、「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に向け、にぎわいの大きな要素である商業が活性化し、まちなかのにぎわい向上及び新陳代謝の状況を客観的に示す指標である。魅力ある商業空間づくり等により、買物、観光、仕事等様々な目的を持った人々がまちなかに集い、回遊することを促進し、まちの核である「城」と「駅」の間に広がる商業エリアに点在する空き店舗へ新たな出店を誘発させる。

前計画は空き店舗数を目標指標としていたが、全店舗に対する空き店舗の割合が少ないことから、空き店舗数は補完目標とし、新計画ではより商店街の新陳代謝の状況がうかがえる新規出店店舗数を主要な数値目標として設定する。

姫路商工会議所と本市により経年的に調査が行われており、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」の数値目標設定の考え方

数値目標3 居住者数

居住者数は、「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に向け、都市機能の充実による魅力の向上、教育・コミュニティ機能の強化、快適な都心空間の創出、住宅供給促進等の取組みにより、中心市街地での居住の魅力が向上した状況を客観的に示す指標である。

前計画と同様に、中心市街地内の居住者数を把握することとする。

居住者数は、住民基本台帳により、定期的かつ継続的なフォローアップが可能である。

④「持続可能なエリアマネジメントの構築」の数値目標設定の考え方

補完目標 来街者の中心市街地での滞留時間

来街者の中心市街地での滞留時間は、「持続可能なエリアマネジメントの構築」に向け、中心市街地の活性化や魅力度を示す指標である。大手前通りや姫路駅北にぎわい広場等の公共空間や商店街等において、市民や商業事業者が主体となった様々な取組みを実施し、活性化を図ることで、来街者の関心や中心市街地に対する興味を客観的に示す指標である。

来街者調査を新計画期間前(令和元年9月実施)及び中間年度、最終年度の3時点で実施し、その推移等を把握することが可能である。

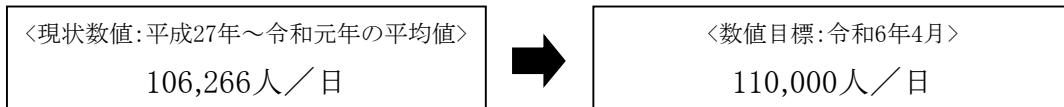
(2)数値目標の設定

①「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」の数値目標

「歩行者・自転車通行量」

まちなかでのにぎわいを分かりやすく捉えることができる数値として、歩行者・自転車通行量を設定し、計測ポイント10箇所における1日当り(8時間)の合計を以下の数値まで向上させる。

【目標数値①:歩行者・自転車通行量(人/日)】

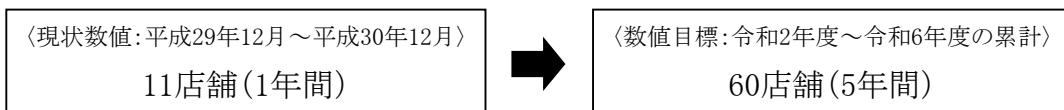


②「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」の数値目標

「新規出店店舗数」

出店の支援を図ることによって、新規出店店舗を以下の数値まで向上させる。

【目標数値②:新規出店店舗数(店舗)】



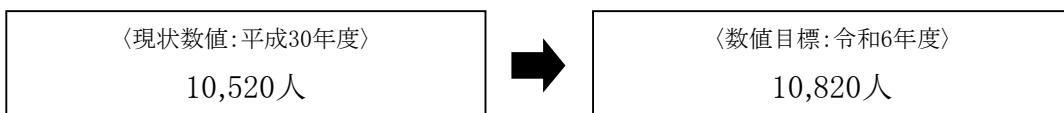
※目標数値②の補完目標として、空き店舗数(店舗)も設定する。

③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」の数値目標

「居住者数」

都市機能の充実を図ることによって、居住者数を以下の数値まで向上させる。

【目標数値③:居住者数(人)】

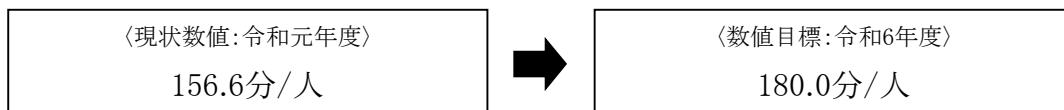


④「持続可能なエリアマネジメントの構築」の数値目標

「来街者の中心市街地での滞留時間」

エリアマネジメントの構築に向けた取組みによって、来街者の中心市街地での滞留時間を以下の数値まで向上させる。

【補完目標:来街者の中心市街地での滞留時間(分/人)】

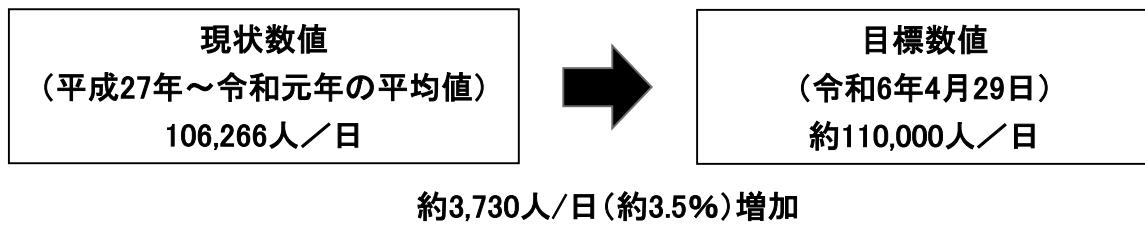


(3)数値目標設定の理由

①歩行者・自転車通行量(人/日)に関する事業(考え方)

【目標①】「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」を定量的に把握する。

前計画は計測ポイントが7箇所であったが、新計画はより詳細に事業効果を検証するため、事業実施場所を考慮して計測ポイントを3箇所増やし、計10箇所とする。中心市街地主要地点における歩行者・自転車通行量とし、まちなかにおける来街者数を把握することを目的とする。



目標との関係	数値目標の設定項目	主要事業等	目標積算値
国際観光都市「姫路」ブランドの確立	大手前通りの利用者の増加に伴う効果	・大手前通りエリア魅力向上推進事業	820人／日
	キャスティ21イベントゾーンによる来街者の増加に伴う効果	・姫路市文化コンベンションセンター整備事業	1,200人／日
姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出	新規出店店舗の増加に伴う効果	・中心市街地空き店舗対策事業 ・街なか起業家支援事業	580人／日
楽しさと安心感のある多世代居住の推進	中心市街地の居住者の増加に伴う効果	・姫路駅周辺土地区画整備事業 ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区) ・県立はりま姫路総合医療センター(仮称)整備事業	1,130人／日
合計			約3,730人／日



●歩行者・自転車通行量調査の計測ポイント(10箇所)

1) 大手前通りの利用者の増加に伴う効果

- ・姫路城の年間登閣者数は約150万人とし、1日あたり約4,100人とする。
- ・大手前通りエリア魅力向上推進事業により、大手前通りを利用する観光客が約10%増加するを考える。
- ・平均通過計測ポイントは2ポイントとする。

$$4,100\text{人}/\text{日} \times 10\% \times 2 = 820\text{人}/\text{日} \text{ 増加}$$



●大手前通り利活用イメージ

2) キャスティ21イベントゾーンによる来街者の増加に伴う効果

キャスティ21イベントゾーンの文化・コンベンションエリアでは、本市の新しい交流拠点や文化芸術の拠点としての機能と、「ものづくり力の強化」「地域ブランドの育成」「交流人口の増加」を促進する機能をあわせた『姫路市文化コンベンションセンター』を整備する。

これにより、本市の市民文化の振興並びに都市魅力の創造・発信を図り、地域住民の相互交流と中心市街地のにぎわい、都市の発展に大きな役割を果たすことが期待される。

- ・コンベンションセンターは大ホール約2,000席、中ホール約700席、小ホール約180席を有する。
- ・その他、スタジオ6室、会議室10室、展示場、広場等を有するため、利用者数を1.5倍とする。
- ・コンベンションセンターの稼働率を70%と想定する。
- ・まちなかへの誘引率を20%、平均通過計測ポイント数を往復で1ポイントずつ計2ポイントと見込む。
- ・コンベンションセンターの来街者をまちなかに誘引すること等による歩行者・自転車通行量の増加は、以下の通り見込む。

$$\begin{aligned} & (\text{大ホール席数} + \text{中ホール席数} + \text{小ホール席数}) \times 1.5 \times \text{稼働率} \\ & \quad \times \text{まちなか誘引率} \times \text{平均通過計測ポイント} \\ & = (2,000\text{席} + 700\text{席} + 180\text{席}) \times 1.5 \times 70\% \times 20\% \times 2\text{ポイント} \\ & = 1,209\text{人/日} \approx 1,200\text{人/日 増加} \end{aligned}$$



●文化コンベンションセンター完成イメージ



●文化コンベンションセンター配置図

3)新規出店店舗の増加に伴う効果

- ・中心市街地空き店舗対策事業、街なか起業家支援事業により、中心市街地での新規出店店舗を増加させることで、来街者の増加を図る。
- ・令和元年6月時点の状況によると、中心市街地商店街にある営業店舗の業種別内訳は、小売業が38.7%、サービス業が25.5%、飲食業が29.9%となっている。

●中心市街地商店街の営業店舗の業種割合(令和元年6月)

小売	サービス	飲食	金融	その他	合計
232	153	179	5	30	599
38.7%	25.5%	29.9%	0.8%	5.0%	100.0%

- ・新規出店する店舗の業種は、1店舗ごとの来客者数を小売業60人、サービス業50人、飲食業80人と想定し、中心市街地商店街と同じ業種割合で増加すると考える。これにより、空き店舗に新規店舗が出店する場合、1店舗増えるごとに60人/日の増加を見込む。

※60人/日 × 38.7% (小売) + 50人/日 × 25.5% (サービス) + 80人/日 × 29.9% (飲食) ≈ 60人/日

- ・中心市街地空き店舗対策事業、街なか起業家支援事業により、空き店舗を改修し新規出店店舗を5店舗増加させることを想定している。新規出店店舗に立ち寄る来街者は1人あたり1計測ポイントを通過するものとする。[参照:②新規出店店舗数(店舗)に関する事業(考え方)]

$$60\text{人}/\text{日} \times 5\text{店舗} = 300\text{人}/\text{日} \text{ 増加}$$

- ・また、新計画による施策がない場合でも、5年間で新規出店店舗が55店舗になると想定される。この場合、既存の店舗がある場所に、新規店舗が出店すると考えられるため、1店舗につき来客者数が平均5人/日増加すると考える。新規出店店舗に立ち寄る来街者は1人あたり1計測ポイントを通過するものとする。[参照:②新規出店店舗数(店舗)に関する事業(考え方)]

$$5\text{人}/\text{日} \times 55\text{店舗} = 275\text{人}/\text{日} \text{ 増加}$$

- ・これにより、合計で約580人/日増加すると考える。

$$300\text{人}/\text{日} + 275\text{人}/\text{日} \approx 580\text{人}/\text{日} \text{ 増加}$$

4) 中心市街地の居住者の増加に伴う効果

- ・中心市街地居住者の増加による歩行者・自転車通行量の増加を見込む。計画区域における居住者の増加分は、「300人」とする。[参照:③居住者数(人)に関する事業(考え方)]
- ・令和元年9月実施の来街者調査結果から、中心市街地居住者の来街頻度^{*}は、4.4回/週となっている。
- ・1人あたり1回につき6計測ポイントを通過すると想定し、中心市街地居住者の増加による歩行者・自転車通行量は、「1,130人/日」の増加を見込む。

$$300\text{人} \times 4.4\text{回}/7\text{日} \times 6\text{ポイント} = 1,130\text{人}/\text{日}\text{ 増加}$$

*来街頻度

7回/週 × 42.8% + 2.5回/週 × 28.0% + 1回/週 × 13.0% + 0.63回/週 × 6.3% + 0.25回/週 × 6.1% = 4.4回/週

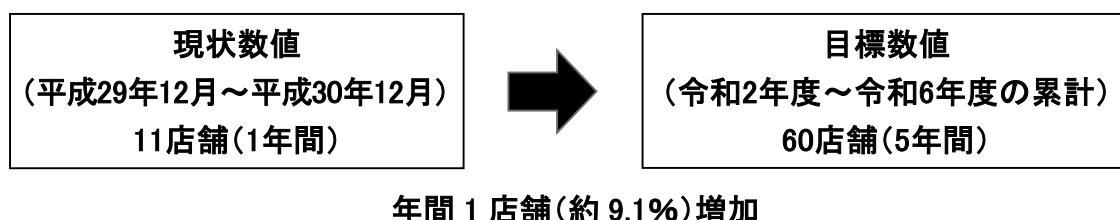
回答項目	回答率
ほぼ毎日	42.8%
週に2~3回	28.0%
週1回程度	13.0%
月2~3回程度	6.3%
月1回程度	6.1%

②新規出店店舗数(店舗)に関する事業(考え方)

【目標②】「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」を定量的に把握する。

前計画は空き店舗数を目標指標としていたが、空き店舗の割合が少ないとから、新計画ではエリア内の新規出店店舗数を把握することを目的とし、補完目標として空き店舗数を取り扱う。

(※1階店舗のみを対象としており、テナントビル等の地下階や2階以上にある店舗は含まない。)



目標との関係	数値目標の設定項目	主要事業等	目標積算値
—	新計画による施策がない場合の5年間の増加数	—	55店舗
姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出	新規出店店舗の増加に伴う効果	・中心市街地空き店舗対策事業 ・街なか起業家支援事業	5店舗
合 計			60店舗

1)新計画による施策がない場合の5年間の増加数

- ・現状数値が年間11店舗増であることから、5年間の増加数は**55店舗**(11店舗×5年)とする。

2)中心市街地空き店舗対策事業に伴う効果

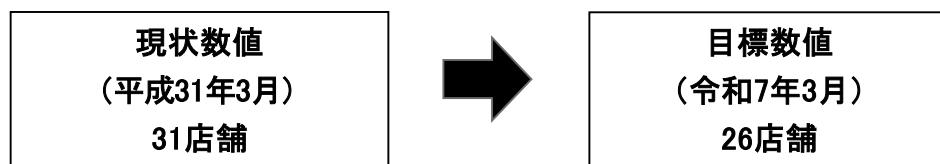
- ・空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により、必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図る。
- ・このことから、5年間で**3店舗の増加**を見込む。

3)街なか起業家支援事業に伴う効果

- ・まちなかの活性化に効果的で、魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。
- ・このことから、5年間で**2店舗の増加**を見込む。

(補完目標)空き店舗数(店舗)に関する事業(考え方)

新規出店店舗数の増加のために実施する事業は、主に空き店舗に関するものであるため、補完目標として空き店舗数も設定しておき、同時に空き店舗の減少を目指す。



5 店舗(約 16%)削減

目標との関係	数値目標の設定項目	主要事業等	目標積算値
姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出	新規出店店舗の増加に伴う効果	・中心市街地空き店舗対策事業 ・街なか起業家支援事業	-5 店舗
合 計			-5 店舗

1) 中心市街地商店街空き店舗対策事業に伴う効果

- ・空き店舗への出店に対する家賃補助の支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図る。
- ・このことから、5 年間で **3 店舗の減少**を見込む。

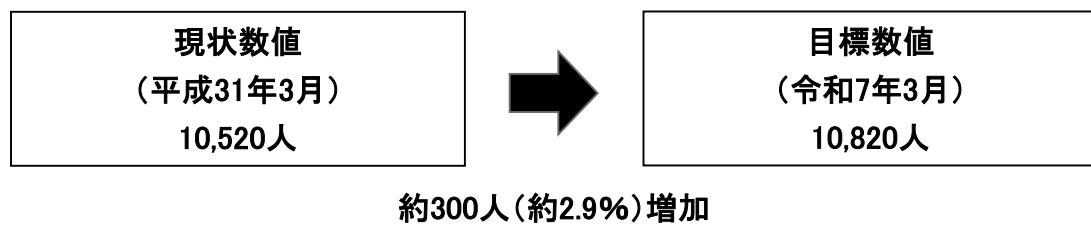
2) 街なか起業家支援事業に伴う効果

- ・中心市街地の活性化に効果的に魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。
- ・このことから、5 年間で **2 店舗の減少**を見込む。

③居住者数(人)に関する事業(考え方)

【目標③】「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」を定量的に把握する。

前計画同様に中心市街地内の居住者数を把握することを目的とする。

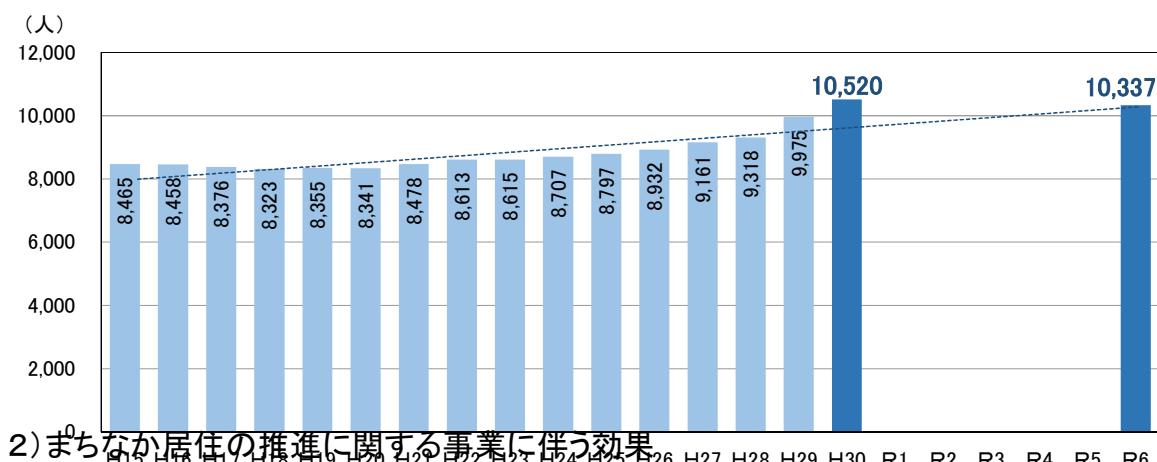


目標との関係	数値目標の設定項目	主要事業等	目標積算値
—	居住者のトレンド推計	—	-183人
楽しさと安心感のある多世代居住の推進	中心市街地の居住者の増加に伴う効果	・姫路駅周辺土地区画整備事業 ・駅南土地区画整理事業 (姫路駅南西地区) ・県立はりま姫路総合医療センター (仮称)整備事業	484人
合 計			約300人

1)居住者のトレンド推計

・平成15年度以降の推移をもとに、今後も居住者数の増加傾向が現行水準のままで推移したと仮定し、令和6年度の見込みを推計すると、居住者数は平成30年度から**183人減少**(10,337人 - 10,520人)となる。

※近年はマンションの建設が急増しており、そのため居住者数も大幅に増加しているが、増加率のピークは過ぎつつあり、また姫路市全体の人口も減少していることから、中心市街地の人口増加率もいずれ落ち着くものと考えられる。



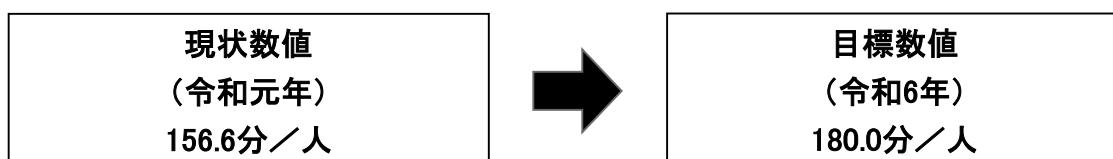
- ・高質なストック等の利活用等により、中心市街地の付加価値を高めることで、中心市街地内の居住ニーズの増大が期待される。
- ・中心市街地に来街者を誘引する環境整備や仕掛けづくり、官民連携による前々計画、前計画のまちなかのにぎわいや活性化、まちなか居住の推進に関する事業の実施によって、楽しさと安心感のある多世代居住の推進を図ることで、中心市街地内で200戸程度の新規住宅の供給を目指す。
- ・新たに供給される住宅の居住者は、他都市からの住み替え、もしくは市内からの住み替えが想定されることから、本市の現況世帯人員2.42人/世帯(平成31年3月)と想定し、これを新規供給戸数に乘じると、**484人の増加**を見込む。

$$200\text{戸} \times 2.42\text{人}/\text{世帯} = 484\text{人}$$

④(補完目標)来街者の中心市街地での滞留時間(分/人)に関する事業(考え方)

【目標④】「持続可能なエリアマネジメントの構築」を定量的に把握する。

市民や商業事業者が主体となった様々な取組みを実施し、活性化を図ることで、来街者の関心や中心市街地に対する興味を客観的に把握することを目的とする。



23.4分／人(約14.9%)増加

目標との関係	数値目標の設定項目	主要事業等	目標積算値
—	新計画による施策がない場合の滞留時間	—	156.6分／人
国際観光都市「姫路」ブランドの確立	大手前通りの利用者の増加に伴う効果	・大手前通りエリア魅力向上推進事業	7.2分／人
姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出	新規出店店舗の増加に伴う効果	・中心市街地空き店舗対策事業 ・街なか起業家支援事業 ・リノベーションまちづくりの推進	15.6分／人
合計			約180分／人

1)新計画による施策がない場合の滞留時間

- ・令和元年9月実施の来街者調査にて、住まいが中心市街地外である283人の平均滞留時間は**156.6分／人**であった。

2)大手前通りの利用者の増加に伴う効果

- ・大手前通りエリア魅力向上推進事業により、民間主体となって大手前通りに魅力を創出することで、主に観光目的で訪れた来街者の滞留時間の増加を図る。
- ・これにより来街者1人あたり**60分**の滞留時間の増加を目指す。
- ・令和元年9月実施の来街者調査では、来街目的が観光の人は**12.0%**(283人中34人)であった。
- ・このことから、来街者1人あたり**7.2分**の滞留時間の増加を見込む。

$$60\text{分} \times 12.0\% = 7.2\text{分}/\text{人}$$

3)新規出店店舗の増加に伴う効果

- ・中心市街地空き店舗対策事業、街なか起業家支援事業、リノベーションまちづくりの推進等により、中心市街地での新規出店店舗を増加させることで、買物目的の来街者の滞留時間の増加を図る。
- ・令和元年6月時点の状況によると、中心市街地商店街にある営業店舗の業種別内訳は、小売業が38.7%、サービス業が25.5%、飲食業が29.9%であった。
- ・1店舗立寄るために有する時間を小売業が15分、サービス業が30分、飲食業が60分と想定し、新規出店する店舗の業種は、中心市街地商店街と同じ業種割合で増加すると仮定すると、立ち寄り先が1店舗増えるごとに滞留時間が**31.4分増加**すると考えることができる。

※ $15\text{分} \times 38.7\%(\text{小売}) + 30\text{分} \times 25.5\%(\text{サービス}) + 60\text{分} \times 29.9\%(\text{飲食}) \approx 31.4\text{分}$

- ・新規出店店舗の増加や商業事業者の取組みにより、買物目的の来街者1人につき、立ち寄り先を1店舗増加させることを目指す。
- ・また、令和元年9月実施の来街者調査では、来街目的が買物の人は**49.8%**(141人÷283人)であった。
- ・このことから、来街者1人あたり**15.6分**の滞留時間の増加を見込む。

$$31.4\text{分} \times 49.8\% = 15.6\text{分}/\text{人}$$

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4-1 市街地の整備改善の必要性

〈現状分析〉

- ・キャスティタウン(キャスティ21コアゾーンのA・B・Cブロック)において、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業等、高次機能を有する施設の整備を進め、姫路駅の東西に広がる新しい流れを創出した。また、姫路駅北駅前広場及び姫路駅南駅前広場を整備し、世界文化遺産・姫路城を有する玄関口として、姫路駅を中心とするにぎわいの創出を図ることができた。
- ・市街地整備は、駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)において、姫路駅南西部の連立事業による旧鉄道用地等を都心部にふさわしい計画的な市街地として、都市基盤施設の整備改善を行っている。また、姫路駅周辺土地区画整理事業において、南北市街地の一体化を図る交通体系の確保や都市計画道路、姫路駅北駅前広場、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としての街区を形成し、多機能な機能立地を進めている。
- ・これらの土地区画整理事業により、当該事業エリア周辺で民間マンションの建設が進められ、居住者数が増加している。特に、若い世代、子育て世代、高齢者世帯等多世代が増加しており、魅力の高まりがうかがえる。

〈事業の必要性〉

- ・これらの駅前開発事業により、駅前の地価も上昇しており、まちなか居住へのニーズも高まっていることから、新都市拠点及び播磨の中核都市としての広い圏域を対象とした、安心して暮らしやすい環境整備が重要となっている。
- ・姫路駅周辺の中心市街地の歩行者・自転車通行量は増加傾向にあるが、姫路駅から離れたまちなかまでは誘引できていない。姫路城と調和した景観の形成により、中心市街地エリア全体にわたる歩行者・自転車通行量の増加や滞留時間の延長へつなげることが重要となっている。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

4-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他のこと項
<p>【事業名】 駅南地区画整理事業(姫路駅南西地区)(地区画整理事業)</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:約7.4ha ・区画道路 幅員4.0m～11.5m 延長:1,584m ・特殊道路 横断歩道橋:現況利用 延長:86m ・公園(街区公園2箇所) 面積:2,250m² <p>【実施時期】 平成19年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>【位置づけ】</p> <p>姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。</p> <p>前々計画から継続して地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。</p> <p>当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】</p> <p>JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)</p> <p>【実施期間】 令和2年度～令和5年度</p>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
姫路駅周辺土地区 画整理事業 【内容】 面積:約45.45ha 【実施時期】 平成元年度 ～令和6年度	姫路市	JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	都市構造再編集中支援事業(道路事業) 令和2年度～令和6年度	
都心環状道路網の 整備 【内容】 ・内環状東線 延長:400m 幅員:30m 【実施時期】 平成21年度 ～令和7年度	姫路市	<p>【位置づけ】 中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行う。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保し、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。 </p>	無電柱化推進事業 令和2年度～令和7年度	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
電線類地中化事業 <p>【内容】 ・内環状東線 延長:800m</p> <p>【実施時期】 平成21年度 ～令和7年度</p>	姫路市	<p>【位置づけ】 中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施する。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞留時間の増大等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	無電柱化推進事業 令和2年度～令和7年度	
<p>【事業名】 姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 ・舗装美装化・無電柱化 延長:500m</p> <p>【実施時期】 令和元年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>【位置づけ】 姫路駅南駅前広場の整備により交通混雑の緩和等交通環境の改善が進んだ。整備された空間を更に高質化するため、内環状道路内において、姫路の玄関口にふさわしい、一体的かつ魅力ある美しい都市空間を目指すもの。</p> <p>当該事業は目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 駅南の交通環境が最適化されることで、乗用車にとっても歩行者にとっても快適なまちなかとなり、「歩行者・自転車通行量の増加」が期待される。また、同様に居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。</p>	【支援措置】 都市構造再編集中支援事業 【実施期間】 令和2年度～令和6年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5-1 都市福利施設の整備の必要性

〈現状分析〉

- ・中心市街地内及びその外縁部には、市民会館やキャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリーとあわせて、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館等、多くの文化施設が立地している。
- ・前計画期間中にキャスティ21コアゾーンにおいて、フィットネスジムや医療系分野に携わる専門学校、健康生きがい開発棟(高齢者住宅・保育所・クリニック)が整備された。これらの都市福利施設の整備事業により、周辺の歩行者・自転車通行量が増加するとともに、多世代のまちなか居住の増加の要因に、生活利便性の向上があげられる等、にぎわいと居住環境の両面で効果を示している。
- ・中心市街地内には、多くの医療機関が立地している。福祉施設についても、高齢者福祉施設や障害者福祉施設に加え、保育所等の育児・児童施設が中心市街地と周辺部に点在しており、都市福祉が充実している。
- ・市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンターや城巽公民館等が整備されている。姫路城周辺をはじめ中心市街地内には、県立・私立の中学校・高等学校や姫路聴覚特別支援学校が立地しているほか、前々計画期間中には、本市の学校園の教育を支援する拠点施設として総合教育センターが整備された。平成30年度には、本市初の義務教育学校である白鷺小中学校が開校した。

〈事業の必要性〉

- ・播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンターを整備する。国内外の人々を多く招致するとともに、中心市街地エリア全体を回遊し、にぎわいを創出する環境整備に取り組む必要がある。
- ・中心市街地の活性化には、地域のコミュニティ活動を含めた多様な市民活動の活性化を図る市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンター等を積極的に活用する必要がある。
- ・子育て世代の保育や教育において、教育や地域コミュニティの施設を積極的に活用し、多世代が安心して暮らしやすい環境整備を行う必要がある。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

5-2 具体的事業の内容

(1)法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路市文化コンベンションセンター整備事業</p> <p>【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター 面積:36,423m² ・キャスティ21公園</p> <p>【実施時期】 平成27年度 ～令和2年度</p>	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャスティ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

該当なし

(4)国の支援措置がない他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>県立はりま姫路総合医療センター連携事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院棟 地上12階 延床面積59,312m² ・放射線治療棟 地上2階 延床面積1,792m² ・教育研修棟 地上5階 延床面積8,904m² ・歩行者デッキ <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	兵庫県 姫路市	<p>【位置づけ】</p> <p>県立はりま姫路総合医療センターと連携し、播磨姫路圏域において安定的・継続的に高度で良質な医療を提供できる体制を構築するとともに、地域医療人材の確保にも取り組む。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】</p> <p>安定した地域医療を提供できる拠点を整備することでまちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。</p>		
<p>街なかマナーアップ向上事業</p> <p>【内容】 まちなかにおいて路上喫煙やごみのポイ捨て等に関して市民のマナーアップ向上を啓発する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市	まちの美化と良好な環境の確保を図るために制定した「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」による路上喫煙やごみのポイ捨てに対する市民啓発やボランティアによる清掃活動を支援することにより、世界文化遺産・姫路城を有するにふさわしい、来街者にとって快適で美しく清潔なまちづくり運動に取り組む事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業 【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業を展開する。 •センターの機能 ①情報収集・発信 ②人材育成・学習 機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録 (マッチング) 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	<p>市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体等の多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、前々計画期間中に市民活動の普及と参加推進、情報の共有化、人材の育成等の拠点として開設したセンターの運営事業を行った。</p> <p>このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根差した活動等の拠点にもなっている。</p> <p>このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの継続的な運営事業は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
街なか福祉サポート事業 【内容】 多世代居住に向けて、商店街や病院等と連携しながら、子育て支援や福祉のサポート事業を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間 商店街等	増加している子育て世代や高齢者を対象として、中心市街地内にある施設や民間団体と連携しながら、子育て支援や福祉関係のサービスを提供することによって、快適な居住環境を図ることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にして行う居住環境の向上のための事業に関する事項

6-1 まちなか居住の推進の必要性

〈現状分析〉

- ・中心市街地の人口は平成31年3月末には10,520人となっており、平成18年度から比較して25.6ポイント増加している。また、本市に占める割合は2.0%であり、平成18年度と比較して約0.5ポイント増加している。
- ・超高齢化社会を迎える中、中心市街地では緩やかな減少傾向がみられ、本市の高齢者人口比率は、平成18年度の18.7%から平成30年度では26.1%に達したが、中心市街地では平成30年度では23.4%と、本市全体を下回った。これは近年の民間マンションの急増により若者世代の流入が増加している影響と考えられる。
- ・しかしながら、中心市街地の高齢者人口は年々増加しており、増え続ける高齢者への対策も重要である。また、中心市街地の平均世帯人員は平成30年度で1.84人となっており、本市全体の2.28人と比較して、単身者が増加していることがうかがえる。
- ・このように、中心市街地では前々計画からの取組みによる効果も現れ、まちなかの居住者は増加傾向となっているものの、高齢者の増加や若者世代の流入、単身者の増加等、居住者の多世代化・多様化が進んでいる。

〈事業の必要性〉

- ・多様な都市機能を集積することにより、中心市街地の魅力をさらに向上させるとともに、すべての人が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進める等、まちなか居住の魅力を高めていく必要がある。
- ・市街地における都市基盤整備や建築物の耐震化等を進めることにより、防災性を向上させるとともに、まちなか居住人口の増加を図る施策を推進する必要がある。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

6-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路市文化コンベンションセンター整備事業(再掲)</p> <p>【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター 面積:36,423m² ・キャスティ21公園</p> <p>【実施時期】 平成27年度 ～令和2年度</p>	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会资本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャスティ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>【事業名】 駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)(再掲)</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:約7.4ha ・区画道路 幅員4.0m～11.5m 延長:1,584m ・特殊道路 横断歩道橋:現況利用 延長:86m ・公園(街区公園2箇所) 面積:2,250 m² <p>【実施時期】 平成19年度 ～令和6年度</p>	姫路市	<p>【位置づけ】</p> <p>姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。</p> <p>前々計画から継続して土地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。</p> <p>当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】</p> <p>JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)</p> <p>【実施期間】 令和2年度～令和6年度</p>	
<p>姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲)</p> <p>【内容】 面積:約45.45ha</p> <p>【実施時期】 平成元年度 ～令和6年度</p>	姫路市	JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【都市構造再編集中支援事業(道路事業)】 令和2年度～令和6年度</p>	

(4)国の支援措置がない他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
優良建築物等整備 事業 【内容】 中心市街地における優良な共同住宅の供給支援を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	民間等	<p>市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、防災上危険な木造老朽家屋の密集する市街地において、土地の利用の共同化、高度化、防災性の向上等に寄与する優良建築物等の整備を促進し、建築更新を進めるものである。</p> <p>公開空地等を設置する等により都市の防災性を向上させ、まちなかの居住人口増加を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7-1 経済活力の向上の必要性

〈現状分析〉

- ・中心市街地内の大規模小売店舗(1,000m²以上)は、前々計画以降に、姫路駅周辺に4軒のショッピングセンターが建設された。一方、まちなかで古くから営業をしていた百貨店や専門店が相次いで閉店をし、まちなかでの回遊性の低下が懸念される。
- ・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額については、本市全体、中心市街地のそれぞれにおいて平成11年から減少傾向が続いている。
- ・空き店舗数については、平成14年度は61店舗であったが、平成15年度以降は30店舗から40店舗の間で推移しており、近年はあまり大きな変化がみられない。
- ・本市最大の観光集客施設である姫路城への登閣者数は、姫路城大天守保存修理工事が始まった平成22年度は約46万人まで減少したが、保存修理完了後、平成27年度には約287万人を記録し、平成30年度は約155万人となっている。また、多くの登閣者が鉄道を利用しているものの、姫路城のみを訪れ、中心市街地を素通りする傾向が強く、姫路城の集客力をまちの活性化に十分活かしきれていない現状がある。

〈事業の必要性〉

- ・空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や回遊性の向上を図る必要がある。
- ・まちなかの活性化に効果的に魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う必要がある。
- ・空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む必要がある。
- ・姫路市文化コンベンションセンターの整備や再整備された大手前通りを活用することで、国内外から姫路城や姫路市文化コンベンションセンター等へ訪れた人をまちなかに誘導し、回遊性を高め滞在型観光やまち歩き観光等の推進することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

7-2 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
中心市街地空き店舗対策事業 【内容】 空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街における店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るため、空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正な配置につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月～令和7年3月	区域内
商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街等が、商店街の活性化のために実施するにぎわい創出事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街の活力低下を阻止するために、商店街内を中心に、にぎわいを創出する事業を展開することで商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月～令和7年3月	区域内

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
姫路公園活用事業 【内容】 多彩なイベントの開催はもちろん、まちなかの回遊拠点の1つとしてさらなる活用を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	<p>中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園は、市民はもとより国内外からの来街者が憩い、交流する場として利用されている。また、中心市街地活性化のためのイベント等が年間を通じて多数行われており、前々計画において、よりイベントに利用しやすい形態へ改修整備を実施した。</p> <p>本事業は、楽しくにぎわいのあるまちづくりのために、日常の公園利用を促進するとともに、イベント開催に限らない、中心市街地の回遊拠点としてのより一層の活用を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路お城まつり ・全国陶器市 	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外
街なか創業支援事業 【内容】 まちなかの活性化に効果的に魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	まちなかの活性化に効果的に継続性のある空き店舗の活用を希望する意欲的な若者等に対し、事業が軌道に乗るまでの一定期間を定めて事業支援を行うことは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ウォーカブル推進事業</p> <p>【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	姫路市・自治会等	<p>【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒步圏内に複数個創り出すことで、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和6年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>【事業名】 リノベーションまちづくりの推進</p> <p>【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	<p>【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞留時間」に資する事業としても位置付けられる。</p> <p>【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたくなるエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞留時間」の向上が期待される。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 令和2年4月～ 令和3年3月、 令和6年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
姫路市文化コンベンションセンター活用事業 【内容】 新たに建設される姫路市文化コンベンションセンターを交流拠点として活用を行い、新たな人の動線を形成し、中心市街地のさらなる回遊性向上を目指す。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間等	多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内
姫路城周辺観光推進事業 【内容】 観光客をまちなかに誘導する滞在型観光、まち歩き観光を推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	国内外から姫路城を目的に訪れる観光客等をまちなかに誘導し、回遊性を高め、ナイト観光等の着地型観光の取組みを実施し、滞在型観光やまち歩き観光等を推進するための事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 ○主な事業 ・姫路城ナイトイベント事業 ・観桜会、夜桜会、観月会	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な特例措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
大手前通りエリア魅 力向上推進事業 【内容】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、大手前通りのエリア価値向上に取り組む。 【実施時期】 令和2年度 ～令和5年度	姫路市 民間等	再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、将来ビジョンの作成や利活用スキームの検討等を進め、大手前通りのエリア価値向上に取り組むことは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路城周辺地区)令和2年度～令和5年度	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>【事業名】 ウォーカブル推進事業（再掲）</p> <p>【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	姫路市・自治会等	<p>【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒步圏内に複数個創り出すことで、目標①：「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②：「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④：「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。</p> <p>【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路城周辺地区））</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和5年度</p>	

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>【事業名】 リノベーションまちづくりの推進(再掲)</p> <p>【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	<p>【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞留時間」に資する事業としても位置付けられる。</p> <p>【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたくなるエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞留時間」の向上が期待される。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路城周辺地区))</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和5年度</p>	区域内

(4)国の支援措置がない他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
エリアマネジメント運営 に向けた仕組みづくり 【内容】 民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	中心市街地のにぎわい創出およびエリア全体への効果波及、滞留時間の延長を目指し、民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。		
姫路駅北にぎわい交流 広場活用事業 【内容】 市民によるさらなる広場の利活用を推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 市民団体 商店街等	中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図るとともに、広場の魅力向上に資する取組みを継続的に行うものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。		
西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業 【内容】 西二階町商店街「七福座」をコミュニティホールとして、集客イベントを開催する等有効活用を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	西二階町 商店街振興組合	西二階町商店街の中ほどにある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして有効活用することで、姫路城と姫路駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出を繋げていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 <ul style="list-style-type: none"> ・七福寄席 ・新鮮野菜市 ・絵本館 ほか 		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
まちづくりステーション 「街の駅」運営事業 【内容】 姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」運営事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路商工会議所	<p>中心市街地商店街内に開設している「街の駅」にて、市民はもとより観光客にも気軽に立ち寄っていただくよう、にぎわい交流拠点の1つとして事業展開を図ることは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「街の駅」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ①商店街各店舗・イベント等情報発信 ②トイレ ③授乳・おむつ交換室 ④キッズコーナー ⑤交流スペース 等 		
観光情報発信強化事業 【内容】 各種広報媒体を積極的に活用し、観光情報を広く発信するとともに、姫路の魅力発信に寄与する整備を進める。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 商店街 民間 市民団体 等	中心市街地の情報を、デジタルサイネージ等の各種媒体を用いて広く発信することは、集客の向上及び来街者の回遊促進が図られるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
観光ボランティアの充実 【内容】 研修会の実施をはじめ、各種活動を通じて観光ボランティアの充実を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路観光 コンベン ションビュ ーロー等	来街者におもてなしの心を持って案内することができる観光ボランティアの充実を図ることは、来街者の回遊性向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
商店街整備事業 <p>【内容】 商店街のイメージアップを図るため、各種整備事業を展開する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市 商店街 姫路商工会議所等	商店街がイメージアップを図るために、各種整備事業を展開することは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業 <p>【内容】 郊外で営まれている姫路ならではの農林水産業事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市 民間等	郊外で営まれている姫路ならではの農林水産事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施し、新たな交流とぎわいを創出することにより、まちなかの魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
はりまブランド街なかPR事業 <p>【内容】 中心市街地において、播磨圏域の連携中枢都市の地場産品をPRし、地域産業の活性化に繋げる。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	姫路市 民間	観光客をはじめとする中心市街地に訪れる人を対象に、播磨地域の玄関口として播磨圏域各地の地場産品をPRすることにより、観光消費を向上させることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
音楽のまち・ひめじ事業 【内容】 音楽の演奏会をまちなかで実施し、にぎわいのある空間づくりを行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	活力ある創造的なまちづくりを目指し、まちの様々な場所でコンサートを開催するほか、子どもたちが楽しく音楽に触れることのできる機会を創出する等、多彩なプログラムを企画・実施するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
公衆無線LAN運用事業 【内容】 公衆無線LANを活用し、来街者への利便性の向上に努め、まちなかの回遊性の向上につなげる。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所	公衆無線LANの導入にあわせ、スマートフォン向けのアプリケーションソフトを用いて、来街者への利便性及びまちなかの情報発信を行うことにより、まちなかにおける回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
イーグレひめじ活用事業 【内容】 人権啓発センター、国際交流センター等の交流施設や民間の商業施設が集積するイーグレひめじを活用し、人の交流によるにぎわいを創出する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	イーグレひめじには市民ギャラリー、市民アリーナ、男女共同参画推進センター、人権啓発センター、国際交流センター等の公共施設以外に民間の商業施設も集積する複合施設である。 市民が芸術・文化活動等でこれらの施設を積極的に活用するだけでなく、魅力ある商業機能を導入し、新たにぎわいの創出を支援することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

8-1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

〈現状分析〉

- ・前々計画期間中からの姫路駅周辺整備事業により、JR姫路駅、山陽電鉄姫路駅及び神姫バスターミナルの間の交通結節機能が大きく向上した。またそれぞれの乗降客数は、横ばいで推移していたが、観光客の増加に伴い回復傾向となっている。特に、姫路城周辺観光ループバスは、観光客の増加により、大幅に増加している。
- ・中心市街地内の代表的な交通手段としては、自動車への依存度が高いものの、都心環状道路網の整備による通過交通の削減等の効果もあり、中心市街地内の自動車通行量は、漸減傾向にある。
- ・中心市街地は、地形的に平坦で、まちなかを回遊する際の自転車利用に適している。シェアサイクルの利用者は年々増加しており、観光客の利用もさることながら、居住者や従業者の日常使いが多く、「生活の足」として定着しつつある。また、交通利便性や通勤のしやすさから、若者世帯が移住する割合が高くなっている。

〈事業の必要性〉

- ・徒歩と公共交通を中心とした快適に移動できるまちづくりを進めるため、人と環境に優しい回遊性の高い都心空間を創出するとともに、発達した公共交通機関を活用することで、安全で快適な歩行者空間の確保と公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。
- ・中心市街地における身近で手軽な移動手段として自転車を活用するために、シェアサイクルや自転車と歩行者が共存する道路空間の改善等、自転車利用環境の整備を進める必要がある。
- ・再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、将来ビジョンの作成や利活用推進のための組織支援、公共空間利活用の法制度の活用を進め、大手前通りのエリア価値向上に取り組む必要がある。
- ・観光客を、まちなかに誘導し回遊性を高めるため、姫路城と調和した景観形成や案内サインの整備、姫路市文化コンベンションセンターの活用等が必要となる。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

8-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路城周辺観光ループバス事業</p> <p>【内容】 姫路駅を基点としたワンコイン運賃で姫路城周辺を巡る「姫路城周辺観光ループバス」を運行する。</p> <p>【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度</p>	神姫バス(株)	姫路城周辺観光ループバスは、姫路駅と姫路城周辺の主要な観光施設間の移動を容易にするものであり、観光客の手軽な交通手段として運行する本事業は、中心市街地での回遊性の向上や滞留時間の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月～令和7年3月	区域内外

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
自転車利用環境整備事業 【内容】 放置自転車対策及び駐輪環境の整備により、安全性、利便性向上を図る。 【実施時期】 令和元年度 ～令和10年度	姫路市	中心市街地における放置自転車対策と駐輪環境の整備により適切な自転車利用を推進する本事業は、中心市街地の安全性、利便性、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会资本整備総合交付金(防災・安全社会资本整備事業)令和元年度～令和10年度	
【事業名】 シェアサイクル事業 【内容】 シェアサイクル事業の実施に必要な設備整備(サイクルポート(20箇所)の設置・更新並びにスマートロック式の貸出システムの導入を含む)並びに運営 【実施時期】 令和2年度 ～令和10年度	姫路市	【位置づけ】 地形的に平坦な都心部における公共交通の新たな端末交通手段であるシェアサイクルの実施は、来街者の利便性と回遊性の向上につながる中心市街地の活性化に必要であり、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 中心市街地における手軽な交通手段であるシェアサイクルの利便性が高まることでまちなかでの移動が容易となり、「歩行者・自転車通行量」の増加が期待される。また、同様に居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。	【支援措置】 都市構造再編集中支援事業(地域創造支援事業) 【実施時期】 令和5年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
案内サイン強化事業 【内容】 案内サインの充実強化を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	観光客にとってわかりやすい案内サインの整備を強化する本事業は、観光客の利便性を向上し、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度 【内容】 姫路駅を中心とする概ね1km圏内にあるバス停留所区間において、大人170円(一部200円)を100円(子供50円)とする運賃割引制度の実施 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	神姫バス(株)	利用しやすいバス運賃とともに、バス輸送によるまちなかの回遊性の向上や公共交通機関の一層の利用増進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
公共交通バリアフリー化促進事業(バス) 【内容】 乗合バス事業に供する低床バスの購入に要する費用に対し、支援する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	バス車両のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等が公共交通を容易に利用できる環境を整備する本事業は、来街者の利便性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させる ための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
姫路城と調和した都 市景観の形成 【内容】 姫路城と調和した都市景観の形成に向けて、規制誘導を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	姫路城周辺において、姫路城と調和した景観形成を図ることで中心市街地の魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業実施箇所図

■商店街エリア（まちなか）で実施する事業

街なかマナーアップ向上事業

中心市街地空き店舗対策事業

商店街にぎわい創出事業

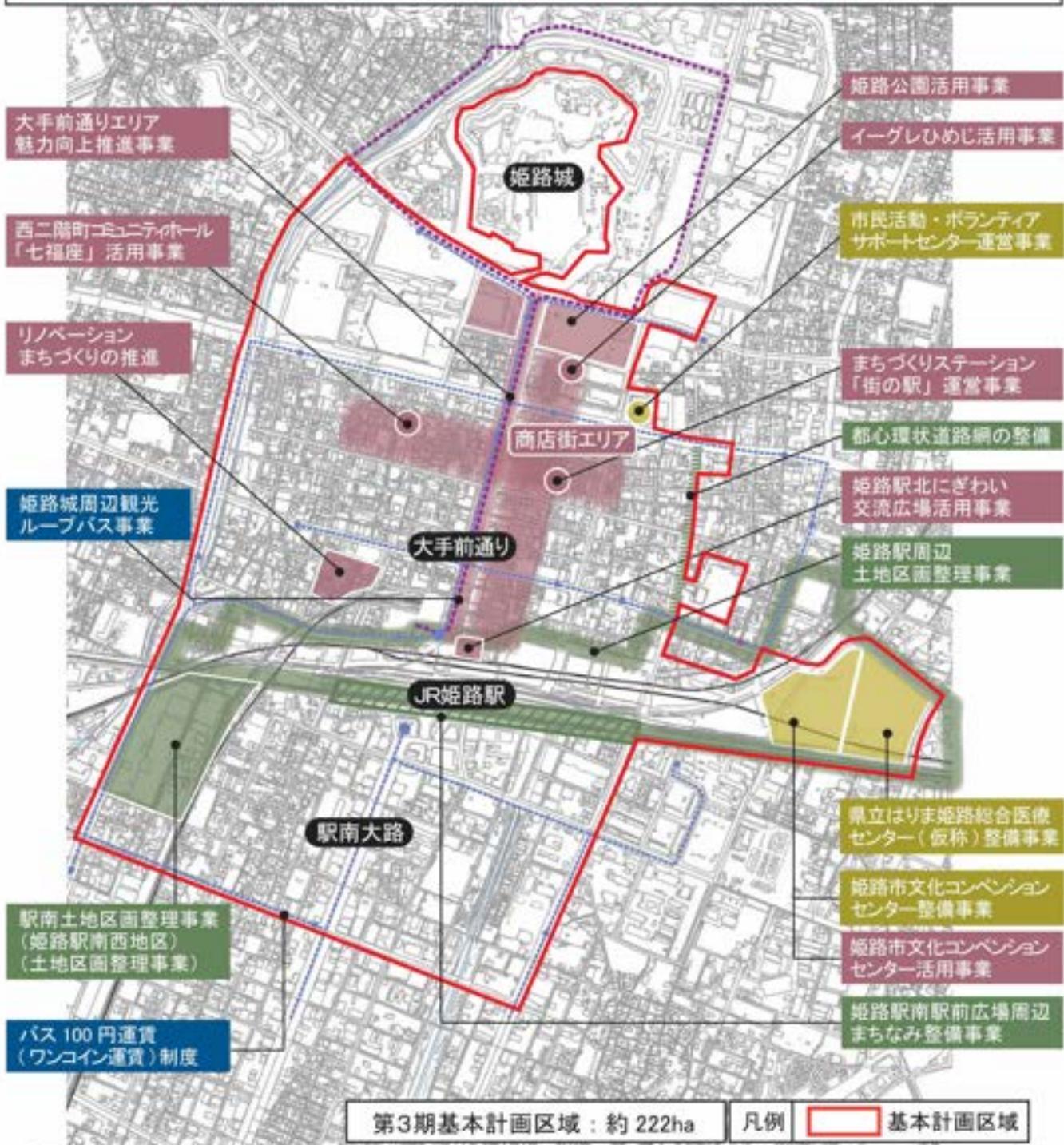
街なか創業支援事業

観光情報発信強化事業

商店街整備事業

郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業

公衆無線 LAN 運用事業



■位置が特定できない事業

電線類地中化事業

街なか福祉サポート事業

優良建築物等整備事業

姫路城周辺観光推進事業

エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり

観光ボランティアの充実

はりまブランド街なかPR事業

音楽のまち・ひめじ事業

案内サイン強化事業

自転車利用環境整備事業

シェアサイクル事業

公共交通バリアフリー化促進事業(バス)

姫路城と調和した都市景観の形成

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9-1 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における推進体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

本市は、平成19年4月に産業局内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局と調整を図りながら、計画の推進体制を強化するとともに、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行う。

② 中心市街地活性化基本計画策定会議・幹事会の設置

前計画を総括的に評価するとともに、新計画策定に向け定例局長会議で重要案件として報告するとともに、必要に応じ当会議終了後(策定会議)に取組み内容等を説明する。また、関係課で組織する幹事会を開催し、実務レベルで検討を行う。

● 定例局長会議(中心市街地活性化基本計画策定会議)の構成

役 職	
市長、副市長(兼都市拠点整備本部長)、副市長、代表監査委員、教育長、医監、防災審議監 スポーツ監、市長公室長、総務局長、財務局長、市民局長、環境局長、健康福祉局長 健康福祉局理事、観光交流局長、産業局長、都市局長、建設局長、下水道局長 会計管理者、都市拠点整備本部副本部長、水道事業管理者、消防局長、議会事務局長	

● 中心市街地活性化基本計画策定会議幹事会の構成

区 分	役 職
幹事長	商工労働部長
副幹事長	産業振興課長
幹 事	企画政策推進室主幹、新総合計画推進室主幹、地方創生推進室主幹、 市民活動推進課長、保健福祉政策課主幹、観光企画課長、 観光振興課長、文化国際課長、姫路城総合管理室特別史跡管理担当主幹 都市計画課長、まちづくり指導課長、住宅課主幹、交通計画室主幹 道路総務課長、道路管理課長、街路建設課長 姫路駅周辺整備室管理担当主幹、姫路駅周辺整備室区画整理担当主幹 文化コンベンション施設整備室運営企画担当主幹 文化コンベンション施設整備室整備担当主幹
事務局	産業振興課 中心市街地活性化推進室

(開催状況)

年月日	会議(内 容)
平成31年2月 4日	第1回策定会議(序内検討体制)
平成31年2月19日	第1回幹事会(序内検討体制・策定スケジュール他)
平成31年4月19日	第2回幹事会(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年5月13日	第2回策定会議(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年8月29日	第3回幹事会(新計画素案他)
令和元年10月7日	第3回策定会議(新計画素案他)

9-2 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 姫路市中心市街地活性化協議会の設置について

平成20年11月11日に(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会では、前計画ならびに新計画及びその実施に関する必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関する必要な事項を協議する。

① 構成員

(令和元年8月現在)

役 職	所属団体名	役職名
会 長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市 (株)まちづくり姫路	副市長 取締役
委 員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街振興組合	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街振興組合	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長

委 員	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街振興組合	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん協同組合	理事長
	NPO法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街振興組合	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
	(株)ヤマトヤシキ	
監 事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事

②規約

姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号、以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

（1）姫路商工会議所

（2）株式会社まちづくり姫路

（3）姫路市

（4）法第15条第4項第1号および第2号に規定する者

（5）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、または、なくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委 員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。

- 2 会費については、別途定める。

- 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。

- 2 監事は、会長が指名する。

- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除名)

第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。

- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えるなければならない。

(解散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

③会議等執行状況

年月日	会議(内容)
平成 20 年 11 月 11 日	第 1 回総会(設立総会)
平成 21 年 6 月 16 日	第 2 回総会(20 年度事業報告及び収支決算、21 年度事業計画及び収支予算等)
平成 21 年 8 月 12 日	第 3 回総会(前々計画に対する意見等)
平成 22 年 6 月 1 日	第 4 回総会(21 年度事業報告及び収支決算、22 年度事業計画及び収支予算等)
平成 23 年 3 月 23 日	第 5 回総会(役員選任)
平成 24 年 3 月 9 日	第 6 回総会(22 年度事業報告及び収支決算、23 年度事業計画及び収支予算等)
平成 24 年 6 月 29 日	第 7 回総会(23 年度事業報告及び収支決算、24 年度事業計画及び収支予算、中活計画中間報告等)
平成 24 年 10 月 22 日	第 8 回総会(前々計画変更等)
平成 25 年 3 月 14 日	第 9 回総会(前々計画変更等)
平成 26 年 3 月 31 日	第 10 回総会(24 年度事業報告及び収支決算、25 年度事業計画及び収支予算、前々計画変更等)
平成 26 年 7 月 30 日	第 11 回総会(25 年度事業報告及び収支決算、26 年度事業計画及び収支予算、前計画策定等)
平成 26 年 10 月 23 日	第 12 回総会(前計画・前々計画変更に対する意見等)
平成 27 年 6 月 25 日	第 13 回総会(26 年度事業報告及び収支決算、27 年度事業計画及び収支予算、前計画に対する意見等)
平成 27 年 10 月 23 日	第 14 回総会(前計画に対する意見等)
平成 28 年 7 月 5 日	第 15 回総会(27 年度事業報告及び収支決算、28 年度事業計画及び収支予算等)
平成 28 年 10 月 17 日	第 16 回総会(前計画に対する意見等)
平成 29 年 2 月 8 日	第 17 回総会(前計画に対する意見等)
平成 29 年 7 月 31 日	第 18 回総会(28 年度事業報告及び収支決算、29 年度事業計画及び収支予算等)
平成 30 年 2 月 9 日	第 19 回総会(前計画に対する意見等)
平成 30 年 4 月 24 日	第 20 回総会(29 年度事業報告及び収支決算、30 年度事業計画及び収支予算等)
平成 30 年 6 月 20 日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
平成 31 年 2 月 18 日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
令和元年 7 月 16 日	第 21 回総会(30 年度事業報告及び収支決算、31 年度事業計画及び収支予算等)
令和元年 10 月 1 日	第 22 回総会(新計画に対する意見等)
令和 2 年 2 月 21 日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)

年月日	会議(内容)
令和2年4月22日	第23回総会(元年度事業報告及び収支決算、2年度事業計画及び収支予算等)
令和3年1月25日	第24回総会(新計画変更に対する意見等)
令和3年5月13日	第25回総会(新計画変更に対する意見等)
令和4年4月26日	第26回総会(令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画及び収支予算等)
令和5年1月11日	書面による意見聴取(新計画変更に対する意見)
令和5年7月4日	第27回総会(令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算等)
令和5年12月27日	第28回総会(新計画変更に対する意見等)

④新計画に対する意見

姫路市中心市街地活性化協議会
会長 齋木 俊治郎

第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

標記の件について、本協議会は、2019（令和元）年10月1日開催の総会において協議した結果、第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）は概ね適切であると考えます。なお、第3期基本計画（素案）が一層の中心市街地活性化に寄与されるよう、下記の意見を申し添えます。

1. ヤマトヤシキ姫路店跡再開発計画への支援について

中心市街地の中心部に位置するヤマトヤシキ姫路店跡地（昨年2月閉店）について、街なかの回遊を高める拠点となり得ることから、引き続き行政・経済界から賑わい創出機能を配置するよう要望するとともに、再開発計画への支援が必要となった場合は、基本計画に追加できるよう柔軟な対応が必要と考えます。

2. エリアマネジメントの推進について

姫路駅北賑わい交流広場に加え、大手前通り再整備工事が完了した南工区を中心に、地域の魅力向上に向けた取り組みが開始しているが、全国において先行してエリアマネジメントに取り組む団体等は、組織運営を担うエリアマネージャーの確保や育成等が課題となっている。

については、高度な知識を有する人材の招聘や育成を行う上での予算確保等、具体的な事業を計画に明記する必要があると考えます。

更に、今後、これらエリアマネジメントの取り組みを持続的に推進していくためには、現在エリアマネジメントに取り組む団体だけでなく、中心市街地の多様な関係者を巻き込み、それぞれが認識するエリアマネジメントの考え方や想い、課題等を共有した上で進めることが重要と考えます。

については、まちづくり関係者をはじめ商店街、姫路市、商工会議所等も含めエリアマネジメントの認識や将来のあり方等を共有する場を設置する必要があると考えます。

3. おもてなし向上のための観光インフラの充実について

来訪者の更なる満足度向上のため、国際観光都市として各国から観光客を受け入れる上でのおもてなしの充実に向け、多言語標記の観光案内版の設置やサイネージの導入等、観光インフラ（無料Wi-Fiも含む）の充実が必要であると考えます。

また、これら観光インフラの充実は、災害時等の帰宅困難者対策や外国人観光客の情報源となり、多言語での避難誘導をはじめ、きめこまかい情報提供等が可能となります。

については、情報発信を強化する上で必要な案内板の設置やサイネージ導入のための予算確保等、具体的な事業を基本計画に反映する必要があると考えます。

4. 安心して街なかを回遊できる環境整備について

中心市街地では姫路城観光をはじめ、現在整備中の姫路市文化コンベンションセンターや県立はりま総合医療センター（仮称）といった都市福利施設の整備により、観光客だけでなく、足の不自由な方や子育て世代の方等、老若男女、様々な方が来街されることが想定されます。

については、車いすや歩行器・ベビーカー等の利用者が回遊しやすい環境づくりに努め、街なかを一体的にバリアフリー化するとともに、他都市で取り組まれている車椅子無料レンタルサービス等、受け入れ体制の整備もあわせて検討する必要があると考えます。

以上

9-3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

本市における人口、商業、公共交通、観光等に関する統計データの把握・分析を行い、「1-3 中心市街地の現状分析」において、記載している。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

中心市街地活性化に関する市民アンケート、まちなか来街者調査、中心市街地マンション居住者意識調査にて、地域住民のニーズの把握・分析を行い、「1-4 地域住民等のニーズ把握」において、記載している。

③ 前基本計画に基づく取組みの把握・分析

前基本計画の事業実施の状況や目標積算事業の評価を行い、「1-2 前計画の取組み・検証」において、記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 各種団体との連携

基本計画に基づく各種事業を円滑に推進していくためには、様々な主体が連携を図る必要がある。新計画においても、商店街、商工会議所、市民団体、観光コンベンションビューロー、民間事業者と姫路市が連携・調整を図りながら、事業を推進していく。

② パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和元年10月18日から令和元年11月18日までの間、パブリックコメントを実施した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

10-1 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」は、地域特性や地域資源に着目した独自の都市経営戦略として「新しい都市づくりを進める方策＝姫路スタイル＝」を設定している。

この姫路スタイルを実現するための「推進エンジン」として、以下の4つを打ち出しており、このうちの1つが「コンパクトシティの推進」である。



●姫路市総合計画における「姫路スタイル」のイメージ

本市は、これまで市内各地域に同じような都市機能や利便施設を配置し、市内どこでも同等の生活利便性が得られることを基本に都市づくりを進めてきたが、近年、多くの地方都市と同様に、地域コミュニティ意識や地域福祉を支える連帯感の希薄化、市街地の拡大による公共投資や維持管理費の増大、中心市街地の相対的な活力の低下等、様々な都市問題が顕在化している。このような状況に適切に対応するため、コンパクトシティの考え方を取り入れた都市づくりへと転換していくこととした。

このため、地域生活圏ごとに日常生活に必要な機能を充実することにより、生活利便性を確保するとともに、姫路駅周辺を中心とした中心市街地においては、高次都市機能を集積することで活性化を図る。さらに、この地域生活圏相互や都心部への移動利便性を向上することにより、交流と連携を促進し、市民生活の質の着実な向上と持続可能な都市の実現を目指すこととしている。

姫路スタイル・コンパクトシティ =効率的で効果的な都市経営の考え方=

あるもの活用

多核連携型都市構造

地産地消・地廃地活

- コンパクトで充実した地域生活圏
- ①核を中心とした特色ある生活圏の形成
 - ②基礎的な日常生活を充足できる機能の配置
 - ③地域間連携による機能の相互補完
 - ④交通結節機能の向上

■高次機能を有する都心部

- ①高次都市機能が集積した都心部の形成
- ②快適で賑わいある公共空間の創出
- ③都心型産業の創出
- ④地域交流、広域交流が融合したコミュニティの確立

生活の質(QOL)の向上

持続可能な都市の実現

目指すべき
都市像

生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路

一般的な
コンパクトシティ

**姫路スタイル・コンパクトシティ
=コンパクトな都心部と地域生活圏の充実=**

- ・都市機能を中心市街地に集中させ、街なか居住を促進し、歩いて生活できる生活圏域を設定
- ・辺縁部は自然環境の保全が主眼

市域

辺縁部(自然環境の保全)

都市機能の集中

中心市街地

都市機能の集中

辺縁部(自然環境の保全)

● 地域連携によるコンパクトシティのイメージ ●

多核連携型都市構造

あるもの活用

地産地消・地廃地活

地域資源・特性

日常生活機能

高次
都市機能

主核
(都心部)

地域核等

地域資源・特性

日常生活機能

地域資源・特性

日常生活機能

(2) 姫路市立地適正化計画(平成29年3月策定)

立地適正化計画は、将来にわたり持続可能な都市構造を構築するため、公共交通の充実を図りながら生活利便性を維持し、現在の暮らしやすさ、経済活力を守ることを目的とする。各拠点地区の中心となる鉄道駅等から徒歩や自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通機能、都市機能増進施設等の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している地域で、市街化区域内に定めることとなっている。

姫路市立地適正化計画は、都市機能誘導区域の設定により、一定規模以上の都市機能増進施設を誘導区域内へ立地することを促進する。都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域には、都市機能誘導拠点として、「中心拠点」「副次拠点」「地域生活拠点」「生活拠点」が定められている。

なお、JR姫路駅、山陽電鉄姫路駅がある中心市街地は「中心拠点」に選定されている。「中心拠点」は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として定義されている。

■立地適正化計画で選定した都市機能誘導拠点

拠点種別	拠点の区分	選定した拠点
中心拠点	播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点	JR姫路駅、山陽姫路駅周辺
副次拠点	広域交流及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能が充実している拠点	山陽網干駅、山陽飾磨駅 JR野里駅 周辺
地域生活拠点	地域の玄関口として交通結節機能等、日常生活を支える機能が充実している生活拠点	JR網干駅、山陽広畑駅、山陽白浜の宮駅、JR御着駅、JR余部駅、JR香呂駅、山陽大塩駅、JR英賀保駅、JRはりま勝原駅、JRひめじ別所駅 周辺
生活拠点	公共交通のアクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている生活の拠点	JR溝口駅、林田出張所周辺

①都市機能増進施設

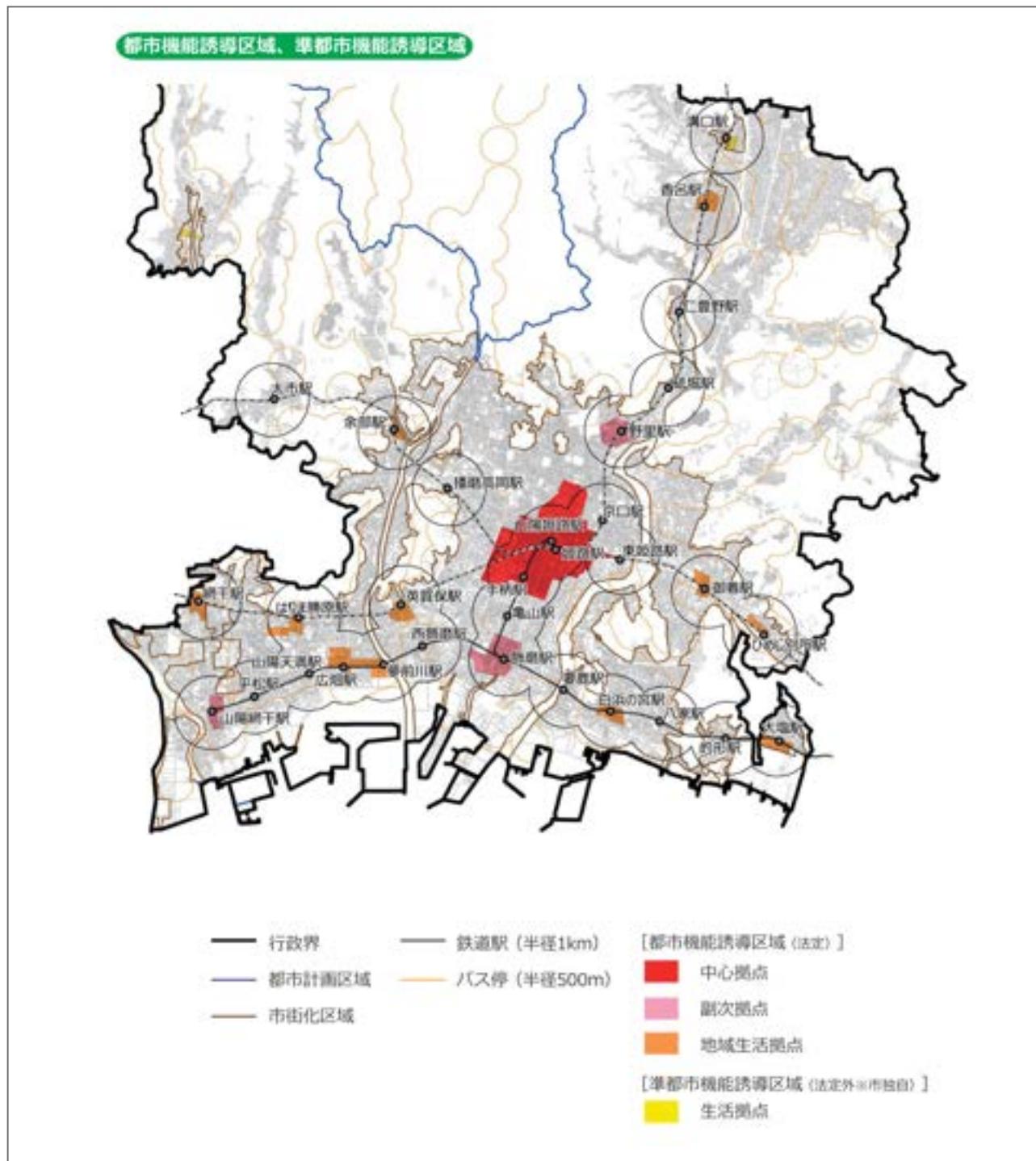
中心拠点における都市機能増進施設は、商業施設や医療施設等の市民生活のために必要な施設で、将来人口が減少し都市機能が低下しても、市民の生活利便性を維持するため、各都市機能誘導区域内には必ず確保しておく一定規模以上の施設としている。

機能	都市機能増進施設
商業機能	百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業 上記のうち、商業床面積が10,000m ² を超えるいづれかの店舗
医療機能	病院
金融機能	銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫 上記のうち、いづれかの施設

②高次都市機能増進施設の設定

中心拠点は、播磨圏域の中核としての役割を担っていることから、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も高次な都市機能増進施設として位置付けている。

医療機能	教育機能	文化・芸術機能	防災機能
3次医療提供病院	医療・福祉系専門学校	文化交流施設	広域防災施設



10-2 都市計画手法の活用

本市では姫路スタイル・コンパクトシティの実現に向け、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、平成21年6月23日に都市計画を変更し、中播都市計画特別用途地区として、準工業地域(763ha)における大規模集客施設（「建築基準法」別表第二(か)項の建築物）の立地を制限するための大規模集客施設制限地区を定めた。

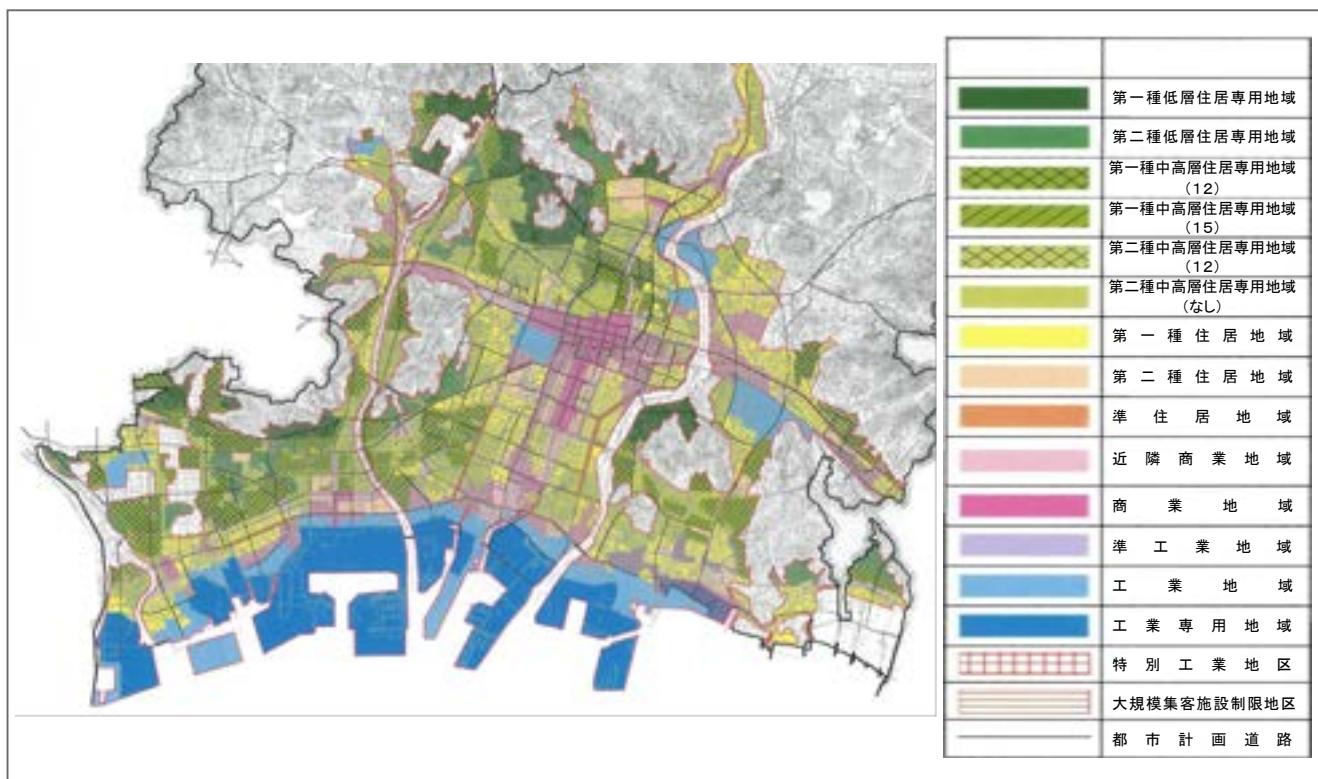
平成21年第3回姫路市議会定例会（9月開会）の議決を経て、「姫路市大規模集客施設制限地区建築条例」を制定し、平成21年10月8日に施行した。

（制限する用途）

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で、政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

（法手続き等の経緯）

- | | |
|------------|--------------------------|
| 平成21年1月・2月 | 地元説明会 |
| 2月 | 姫路市都市計画審議会（事前審） |
| 4月 | 都市計画決定（変更）案の縦覧 |
| 5月 | 姫路市都市計画審議会（本審） |
| 6月 | 都市計画決定（変更）告示 |
| 10月 | 姫路市大規模集客施設制限地区建築条例の公布、施行 |



●都市計画概要図

10-3 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地及びその外縁部に立地する都市機能は、世界文化遺産・姫路城という最大の資源をはじめ、大規模小売店舗と商店街による商業機能や業務機能の集積を中心として、兵庫県姫路総合庁舎、駅前市役所、中央支所等の官公庁や白鷺小中学校、姫路市立美術館、姫路文学館、兵庫県立歴史博物館、市民会館等の教育・文化・コミュニティ施設、また、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、中央保健センター等の医療・福祉関連施設等、様々な都市機能が集積している。さらに、山陽新幹線や山陽本線をはじめとするJR4路線や私鉄が乗り入れ、バスのターミナルとなっている姫路駅及びその周辺は交通的一大結節点でもある。これらの集積を有効活用し、さらなる強化を図っていく。

(市内及び周辺の大規模小売店舗の立地状況)

中心市街地における店舗面積10,000m²以上の大型店舗は、ヤマトヤシキ姫路店と姫路フォーラスが閉店したが、キャスティ21コアゾーンにおいて、ピオレ姫路、テラツソ姫路、マルイト姫路ビル等新規の大規模小売店舗が整備され、中心市街地の商業・宿泊機能の強化が図られている。

■中心市街地における大規模小売店舗(再掲)

	店舗名	業種	店舗面積	開店日	閉店
	ヤマトヤシキ姫路店	百貨店	17,051	S22.3	●
1	山陽百貨店	百貨店	27,488	S28.7	
2	銀ビルストアー(ポンマルシェ)姫路店	スーパー	2,990	S31.5	
3	むつみ家具	家具	2,980	S47	
4	板文 本館	家具	1,132	S47.3	
5	洋服の青山 姫路駅南本店	紳士服	1,096	S54.10	
	姫路フォーラス	専門店	14,652	S56.4	●
6	板文 ガレリア館	家具	1,484	H3.9	
7	ポンマルシェ大手前店(スクエアビル)	スーパー・本・CD	2,988	H17.5	
	プリエ姫路	ショッピングセンター	5,613	H20.12	※
8	イオンタウン姫路	ショッピングセンター	13,007	H23.2	
9	ピオレ姫路	ショッピングセンター	13,172	H25.4	
10	テラツソ姫路	ショッピングセンター	6,873	H27.7	
11	マルイト姫路ビル	ホテル・ショッピングセンター	5,260	H30.3	

(資料:大店立地法届出)

※プリエ姫路は平成25年4月30日をもってピオレ姫路へ統合

10-4 都市機能の集積のための事業等

中心市街地は、姫路城の城下町から戦後の戦災復興を経て、商業・業務を中心に様々な都市機能を集積してきた。これらを礎として「にぎわい」の創出と「活力」の増大に向け、新たな都市機能の集積を積極的に図る。

○市街地の整備改善のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)
- ・姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業

○都市福利施設の整備のための事業

- ・姫路市文化コンベンションセンター整備事業
- ・県立はりま姫路総合医療センター(仮称)整備事業

○居住等機能集積のための事業

- ・駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(再掲)
- ・姫路市文化コンベンションセンター整備事業(再掲)
- ・姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲)

○商業等機能集積のための事業

- ・中心市街地商店街空き店舗対策事業
- ・リノベーションまちづくりの推進
- ・大手前通りエリア魅力向上推進事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

11-1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 基本計画における実践的・試行的な活動

① 大手前通りの利活用

『まち・暮らし・踊る リバブルストリート』

～人々の暮らしとエリアの個性の“滲み出し”が彩る大手前通り～

○ 大手前通りの滞留空間について

大手前通り再整備工事では、歩道を歩行者、自転車、滞留空間の三つに分割し、中央部にウッドデッキやベンチ等を設け滞留できる空間となるよう整備を行った。この滞留空間はイベント等での活用が可能となり、電気や水道等のインフラ設備も追加されている。

新たに整備が完了した大手前通りを利活用していくため、沿道協議会である大手前通りまちづくり協議会「大手前みらい会議」が設置された。今後、日常的なにぎわい、憩う空間となるよう活用チャレンジを行い、大手前通りの将来ビジョンをとりまとめていく予定である。

○ 現在の課題とポテンシャル

沿道の低層部には飲食店や物販店といった用途が少なく銀行やオフィスが多いため、通りを歩いてにぎわいのある場所になっていない。また、大手前通りは姫路城と姫路駅を結ぶ来街者の主動線であり、質の高い空間整備ができている一方で、道路や街に開かれた建物1階の用途が少なく、通りの使い方や沿道に対する関わり方のデザインができておらず、単なる歩道空間となっていることが課題である。



●大手前通りの利活用イメージ

○大手前通り活用チャレンジ2019「ミチミチ」～食とクラフトに出会う秋の散歩道～

企画主旨：今後の大手前通りの利活用を具体的に想定した活用チャレンジを行う。

日 時：令和元年11月の1ヵ月間

場 所：大手前通り(十二所前線～国道2号線のウッドデッキ・滞留空間等)

内 容：沿道ビルオーナーやテナント事業者が中心となった大手前みらい会議(OMK)が、大手前通り周辺で働く方、訪れる方、そして観光客の方を姫路のおいしい「食」や魅力的な「マルシェ」でおもてなしをする。期間中は週末を中心に、多くのくつろぎ空間と飲食の出店や物販マーケットが大手前通りを彩る。

主 催：大手前みらい会議(OMK)

サポーター有限会社ハートビートプラン/はりま家守舎株式会社

まちなか広場研究所/SOCI株式会社

支 援：姫路市

②リノベーションまちづくり

近年、全国各地でリノベーションまちづくりの取組みが進められ、その結果、多くの物件が再生されるとともに、新たにぎわいと雇用が生み出され、エリアの価値が高まるといった成果が見られている。本市においても、商店街の空き店舗の活用により、中心市街地エリアの活性化に大きな効果があると考えられることから、講演会等を開催し、姫路のまちにおいてリノベーションまちづくりに対する理解を深めることで、実践に向けた機運を高め、空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。

【開催内容】

1) 平成27年度 リノベーションまちづくり講演会

日 時：平成27年11月25日(水) 19時00分～21時00分

会 場：姫路市市民会館 中ホール

趣 旨：近年、全国各地でリノベーションまちづくりの取組みが進められており、本市においても、中心市街地商店街の空き店舗の活用により、中心市街地活性化に大きな効果があると考えられることから、リノベーションまちづくりの第一人者である清水義次氏を講師にお招きし、「リノベーションまちづくりによるエリアの再生」と題して、リノベーションまちづくりに関する講演会を開催する。

講 師：清水義次氏(株式会社アフタヌーンソサエティ 代表取締役)

2) 平成28年度 リノベーションまちづくり講演会

日 時：平成29年3月13日(月) 19時00分～21時00分

会 場：姫路キャスパホール

概 要：なぜ、今リノベーションまちづくりなのか。姫路のまちの人たちが「視点」を変え、まちの「つかいかた」を変えることで、住みたい人・起業したい人・店を開きたい人たちに選ばれる“まち”と一緒に育むことを目指し、そのヒントや役立つ情報・内

容を講師から紹介する。また、姫路・野里商店街でリノベーションを実施しているメンバーによる事例紹介を行う。

講 師 :大島芳彦氏(株式会社ブルースタジオ 専務取締役)

事例紹介 :街's create(マチヅクリエイト)メンバー (現 はりま家守舎株式会社)

3)平成30年度「中小企業等支援人材育成事業(中心市街地活性化普及促進事業)」

特定テーマ型実地研修－特別編①(姫路市)－(経済産業省委託事業)

日 時 :平成31年2月1日(金)～2月3日(日)

テ ー マ :「姫路駅西地区を対象にしたリノベーション(空き地・空き店舗等)」

会 場 :NPO法人姫路コンベンションサポート「コワーキングスペース電博堂」

趣 旨 :まちづくりに関する新規事業をいくつも創り上げてきた講師とともに、姫路駅の西地区にある空き地や空き店舗を活用し、地域にこれまでなかつた新たな事業や取組みを検討する。ここで検討した事業や取組みの構想については、研修終了後も、「一般社団法人ひとネットワークひめじ」と連携し、継続して検討を進める。研修だけに留めず、姫路市をフィールドに新たな事業を創出していく研修とする。

講 師 :服部 彰治 氏(札幌大通まちづくり株式会社 取締役 統括部長)

内 容 :ガイダンス、講義、ディスカッション、現地視察、グループ検討、プレゼンテーション



11-2 都市計画等との調和

中心市街地の活性化は、以下のとおり上位計画等との整合性をもって進められている。

①姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」(平成21年3月策定)

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」では、「中心市街地の活力維持と向上のための取組みを行うことが急務」とされており、4つの基本目標のうち、「風格と活力ある歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。

②姫路市都市計画マスターplan(平成27年3月策定)

「姫路市都市計画マスターplan」では、都心部におけるにぎわいの創出と活力の増大等、既成市街地の整備・改善を進めることとされており、JR姫路駅周辺の高次都市機能の集積、都心部の居住環境や利便性の向上を図るとしている。

③姫路市立地適正化計画(平成29年3月策定)

中心市街地は、播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点として「中心拠点」に位置付けられている。中心拠点は、商業施設や医療施設等の市民生活のために必要な施設を一定規模以上確保し、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も位置付けている。

④特別史跡姫路城跡整備基本計画(平成23年3月策定)

「特別史跡姫路城跡整備基本計画」は、姫路城跡及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける保存管理、整備・活用及び景観誘導について、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に掲げる理念を具体化することを最大の目的に策定されている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するもの であること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の 総合的かつ一体的推進に関する 基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能 の集積の促進を図るための措 置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の 促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事 項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するもの であると認め られること	目標を達成するために必要な 4から8までの事業等が記載さ れていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施 設の整備その他の市街地の整備改善のための 事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げ る事業及び措置と一体的に推進する事業に関 する事項」に記載
	基本計画の実施が設定目標の 達成に相当程度寄与するもの であることが合理的に説明され ていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施され ると見込まれ るものである こと	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明 確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載

